

令和2年第2回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
6月11日(木)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	6
○町長挨拶	7
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○町政に対する一般質問	10
7番 関口雅敬君	10
5番 村田徹也君	18
4番 岩田務君	31
3番 野原隆男君	36
1番 板谷定美君	38
9番 新井利朗君	42
8番 大島瑠美子君	47
○発言の訂正	51
○町長提出議案の報告及び一括上程	52
○議案第22号の説明、質疑、討論、採決	52
・議案第22号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町税条例等の一部を改正する条例)	
○議案第23号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第23号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	
○議案第24号の説明、質疑、討論、採決	56
・議案第24号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町一般会計補正予算(第1号))	
○議案第25号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第25号 専決処分の承認を求めることについて(長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例)	
○議案第26号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第26号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度長瀬町国民	

健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議案第27号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）	
○議案第28号の説明、質疑、討論、採決	65
・議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例）	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	68
・議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号））	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	71
・議案第31号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	72
・議案第32号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○会議時間の延長	74
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	74
・議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）	
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	88
・議案第34号 工事請負契約の締結について	
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	92
・議案第35号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	
○議案第36号の説明、質疑、討論、採決	93
・議案第36号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて	
○議案第37号～議案第49号の説明、質疑、討論、採決	94
・議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命について	

・議案第47号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第48号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
・議案第49号 長瀬町農業委員会委員の任命について	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	101
・議案第50号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	102
○字句の整理	102
○閉会について	102
○町長挨拶	102
○閉 会	103

第 1 日 6 月 1 1 日 (木曜日) 本 会 議

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第73号

令和2年第2回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和2年6月5日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 令和2年6月11日(木)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

不応招議員（なし）

令和2年第2回長瀬町議会定例会 第1日

令和2年6月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

5番 村 田 徹 也 君

4番 岩 田 務 君

3番 野 原 隆 男 君

1番 板 谷 定 美 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第22号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第24号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第25号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第26号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第27号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第28号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第29号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第36号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第37号～議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（10名）

1番	板	谷	定	美	君	2番	井	上	悟	史	君
3番	野	原	隆	男	君	4番	岩	田		務	君
5番	村	田	徹	也	君	6番	野	口	健	二	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠美子		君
9番	新	井	利	朗	君	10番	染	野	光	谷	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	齊	藤	英	夫	君
教育長	野	口			清	君	総務課長	福	島	賢	一	君
企画財政課長	大	栗			徹	君	会計管理 者兼 会 計課長	相	馬	孝	好	君
町民課長	福	嶋	俊	晴	君		健康福祉 課長	中	畝	康	雄	君
産業観光課長	玉	川			真	君	建設課長	若	林		智	君
教育次長	内	田	千	栄	子	君						

事務局職員出席者

事務局長	野	口			晃		書記	石	川	正	木
------	---	---	--	--	---	--	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(野口健二君) 皆さん、おはようございます。

今日は、令和2年第2回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にて出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、10名でございます。定足数に達しておりますので、これから令和2年第2回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(野口健二君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野口健二君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(野口健二君) ここで、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和元年度2月分から4月分と令和2年度4月分に関わる例月出納検査の結果報告を受けております。その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

6月1日に、役場の全員協議会室で、秩父町村議員クラブの役員会が開催され、出席しました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、諸行事とも中止または延期、書面会議等に変更になり、そのほかの諸般の報告に関する事項はございませんでした。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から、組合会議のご報告を行います。

9番、新井利朗議員の説明をお願いします。

○9番(新井利朗君) おはようございます。去る5月22日、秩父広域市町村圏組合議会、全員協議会が行われました。その際の議事は、諸報告で、組合議会議員補欠選挙の結果についての報告がありました。これは、皆野町が2月に選挙した結果でございます。

続きまして、議会臨時会管理者提出議案についての概要の説明がありました。

ほかにパブリックコメントの報告、それから設計施工一括発注方式についての検証結果でございました。あと議会運営についての話合いでございます。

続いて、5月29日、令和2年臨時会が執り行われました。議席の指定が行われて、皆野町から選出された議員がそれぞれ指定を受け、その後、欠けていた議長選挙が行われ、皆野町選出の四方田実議員が議長

に就任いたしました。

会期はその日一日で、議題が5件ありました。最初に、議案第9号として専決処分、令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）、これは全員起立で承認でございます。

続きまして、議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例が提案され、全員起立で原案可決でございます。

議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）が上程され、原案可決で総員起立でございます。

次に、議案第12号として、工事請負契約の締結について提案され、総員起立で原案可決されました。

この工事請負契約というのは、現在消防本部があるところになりますが、今度、消防団員や消防士の技術向上を図る上から、消防防災拠点施設整備工事入札の結果を議会承認が必要なために報告がありました。これは、守屋八潮・黒沢特定建設工事共同企業体が落札しまして、金額は2億1,700万円、落札率は95.48%ということでございます。税込みで2億3,870万円の工事でございます。

あと、訴えの提起ということで議案第13号がありました。これも総員起立で原案可決でございます。

これは、以前に消防デジタル無線というのが導入された際に、納入業者による談合があったというふうな認定がされたことにつきまして、工事業者にこれまで請求してきたのですけれども、なかなか認めてもらえないところから、時効が間際でございますので、時効成立前に提起して時効の中断を図ろうということで訴えの提起についての提案があり、総員起立で原案可決でございます。

以上が秩父広域市町村圏組合議会からの報告でございます。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） 続いて、皆野・長瀬下水道組合議会議員から、組合会議のご報告をお願いいたします。

3番、野原隆男議員。

○3番（野原隆男君） 皆さん、おはようございます。皆野・長瀬下水道組合に関する報告をいたします。

令和2年第1回皆野・長瀬下水道組合議会が令和2年3月18日に行われ、岩田務議員、井上悟史議員、板谷定美議員とともに出席いたしました。

報告事項といたしましては、皆野町議会議員一般選挙に伴い、皆野町から新井達男議員、小杉修一議員、林太平議員、大塚鉄也議員が下水道組合議員に選出され、議員構成が変わったことにより正副議長選挙を行いました。その結果、指名推選により私が議長に、皆野町選出の議員の林太平議員が副議長に当選いたしました。

また、本定例会におきましては、条例制定2件、条例の一部改正3件、令和元年度補正予算3件、令和2年度予算3件の計11議案が提出され、慎重審議の結果、全て原案どおり可決されました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告といたします。

○議長（野口健二君） 以上で、諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。本日ここに令和2年第2回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中をご健勝にてご参会を賜り、当面する町政の諸問題についてのご審議をいただけますことは、町政進展のため、誠に感謝に堪えないところであります。

まず初めに、令和2年4月1日付で役場組織の変更、幹部職員の異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。

埼玉県からの派遣職員であります、大栗徹企画財政課長でございます。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大栗です。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 相馬孝好会計管理者兼税務会計課長でございます。

○税務会計課長（相馬孝好君） 相馬でございます。よろしくお願いいたします。

○町長（大澤タキ江君） 以上、異動のありました幹部職員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、6月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

秩父の山々も日に日にその姿を変え、里山の若葉も次第に濃い緑色に染まり、本来であれば爽やかな風と初夏の訪れに喜びを感じる時期でございますが、新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されたとはいえ、完全な終息にはほど遠い状況であり、まだまだ気を引き締めていかなければと感じているところでございます。

緊急事態宣言を受け、当町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、公共施設の休館や学校の休校、イベントの開催の在り方など、感染拡大の防止策を講じてまいりました。あわせて、町民の不安を解消するため、1人一律10万円の特別定額給付金や、学校臨時休業に伴う家庭負担支援給付金などの現金給付を迅速に行いました。また、業務継続を考慮し、職員の交代勤務や時差出勤などの取組もしてまいりました。

おかげをもちまして、当町では感染者の発生はない状況でございます。これもひとえに、町民、事業者をはじめとする全ての皆様の感染防止対策、外出自粛、休業、営業時間の短縮など、大変なご努力とご協力の結果であり、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、新型コロナウイルスとの闘いの最前線で献身的なご対応をいただいております医療従事者の皆様に、重ねて御礼を申し上げます。

今後、地域経済への影響は申し上げるまでもなく甚大で、経済活動の縮小、景気低迷、雇用情勢の悪化は深刻さを増すばかりでございます。地域経済を守るためにも、まずは支援を必要とする皆様に寄り添い、町民生活及び経済活動の平常化のため施策の充実を図ってまいりますので、議員の皆様におかれましても、ご支援、ご協力を引き続きよろしくお願いいたします。

ここで、3月定例会以降における主な事項についてご報告申し上げます。

最初に、総務課関係についてご報告申し上げます。

4月6日から15日までの間、春の全国交通安全運動が実施されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年より規模は縮小いたしました。4月7日に役場前におきまして関係機関の皆様のご協力をいただき、交通安全キャンペーンを実施し、国道を通過するドライバーに交通安全を呼びかけました。

続いて、健康福祉課関係について申し上げます。

例年5月に実施しております長瀬町社会福祉大会・福祉バザーにつきましては、新型コロナウイルス感

染症拡大防止の観点から中止となりました。準備等にご尽力をいただきました皆様には、おわびを申し上げますとともに、来年度に再開する際には、変わらずご協力をいただきますようお願い申し上げます。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

毎年8月15日に開催しております長瀬の夏の風物詩、長瀬船玉まつりにつきまして、新型コロナウイルスの拡大防止の観点と景気動向を踏まえ、花火につきましては中止となりましたが、水上安全修祓祭等の神事は実施いたします。また、花の里実行委員会やボランティアの皆様のご協力により準備を進めてきました花の里・ハナビシソウ園につきましても、苦渋の判断ではございましたが、こちらも中止といたしました。

その他、毎年、観光協会で実施している桜まつりと藤まつりのほか、長瀬町全域の観光業につきましても、緊急事態宣言による自粛要請を行ってまいりましたが、5月28日から長瀬ラインくんだり再開をきっかけに、町では活気を取り戻し始めてきている現状です。

続いて、教育委員会関係について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、埼玉県からの休業要請を受けまして、小中学校各校とも3月2日から臨時休業とし、4月に予定しておりました入学式、始業式を延期しておりましたが、6月1日から今年度のスタートを切ることができました。再開後は、文部科学省で示している学校再開ガイドラインに基づき、家庭と連携をしながら予防対策を講じ、学習活動を進めてまいります。また、長期間にわたり中央公民館をはじめとする社会教育施設や社会体育施設、郷土資料館などの休館により、町民の皆様には大変ご不便をおかけしておりましたが、利用者の皆様にご協力をいただき感染症対策を講じ、6月上旬から使用を再開いたしました。

なお、学校体育施設につきましては、いましばらくの間、貸出しを休止しますが、学校再開において活動が落ち着いてきましたら、順次貸出しを再開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、専決処分9件、条例の改正案2件、補正予算案1件、契約の議決案1件、一部事務組合の規約改正の議決案1件、同意案1件、人事案14件の合わせて29議案であります。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げます。

いずれも町政進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。



◎議事日程の報告

○議長（野口健二君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。それに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



◎会議録署名議員の指名

○議長（野口健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

8番 大島 瑠美子 君

9番 新井 利朗 君

10番 染野 光谷 君

以上の3名でございます。



◎会期の決定

○議長（野口健二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの2日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認め、よって本定例会の会期は、本日から12日までの2日間に決定しました。



◎町政に対する一般質問

○議長（野口健二君） 日程第3、行政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧表の順に従って発言を許可します。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきますよう議事の進行にご協力いたしますよう特にお願いたします。

それでは最初に、7番、関口雅敬君の質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 初めに、新型コロナウイルス感染に対する町民支援について町長に伺います。

新型コロナウイルス感染対策として、感染抑制、経済対策など国民生活を守るため、国、県から様々な法案や通知が出ています。緊急事態宣言の発出により、国民に不要不急の外出をしないよう、商業者や観光業者などに休業要請していることから、不安な日々が続いています。町は住民のそうした不安を払い、支える必要があります。

このような状況下、長瀬町として町民の生活を守るため、何をされようとしているのか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、緊急事態宣言に伴う外出自粛要請や事業者への休業要請により、町民の皆さんは不安な日々を過ごされたことと思います。その中で、町民誰一人新型コロナウイルスに感染すること

なく今日を迎えられているのは、皆さんお一人お一人のご理解とご協力のたまものと心より感謝をしております。

町では、これまで町民の健康、命を守ることを第一に考え、小中学校の臨時休業、町営施設の貸出しや町主催事業の中止、延期など、感染拡大防止策を講じてまいりました。また、経済面においても学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金や、国の事業である特別定額給付金などについて、少しでも早く町民の生活維持、改善に資するよう専決処分により対応してきたところです。

さらに、今回議案として提出しております一般会計補正予算（第3号）では、生活に困窮している方々の支援策や、地域の需要喚起を図る事業の予算を計上しております。引き続き、町民の生活を守るため、手を緩めることなく対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、町長から発表がありました。国からの支援策以外、私には今具体的に何をどうするのか、全く分かりません。言葉では、何となくそうかなというのがありますけれども、具体的に何をするのか分かりません。

学校が休業になってから家計負担支援金、あるいは中小企業経営の利子補給というのは、私のところへプリントで来ています。この1人2,500円、子供の家庭にやるというのは、平素学校が普通に行っていれば、学校給食費として負担をしてあげていると決まっていることが、今回こういう形で載っているのだらうと思います。

そこで、いま一度町長に質問をいたしますけれども、町民を守るという言葉は入って、私と同じ考えでございませぬ。そこで、大変長瀬町でも予算が厳しいというのは、前回の議会で質疑を行いました。よく分かっております。また、一般町民が苦しむ中、今回そういう言い訳で許される状況ではありません。そもそも普段から町民に、固定資産税や公共料金をお預かりしているもので、また地方交付税にしても、大体は町民一人一人から預かった税金です。ましてや消費税があるわけですから、日本人である以上、皆さん納税者です。町民側からすれば、こんなときこそ目に見える形で支えてほしいと思うでしょう、多分思っていると思います。まずは、税金や公共料金をはじめ、各種の費用負担の免除など、打つ手はあるはずで

す。

国家的な危機状況ではありますが、我々の給料返納もやむなしだと私は思っています。町長も、選挙のときには大盤振る舞いで半額にしたという経緯があるが、これだけ町民が困っているときですから、今給料を返納して、町民にスピード感を持って事業をする、これは次回の議会まで待つ余裕などないです。町民の人はみんな困っています。困っている人手を挙げてくださいますと言っても、手を挙げる人はほとんど、私は今までの経緯を見てもいいと思います。かなりボディブローが効いて、本当に苦しくなっているはずで

す。

そこで、町長、4月の下旬に、総理大臣が固定資産税について言及したのをテレビで見たことがありますか。内閣総理大臣が固定資産税の減免というのをしゃべっている姿を見て、私は啞然としました。あれっ、固定資産税って内閣総理大臣がこういう言葉を発しているのかなという感じをしたので、私も勉強してみました。固定資産税は、地方公共団体に認められた税の仕組みです。総理大臣といえども、仕組みの枠を乗り越えて勝手な発言をされては困るのではないですか。町長、そここのところも1点、これをお聞きいたします。

そこで、この難関を乗り越えるというときに、今何ができるか、今何が求められているのか、本当にしっかりとした検証をしながら、町民に何か策を具体的に、町長言ってください。お願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、子供さんたちへの5,000円給付のお話が出てまいりました。2,500円でなくて5,000円でございますので。こちらにつきましては、学校が休業になっていて給食が出ないからというお話のようでございますけれども、休業中ということで、確かに給食はなかったわけでございますけれども、今年は夏休みが縮小になります。その中で、子供さんたちが8月の1日から16日までが夏休み、それ以外は学校に出てきていただくということになっておりますので、その間は給食を提供することになっております。当然子供さんたちがお休みしている間の給食費はいただかないわけでございますけれども、その夏休み分、これにつきましては、またいただかなければならない状況になってくるわけでございますので、そのようなことを勘案いたしまして、学校が休業したからということではなくて、家計の負担を軽減させていただくということで、なるだけ早くにということで、専決で5,000円を配らせていただきました。

それから、税金についてのお話がたくさん出てまいりました。これにつきましては、私のほうから簡単にかいつまんでお話をさせていただきます。国のほうの施策につきましては税務会計課長にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、今日これから補正で皆さんにお諮りをする部分が出てまいりますけれども、これがこれから町として皆様方の生活をお守りさせていただくという案件になっておりますので、補正予算の中でよくご本人もそしゃくしていただいて、ご議決いただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、減免でございますけれども、現在収入がおおむね20%以上減少し、納税が困難な事業者等を対象に、全ての町税について徴収猶予の特別措置を講じております。また、収入が30%以上減少が見込まれるなど、一定の要件を満たす方を対象に、国民健康保険税の減免を実施いたしております。

それから、公共料金につきましては、長瀬町の上水道事業、下水道事業は、一部事務組合で業務を行っております。一部事務組合では、料金を減免することは今のところ考えておりませんが、町民からの相談に対して、納付猶予や分割払いなどで応じております。

それから、町として公共料金減免を働きかけたり、減免分を補填したりするという部分に対しましては、町としては、今後は公共料金の一律減免などではなくて、減収等により困窮している方に向けた支援が重要だと考えております。

また、一部事務組合を構成する自治体間で歩調を合わせる必要はございますけれども、今のところほかの団体でも減免に向けた動きはございません。

落ちているところにつきましては、担当課長のほうから説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） 税務会計課長。

○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、関口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

関口議員ご指摘の固定資産税の軽減措置についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経済環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、固定資産税のうちの償却資産、それから事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を、売上げの

減収率に応じて2分の1、またはゼロとする軽減措置を講ずるとなっております。対象業種は、原則として指定しないということでございます。

それから、対象税目でございますが、先ほど言ったように固定資産税のうちの土地を除く償却資産と事業用家屋ということになります。

軽減の内容でございますが、先ほども申し上げましたが、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが、前年同期と比べて30%以上50%未満減少している業者については、課税標準額を2分の1に軽減します。それから、50%以上減少している事業者については、課税標準額をゼロといたします。それから、この措置に伴います減収する税金につきましては、国のほうで全額を補填するということになっております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、最後に税務会計課長が言ったように、財源を発表すれば、結局は国のふんどしで相撲を取っていると。私が先ほどから町長に質問しているのは、町独自で町民の皆様に、こんなときだからこそ至急手を貸してあげられる何かないですかと言っているのです。新聞を見れば、例えばよそがこうやったから同じことをやれと私は言いません。この秩父地域でも、小鹿野でも、横瀬でも、独自の策を打ち出しているではないですか。

町長、私が聞いているのは、町の独自の政策を聞いているのであって、国でも、こんな今の話は全部国の事業ではないですか。だから、私は長瀬独自の政策を町長何か持っていませんか。それについては、財政が厳しいこの町だから、私たちの給料も下げても、町長は選挙のときに50%と言って大風呂敷を広げてやって当選して、少ししたら元へ戻してしまった。だから、こんなときだからこそ我々も協力するから、そういう費用をもって町民に長瀬町独自の仕組みを与えてやったらどうですかというこの質問です。

これからも、感染症発生するかもしれません。また、昨年のように台風など、そういう被害がないとは限りません。そこで、子供や孫の世代にあまり借金を残さず、持続可能な支援策を見つけて、早く実行するのが必要だと私は言っているのであって、町長が今回危機に対する覚悟と気持ちを、政策の内容を併せて具体的にはっきりとお答えいただきたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど税金のほうのお話が多かったものですから、税金のほうのお話をさせていただいたわけでございますけれども、町で独自の施策といたしましては、先ほど申し上げました学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金事業、これを4月22日に専決をいただきまして、5月15日には支払いをさせていただきました。それから、中小企業等経営支援利子補給事業です。こちらも町独自の対策でございます。それから、新型コロナウイルス感染症対策費、これも町単独でございます。

それから、これにつきましてはまた国のほうからというお話になるとは思いますけれども、議案として第3号で提出しております町独自の経済対策といたしまして、住民税非課税水準まで減収した世帯に対しまして5万円から7万円を給付する生活支援臨時給付金や、5日以上休業した事業者に5万円を給付する中小企業個人事業主支援金、それから町内の飲食店や観光スポットで利用できる割引パスポートを町民に配布することで、地域の需要喚起を図る町内事業需要喚起推進事業といった事業を盛り込んでおります。

これからも、これで終わりではなくて、追加の経済対策はどしどしと検討をしていく予定でおりますの

で、ぜひご理解賜りたいと思っております。これから一般会計補正予算で出てまいりますので、先ほども申し上げましたとおり、ご理解いただければありがたいなと思っておりますのでございます。

それから、議員の給与に関しましては、議員さんでお決めいただくことでございますので、こちらから云々というわけにはまいりませんので、ぜひそちらでお話をいただければありがたいと思っております。また、私も1期目のときには50%切らせていただきましたけれども、2期目のときに20%ということで、現在20%切らせていただいておりますことを申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（野口健二君） では次、7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 規則どおり次の質問に移ります。

今度は、マスクの調達について町長に伺います。新型コロナウイルス拡散防止のため、マスクの着用を住民に要請していますが、そのマスクは多くの人が購入できずに困っている状況です。

そこで、災害とも言えるこの状況下に、災害協定を結んでいる企業からマスクを優先的に調達したり、手作りマスクの作製を町民に募り、入手困難な町民に配布することはできないか伺います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のマスクの調達についてのご質問にお答えいたします。

小中学校が臨時休業となった3月以降、また4月の緊急事態宣言発出以降は、特にマスクの調達が難しい状況でございました。マスクの調達が困難な中で、町民の皆さんには不要不急な外出の自粛、3つの密を避ける、また小まめな手洗いや消毒、マスクの着用、せきエチケットなど、感染予防対策にご協力をいただき心より感謝を申し上げます。

マスクの入手が困難な町民への対応につきましてでございますけれども、3月には妊婦及び医療的ケア児家庭へ不織布マスクを、4月には民生委員活動を通じて75歳以上の独り暮らし高齢者へ手作りマスクを配布いたしました。国が配布する1住所当たり2枚の布マスクは、6月1日から町内に届き始めております。未配達の方については、配送申込み方法の周知を行い、全ての世帯へ配布できるよう取り組んでまいります。

また、6月1日には社会福祉協議会と協力してマスクバンクを開設いたしました。これは、手作りマスクや使用しないマスク、マスク材料の寄附をお願いするもので、皆さんから頂いたマスクは、75歳以上の方、要介護認定を受けている方などで希望する方に配布してまいります。

なお、緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。新型コロナウイルス感染症の影響は長期化すると考えられるため、引き続き国が示す新しい生活様式を参考に、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3つの密を避ける等、新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止対策を講じてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、マスクは事業がなされているという答弁をいただきましたが、そのマスクを頂ける方、あるいは広報がどういう広報をしているか、一般住民の方はほとんど分かりません。私が、4月の中旬でした。家庭で、友達と話をしながらみんなで手作りマスクを作って、かなりマスクがたまったので、誰か欲しい人もいるのかねという質問を私は受けました、町民の中から。そこで、4月の中旬に総務課長に私は提案をいたしました。その後、何の広報を見ても何も無い、幾らいいことだろうということで

提案をしてもスピード感がなく、今の話だと6月1日から社協で手作りマスクどうのこうのというのがありました。私が布マスクをやったら、埼玉新聞で5月の連休前、5月からです、これ第1回目の発表のやつですから。私は、これと同じのを総務課長にお願いしているのです。総務課長に言って、町長にも言っておいてねということで、これと同じやり方を4月の中旬に、長瀬町は使ったほうが良いと、住民の方が一生懸命マスクを縫えるのだから、欲しい人がいるのだったらそういう人に回してあげられるような、その中間に役場が入ってもらえるように言ってくださいということで私はお願いしました。細かい話で本当申し訳ありません。先ほどの1回目は、本当に困っている人にいろんな給付を与えてほしいということで、私は2番目のこのマスク、細かい話だけれども、本当に町民の財産と生命を守るという気持ちがあったら、もっと早く取り上げて、こんな事業は簡単にできます。そんな民生委員をどうのこうのなんて言わなくて。それと、私がこのマスクだとかそういう事業を、町は本当に考えて町民のためにやる気があったのかどうか、お聞きをしたいと思っています。

また、町長、これは災害、今このコロナウイルスは、これ災害なのです、本当に。ですから、災害時に企業と提携を結んでいますよね、SOSを出せば助けてくれる、私はそれを信じています。そういう企業に、町長、副町長もいるのだから、そこでこういう何かSOSやっていますか。町長は、昔埼玉新聞は誤字脱字があるからと言ったけれども、私は特に埼玉新聞をよく読んでいるのだけれども、その埼玉新聞は秩父地方のいろんなのが出ています。例えば秩父市内にある女性の下着メーカーの島崎織物が、秩父市役所に何万枚マスク寄附しました。小鹿野でも、どこどこが寄附しました。横瀬でも、どこどこがマスクを寄附しました。長瀬がそういう記事に載っていないからどうのこうのというのではないです。私は、本当にお年寄りがマスクが欲しいのだけれども、買いに行ってもマスクなんか無いと言われるので、どこに行けば買えるので、どこに行けばもらえるのでと言っているお年寄り、何人も当たりました。

そこで、町長、そういう災害時に本当にSOSを出せば助けてくれる、それで企業との提携を結んでいるわけですから、今回コロナウイルスのこのために、企業にどのぐらい働きかけもしたか。先ほど言う総務課長に、4月の中旬に私は、このマスクの事業、プロジェクト、長瀬町やったほうが良いと提案もしました。私が提案したのでは取り上げたくないでしょうけれども、聞く耳を持って町民のために事業をしてもらえば、マスクは届くのです。私も、だからある方に頼んでお祭りの手拭いでマスク手作りして、マスクがないという子供にも本当にあげました。

町長、そういうことで、別にどうのこうの、よそがどうだからと責めるわけではなくて、本当に長瀬町の住民を守るために一つになって、そういう例えばこれはいい、私が言ったのはあまり大した案ではないのです、みんなが縫っているから、それを役場が窓口になってみんなに配ってくれないなんていうのは、いい案ではないかもしれないけれども、もっといい案を練って、これだけご立派な方がそろっているのですから、いかがですか。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

関口議員から、よいご提案をいただいたようでございますけれども、私のほうにはそのお話は届いておりませんでした。現在、先ほど関口議員が4月の中旬というお話でございましたけれども、実は健康福祉課が本当に努力をしていただきまして、最も必要とされる方々になるだけ早くということで、あちらこちら手を、あちらこちらに聞いてみたりして、配布をしていただいたわけでございます。

細かいお話をさせていただきますと、3月2日には保育園、認定こども園に、子供さんたちにマスク配

布はしていただいております。それから、医療的ケアの必要な子供さんのご家庭には、3月18日と4月14日に配布をしております。そしてまた、高齢者、先ほど手作りマスクのお話でございましたけれども、4月21日には手作りマスクを独り暮らしの高齢者に配布をいたしております。また、どこからかいただかなかったかというようなお話でございますけれども、話は早くから来てはいたのですが、なかなかそのマスクが調達できないということで、今月になりましてから、コカ・コーラさんから4,000枚寄附をいただきました。

せっかくいいご提案をいただいたのが、私のほうにその声が届いていなかったということは、議員さんと職員の意思の疎通がちょっと足らなかったのかなという思いがいたしておるところでございますけれども、直接町のほうにマスクを作りたいとか、そういうお話をいただいた方たちもおります。そういう人たちが作ってためておいていただいたりした中で、お配りもできたりという部分もございますし、先ほどの社協が云々という話は、6月1日からマスクバンクを設置したということで、役場の入りましたところと、あと社協、そちらにご不用なもしマスクがございましたらば、ご寄附をしてくださいということでボックスを置かせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 社協が6月になってからやったという話、もう何回も聞きましたけれども、この埼玉新聞は、手作りマスク5枚1セットで送っていただくと、クオカードを1,000円分、その送ってくれた方にやるプロジェクトなのです。これは、5月の1日にやって15日には締め切りますよという広告を出して、もうすぐです。2回目、これ同じものが出たけれども、2回目にはクオカードがない状況になりましたので、あとは皆さんご寄附くださいの、そういうふうになりました。それほど、この埼玉新聞を読んだ埼玉県内の県民の方が、本当に自分がマスクを作って県民の皆さんのために協力したいということで、こう集まるのです。

長瀬は、今社協でやった、何がやったという話ありますけれども、その広報の仕方はどういう広報の仕方をしたのか。例えば健康福祉課長、1人の家庭に配ったといっても、どうやって見つけて配りに行ったのか、ちょっと聞かせてください。総務課長、悪いね、私が総務課長に電話で、これ言ってくださいねということで、対策本部は健康福祉課ですと言われたけれども、総務課長にこういう提案をしておくから町で練ってくれと言ったら、今町長は聞いていないと言ったけれども、そういうのではなく、今のはいいから、もう後の祭りだから、今後は本当にいい提案があったら取り上げてもらって、私が言っても聞く耳持ってもらえないのだったら言いませんけれども、健康福祉課長、どういう事業をどういうふうに行って見つけて配ったのか、ちょっと聞かせてください。

その返答によっては、議長、もう一回やらせてください。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

手作りマスクを高齢者、主にですけれども、75歳以上の独り暮らし高齢者にマスクを200枚以上配布したわけですが、それにつきましては、手芸ボランティアの方と民生委員さんにマスクの作成をお願いいたしました。それで、民生委員活動の一環として、民生委員さんがふだんから気にかけている方々をピックアップしていただきまして、その方に配るという形で実施をさせていただいているところでございます。

また、先ほどのマスクバンクの関係の周知なのですが、今回は6月1日からということで、広報のほうにはまだ載せておりませんが、今は掲示とホームページで告知しているところがございますが、今後、回覧等で皆さんに周知を図ってまいりたいと思います。また、譲ってくださいだけではなく、欲しい人はどういう手続でやったらというような形も含めて周知をしてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員から、マスクが足りない人がたくさんいたというお話をお聞きしているわけでございますけれども、私も実はマスクがなかったのです、本当のこと言います。4月の初めに会議がありまして、困ったなと思えば、友達がマスクがないだろうからとすぐ作って持ってきてくれたのです。結構皆さんマスクがないという状況になりましたときに、手作りマスクがどんどん普及していきました。その中で私が思ったのは、昔、哲学者で数学者であるパスカルが……

〔「俺知らねえや」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 「人間は考える葦である」ということを言われた。やっぱり人間って知恵があるのだなと本当に関心をいたしましたけれども、やはりお店でないということになりますと、いろいろ皆さん考えるのです。その中で、昔戦争を経験された方たちがまだまだたくさんいらっしゃるわけでございます。そういう方たちというのは特に知恵がございます。そうした中で、マスクが不足しているようだからということで、いろいろ作って方々に、あちらこちらに配ったというお話もたくさん聞いております。実際私のところにも、友だちたちが困るだろうからということで、今日も私が不織布ではないのしていますけれども、不織布マスクを全く使わなくても、あちらこちら友達が、なくて困るだろうからということで作っていただいておりますけれども、そうしたことが町の中では大分起こっていたということ、これは私はやはりこの小さな町の中で、お互い助け合って、補い合っただけということ、本当にありがたく感じたところでございます。

以上です。

○7番（関口雅敬君） 議長、短くちょっとやらせてくれない、あと1回。

○議長（野口健二君） 特別に。7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今町長が言ったように、本当に困っている人のところへ渡る、目立った人には行きます。目立たないで本当に困って家庭の中へ閉じ籠もってしまって、マスクどこで売っているのとやっている人へ届けなくてはなのために、町が手を挙げて中間に入って、縫ってくれた方、配布する方、それは区長を使ってでも何使っても、お願いしてでも配る方法は幾らでもあるのです。

だから、それを私も4月に、早くに自分のマスクも、100円で買ったマスクが2週間も3週間もやって、どこ行ったら売っていないのだから。6月からやったらって、テレビ見ていけば、お一人様50枚入り10箱までなんていって幾らでも売っているのだから、今は。だから、本当に困ったときに、今町長も実感して分かっているのだから、もっときめ細かに町民の人を助けるために、町長が先頭を切ってやってくれば、私も町長がやることを反対するために来ているのではないのだから、いいことだったら一生懸命やります。駄目なことがあるから、私は手を挙げて意見言うだけなのだから。

ぜひ町長、住民の本当に困っている人、声出せません。困っていると手を挙げない、みんな我慢強く頑張ってくれています。私は、議会報告を配って本当にオートバイで回って歩いていると、いろんな話聞いて、よくこっち頑張っているな、声出したほうがいいよと言ってあげているうちもあります。本当に困っ

ているお年寄りも、どこへも行けないと、マスクしなければ買物も行けないのだし、マスクがない。では、しょうがないからタオルをこうに巻いて行きなと言ったら、その声を聞いて近所の奥さんが、3枚あるから、手作りで悪いけれども、1回洗って使ってくれと、そういうふうにやってくれています。町民同士のコミュニティはそううまくいっています。だから、町の職員が先頭を切って、大変なときで、本当にお願ひするのは大変で悪いと思います。住民のためにやってやってください。

議長、1回余計サービスありがとうございました。終わります。

○議長（野口健二君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

○5番（村田徹也君） それでは、新型コロナウイルス対策について町長にお伺いします。

新型コロナウイルスは、世界中に拡散して猛威を振るい、日本でも人々を震撼させています。4月7日に国が緊急事態宣言を発出したことを受け、当町においても対策本部を立ち上げ、日々その対応に追われている状況ではないかと思えます。

そこで、役場内に対策本部を立ち上げるまでの経緯と、今までに行った対策、住民に対する周知や支援をどのように実施するか伺います。なお、7番議員と重複するところがありますので、それについてはカットで答えていただいて結構だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、役場内に対策本部を立ち上げるまでの経緯でございますが、新型コロナウイルス感染症の国内における拡大を踏まえて、情報共有、役場内の連携を図るために、2月21日に庁内対策会議を立ち上げ、計5回開催をしております。

2月21日の第1回の会議では、埼玉県の新型コロナウイルス対策本部会議が2月20日に開催されたことを受けて、埼玉県の対応状況の把握、今後の町の実施体制について協議をいたしました。

2月28日の第2回会議では、安倍内閣総理大臣が2月27日に、3月2日から春休みまでの小中学校等の臨時休業要請を発表したこと。また、翌28日の大野埼玉県知事及び埼玉県教育長からの要請を受けた小中学校の臨時休業、小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブ室の開設、町施設の休館、事業の中止や感染予防、感染拡大防止に係る周知について決定し、区長回覧にて町民の皆様へお願ひを、また町ホームページに特集ページを開設したところでございます。

3月の26日の第3回会議では、施設の貸出しや事業の中止の延長を、また4月3日の第4回会議では、小中学校の再開などについて決定をしたところでございます。しかしながら、4月7日には国の緊急事態宣言発出の情報を受け第5回会議を開催し、小中学校の5月6日までの臨時休業延長、事業の中止、延期などについて決定をいたしました。

次に、国の緊急事態宣言発出を受け、新型インフルエンザ等特別措置法の規定に基づく対策本部会議を4月8日に立ち上げ、5月27日までに計5回開催しているところでございます。

4月8日の第1回会議では、国から出された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や、埼玉県における緊急事態措置の実施について、その内容を確認するとともに、役場内の感染予防対策や緊急事態宣言発出等についての情報を周知するために毎戸配布することなどを決定しました。

4月24日の第2回会議では、役場内の情報交換、連絡調整を、4月28日の第3回会議では、小中学校の5月31日までの臨時休業が埼玉県から要請されたことによる臨時休業の延長などを決定いたしました。

5月7日の第4回会議では、5月4日の緊急事態宣言延長、国が示した新しい生活様式について情報共有、連絡調整を行っております。国の緊急事態宣言解除を受けて5月27日に開催した第5回会議では、宣言解除後の対応について協議、決定したところでございます。

次に、今までに行った対策、住民に対する周知や支援をどのように実施するのかについてでございますが、感染予防、感染拡大防止として、小中学校の臨時休業、中央公民館など、施設の臨時休館、町主催事業の中止、または延期、役場庁舎入り口などへのアルコール消毒液の設置などの対策を行ってまいりました。また、経済面では学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金や、国の特別定額給付金などをはじめ、今回補正予算として各種支援策を計上しております。住民に対する周知につきましては、「広報ながとろ」や回覧、チラシ、町ホームページへの掲載、ちちぶ安心・安全メールでの配信など、様々な媒体を活用してその周知に努めております。

緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。引き続き、国が示す新しい生活様式を参考に、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3つの密を避ける等、新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止に関し、その動向について注視して対策を行ってまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今町長のほうの答弁をいただきましたけれども、まず対策本部に、内ではなくて外でもいいのですけれども、外部専門家の配置、または顧問的なものについては用意されていたかどうか。この感染症が、非常に医学会でも難しいというふうなことであったので、町で対策等を今答弁していただきましたが、内容によっては、そういう専門家に頼ると、相談するということも必要だったのではないかなと思ひまして、そのことについて1点。

それから、国や県から自粛要請等、協力要請とありましたけれども、町としては公共の施設、または幼稚園、保育園等にそういうものを出された。しかし、それ以外については、長瀬町の観光、長瀬の商店街等は大分シャッターが下りていましたが、町として、例えば観光協会に通知をするとか、そういうことは必要なかったのか。ちょっと国、県がやっているから、そちらから行っているのか、そこが私は分かりませんので、町の立場としてどうだったのかというふうなことについてお伺いします。

それから、行事について。国の特別定額給付金支給については、新聞紙上に出たよりも早く配布されたのではないかなと思います。これについて多分起債を起こしたと思うのですが、利子、人件費等についての国庫補助はあるのかどうか、これについて。

それからオンライン申請、何かこれもあやふやになりましたが、紙ベース申請との割合が分かっていたら。なお、記載ミス等も多分あったと思いますので、町として、それについてどう対処したか。なお、まだ終わっているわけではありませんが、9割程度の申請がなされていると聞いておりますが、これが申請不可能な方もいらっしゃるであろうと、成年後見人制度等もあると思いますが、その落ちとかいう確認支援はどう考えているのか、そのことについて。

あと、子育て世代の臨時特別給付金1万円ですけれども、これも国の事業ですが、公務員は除くと。公務員は自分で申請するというふうなことなのですが、これ公務員の方には町からの連絡が行くのかどうか

ということについて。

誠に申し訳ないのですが、この2つの事業については回覧で回ってきました。これは、国もそうなのですが、私の間違いかもしれません。「支給します」と書いてあります。その前に、国からという言葉はどこにも書いてありません、ここに持っていますけれども、支給しますというのは、主体が町になるような気がするのです。この主体は国ですよ、だから支給されますが一般的ではないか。こんな言葉尻を取って申し訳ないのですけれども、支給しますは町が支給すると感じてしまうのではないかなというふうなことです。

あと、いろいろあるので、町の単独事業、学校臨時休業に伴う家計負担支援金、これにつきましては給食がないからとかどうかなんて出ましたけれども、5,000円ということです。これは額の差がありますが、皆野町は6月以降の給食費全額無料と。公立の学校に行っていない幼児から中学生までは、それに応じた5万円を配付ということでやっている。町民はこれを聞くと、皆野は5万円配ったのだと言うのではない、長瀬は5,000円なの、こういう声は当然聞こえてきます。その5,000円とした根拠といますか、町の財政事情か分からないけれども、それを5,000円と踏んだと。

これを私が言うのは、例えば給食がなかったって給食調理員さん、パートさんが十何人います。この方に関して、多分休業補償はされていないのではないかと思うのです。これは教育委員会に関わるかもしれませんが、1日パートさんの人も給食センターにいます。そうすると、雇用保険を払わなければなのです。ということは、収入がなく雇用保険を払うということ、全然何かしなければそういうことになります。そうすると、それが子育て世代の方であったらば、そういうことも考えると5,000円という額が、私は少なかつたのではないかなと、これ今からでもその補償ができないかということについてお伺いします。

まだあります。全体的な町を通して、いろいろこれから補正は出てきます。あれについてはもう承知していますが、住民1人当たり例えば1万円とか、全世帯に1万円とか、そういうのが欲しいねという人もいます。ばらまきがいいのかどうか、これは分かりません。住民の声にそういうことはあるということについてどう思われるかと。

あと、これは先になります。補正予算で出るのですが、そのところちょっと、これは補正で出したほうがいいですよ。はい、これは抜いておきます。

高齢者見守りについてなのですが、私いつも高齢者の質問をしているわけなのですが、高齢者見守りで、先ほどもマスクの件がありました。これ民生委員さん等が配ったという話なのですが、これ配るならば75歳以上の単身世帯に全部配るべきではないかと。その民生委員さんが判断して、この人は配ったほうがいいのかという判断で配ったやに聞いていますが、これ平等性に欠けるのではないかと。同じ地区で、来た人と来ない人がいると、何でうちは来ないのだというところが、はっきり言ってあります。やはり配るのなら、昨日まで元気だったけれども、元気ではないかもしれないという見守りも必要だと思うのです。民生委員さんは、これは社協の事業になるかもしれませんが、町も関与したので、配るのなら、やはり該当者全員、これは平等性が欠けたのではないかなというふうなことについてどう思うか。

あと、よく生活支援整備体制協議体、これはこの期間活動できたのですか。見守り等をサロンや地域活動等で行うと町長言われていたのですが、こういう緊急事態にこの見守りで、高齢者の見守りが果たしてできたのかどうか。これも個人的になりますが、うちの隣のおじさんが、全然窓が開かなかったと、やはり緊急入院していたと。私のうちも、その隣のうちも全然知らなかった。それが地域の今現状なのです。

そういう状況もあるので、高齢者の見守り、やはり町として、サロン活動があるからとか、それ出ない

人もいるのだから、もう少し緊急事態を見据えた見守りを今後町として構築していくべきと思いますので、そのことについてお答え願いたいと思います。

では、ちょっと多いのですが、以上について。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

大分数が多いので、落としてしまう部分もあるかもしれませんが、またそちらにつきましては改めてご指摘いただければと思います。新型コロナウイルス対策本部につきましてはの、まず最初です。これにつきましてはでございますけれども、初めに政府のほうから話をさせていただきます。

政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による附則第1条の2第1項及び第2項の規定によりまして、読み替えて適用する法第14条というのがございますけれども、そちらに基づきまして、新型インフルエンザを読み替えて新型コロナウイルス感染症の蔓延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告されたものですから、法の第15条第1項に基づいて対策本部を設置したわけでございます。

これに伴って、長瀬町もそうした新型インフルエンザ等対策行動計画をつくってございますので、それにまた基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を4月8日に立ち上げました。先ほども申し上げましたとおり、第1回から第5回まで会議を持ったところでございます。これにつきましては、特措法の第35条によりまして、これは長瀬町の役場本庁舎内に置き、本部長は長瀬町長ということになっております。その以下、本部員は副町長や教育長、それから各課長、各課長級の方々、それに消防団長が入っております。ということで、部外者という話をいただきましたけれども、部外者ということになると、消防団長だけかなという思いがいたしておりますけれども、消防団長には第1回に出席をしていただきました。コロナにかかれた方がいらっしやらない状況でございましたので、2回から5回までは庁舎内で会議を行い、その旨、内容につきましては逐一、総務課長のほうから団長のほうに報告を上げたというところでございます。

続きまして、観光協会のお話でございます。観光協会につきましては、ちょうどこの時期に長瀬町の観光の在り方について、協会長、それから副会長、顧問でございます小埜商工会長にご出席いただいて、いろいろな話合いを持ちました。そのときに、このコロナもちょうどその時期でございましたので、話が出まして、観光協会としては、今現在こういう形でやっていますという報告をいただく中で、観光協会として自発的に休むおうちはどうぞ休んでいただくような形を取っていただいたところでございます。町から休んでくださいという、そういうお話はたしかしなかったと思います。たまたまその会議の中でそういう話が出る中で、休んでいますという話をいただいたところでございまして。

それから、財政につきましては、これは企財課長よろしいですか。企財課長のほうから回答でよろしいですか。

〔「事業ごと」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 事業ごと、そうですか。事業ごとにということだそうでございますので、お願いいたします。

続きまして、5,000円のお話でございますけれども、ともかく子供が休業になってしまったということで、食費もかさむというお話が大分耳に入ってまいりまして、何かできないかなということで、議長さん、そして副議長さん、それから議運の委員長、副委員長さんに急遽お集まりいただいて話をさせていただく中で、すぐできることということで専決でお配りをさせていただきました。5,000円という額が多かった

か少なかったかという議論がございますけれども、とにかく早くやりたいということで、そちらにつきましては手をつけさせていただきました。これからまた補正の中で出てまいりますけれども、今回、今日お認めいただきますと、ゼロ歳から15歳まで、これからまた1万円ずつお配りさせていただく予定となっております。皆野町さんのほうのお話ございましたけれども、皆野町さんは全員ではないです。対象者は限られていますよね、この5万円は。

〔「全員です。給食費がただ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 給食費はただです。そうではなくて、5万円のお話です。

〔「それとイコールなのです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ですね。そちらは、その各町のやり方もございますので、これは致し方がないかなという思いがいたしております。

それから、パートさん、給食調理員さんのお話でございますけれども、こちらにつきましても、町のほうでもいろいろとお休みになってしまうというのは、調理員さんもお困りになるだろうというお話も大変出てまいりまして、こちらにつきましても、細かく次長のほうからよろしいですか。手当てはさせていただきましたので、そちらのほうは細かくまた次長さんのほうにお願いしたいと思います。

それから、全世帯に1万円ぐらい配れないかというお話でございますけれども、これからまた補正の中で、1万円というわけにはいきませんが、町の商店を持ち上げるために、毎戸2,000円という券でございまして、そういった券を配らせていただくことになっております。

それから、マスクの配布につきましてもございまして、平等性に欠けるというお話をいただきました。とにかく日々変化もしております、その中でこうしたほうがいい、ああしたほうがいいと会議の中でもいろいろ出たわけでございますけれども、75歳以上の独り暮らしということに最後はなったわけでございますが、それ以外にも健康福祉のほうでいろいろな手当てはしていただいたようでございますので、そここのところも細かく、福祉課長どうですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） お願いしたいと思います。

ささえ愛ながとろも関連してくると思いますけれども、ささえ愛ながとろもそのような状況で、なかなか活動が困難であったというお話は何つてございますけれども、その中で保健師さんたちも非常に頑張ってくれておりましたし、包括のほうでも大変頑張らせていただいている中で、いろいろ声をかけていただいたり、出向いたりしていただいたようでございますので、こちらにつきましても福祉課長のほうから報告をできればと思います。

それだけでよろしかったでしょうか。

〔「また後でやります」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 以上です。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、村田議員の質問にお答えさせていただきます。

私のほうは、総務課のほうで特別定額給付金の給付事業を行っていますので、そちらのほうについて答弁させていただきます。まず、起債を起したかということですが、起債は起こしておりません。国のほうから5月11日に交付決定がありまして、5月15日には給付金6億9,650万円、それと事務費、同じく5月15日、1,500万円、こちらのほうが町に振り込まれております。

それで、町のほうは5月の1日からオンラインの申請を受け付けまして、9日現在まで29件の申請がありました。全体で、6月9日まで2,713世帯、6,599人の申請がありまして、それで比率で申し上げますと、オンラインが1.07%、それとまた郵送、基本郵送での請求申請なのですけれども、郵送が、こちらが比率でいいますと84.7%、あとは臨時受付を役場の入った左のところに、1階に設けさせてもらったのですけれども、やはり役場に来る方も多くて、全体で386件の方が役場のほうに窓口申請に来られていまして、それで窓口ですと14.3%になります。あとは、申請可能な後見人とかはどうするのかということなのですが、後見人の方からは1件申請がありまして、その方は代理ではなくて代筆での申請でありました。

今後、あと今世帯ベースでいいますと、全体で93%の方が申請しております。申請の締切日が8月の18日までですので、7月に入りましたら、まだ申請されていない方に対して再度申請書をお送りします。そこでまた申請を促します。

それと、あと申請不可能で介護を受けている方については、ケアマネさんとか介護施設のほうから連絡がありまして、そういった職員立合いの下、総務課の職員が出向いて申請書を預かってきて支給をしております。

私のほうは以上です。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、子育て世帯の臨時特別給付金の件でございますが、これにつきましては6月号の広報で、全町民の方にご案内という記事を載せさせていただいているところでございます。その中で、「支給します」がちょっと言葉的にというようなお話だったかと思いますが、これにつきましては、その後対象者宛てに5月27日に案内を発送しておりますが、その事業の案内書についても「支給します」という表現にしております。これはなぜかと言いますと、国から一律に広報の例が示されておりますので、それに基づきまして支給するという表現になっております。また、これは国の事業であります、町で支給する要綱を定めて町の事業として支給しておりますので、特に問題はないと考えているところでございます。

次に、高齢者の見守りの関係でございますが、先ほど町長のほうも申されましたが、緊急事態宣言の前、小学校の臨時休業3月2日からありましたが、その段階から不要不急の外出の自粛等々を言われている中でも、地域包括支援センターの保健師のほうは、訪問はずっと続けておりました。相手側からしても、人が来るということには抵抗があるということもありましたので、その辺については感染予防をしっかりとやって、それでも行っても大丈夫かというような形のことも確認しながら、ずっとフォローのほうは続けてきたつもりであります。その中で、平等性に欠けるということのご指摘があったと思いますが、これにつきましては民生委員活動の一環として、民生委員さんと協議しながら進めた結果でございます、必要があったのと言われたところにつきましては、把握できなかったということもありますので、今後マスクバンク等のご寄附をいただいたマスク等のほうを配布、それから手作りマスクのほうも多少在庫のほうが残っておりますので、それらも含めて配布を希望する人がおられれば、配布をしてみたいと考えております。

次に、協議体の関係のご質問があったかと思えます。協議体については、この間できたのかということでございますが、町の主催事業等々中止となっております。これは、国のほうや県のほうの要請というような形で、まず3つの密にならないことということがありましたので、これらについては、特に高齢者については重症化する率が高いということもありましたので、各それを実施しているサロン等の判断で、

やらないという形に落ち着いております。特に私どものほうで所管しております元気モリモリ体操の関係につきましても、地域の方は最初はどうしてもやりたいというふうなお話だったのですが、緊急事態宣言が出て高齢者の方の率が高いというふうな数字も示されておりましたので、それぞれのモリモリ体操の方が話し合っ、当面の間はやらないというふうな形とさせていただきますところでございます。その間、高齢者の方が運動不足にならないような形で、地域包括支援センターだよりも体操のことを載せたり、それから脳トレになるような記事を載せたり、それから介護老人保健施設の理学療法士さんにご協力をいただいて動画を撮ったりと、それをユーチューブで配信をするなんていうことも、保健師のほうのアイデアから始めさせていただき、なるべく運動不足にならないような対策を取らせていただきました。

また、サロンや元気モリモリ体操、地域での活動でございますが、緊急事態宣言が解除されてはおりますが、まだまだ終息したわけではないということで、地域の方がそれぞれ話し合いを今進めているところでございます、段階的に各クラブとかサロン等も進めていくというふう聞いております。

私のほうからは以上です。

○議長（野口健二君） 教育次長。

○教育次長（内田千栄子君） では、村田議員のご質問にお答えいたします。

給食調理員はパートさんが多く、また休業により収入がなくなってしまうと、雇用保険等を払うのは子育て世代には大変なのではないかというご質問についてお答えしたいと思います。給食の調理員につきましては、3月の2日休業から5月の末の期間まで急な長期の休業となりました。この間ですが、臨時休業に伴う非常勤職員の働く場の確保を図るようということで、国からも通知が来ております。基本的には、給食センターの長期休業中に行うような清掃業務ですとか排水の掃除など、ふだん長期休業でないときできないような業務をやっていただいております。

また、給食のある期間ですとなかなか有給休暇が取れないということで、有給休暇を与えるような形で、賃金が発生するものですから、そうしたところから雇用保険の支払いなどに充てるような形にしました。また、希望する方には、学童クラブのほうの人が人の配置が急に必要になったということで、そういったところに働き場を設けまして、そちらで働いていただく人もおりました。また、5月の休業に際しましては、特別定額給付金の業務のほうで雇用するような形も取りまして、どの方も個人的に雇用保険を払わなければならないような形を取らないように雇用の形態を見直したり、ほかの業務を探したりしてついでにいただくようにしておりますので、そういったところは対処ができたのではないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 今ちょっと順番はずれますけれども、調理員さんのほうの休業補償等については、要するに休業補償はなかったということでいいわけですね。それから人によっては、いいですか、年休を取っていただくと。そうすると年休は出勤した分になるから、それを払っていただくと、これでは補償にはならないと、はっきり言って。もう少しそういうところがあったのだから、先ほどの5,000円というのをもっと上げることも考えられなかったかという私の質問の趣旨です。

それから、保健師さんが頑張っているというか、健康福祉課のほうで地域包括支援センターだより、この5月と6月、字が小さくて見えないところがあったけれども、内容的にも非常に工夫されているなど、体操等が入ったり脳トレが、ちょっと難しいですけどもね、あれ。そんなことで随分頑張っているというふうなことは分かりますが、そうでなくて、やはり先ほどマスクを配って訪問した、見守りを

したと、行くうちと行かないうちがあるのは不平等でしょうと、これは改善していただくと。

それから、生活支援体制整備協議体については、やはりこれを主体として町長のほうで見守りを主にやっていくのだというふうなお話もあったのだけれども、非常事態にそれが効果を現さないでしょうと、町として高齢者を見守るのに、町がもっと関わってやらなければいけないのではないかということについて、もう少し進んだ回答をいただきたいと思います。

いろいろありますので、時間もなくなりますから、外部専門家、消防団長というお話ですが、これ私が一番最初に言ったのですが、新型コロナウイルス感染症というものについて知識がないから、医療機関とかそういうところの外部の専門家にお聞きするとか、そういう必要はなかったのかと。例えば公園を閉鎖しましたが、あの長瀬公園を閉鎖したときに、遊具は、ああいうところで感染するから、閉鎖してロープを張ったほうがいいでしょうというふうなことをするかどうかとか、やはりそういうのは専門的なところを聞くべきであったのではないかなということ質問です。

それから、例えば今の2つの国の事業で、10万円出るとか1万円出ると、これは国のほうで盛んに何か小さいマスクした人が言っています。そして、今度は代わって西村とか加藤とか、これは国民の勘違いだとか、ふざけるなというような発言をしていると、そういう人が一生懸命言っていますよね、お金を出すのだと、支給しますと。これは、町に来るのだから町の事業ですという答弁だったのですが、これは町の事業ではないです。国でやると言っています。町民誰でも国がやっていると思っています。町の事業と思っていない、確かに結果的に町が関わったということだから、やはり言葉の使い方は「されます」でしょうと。細かいことだから、これは答えてもらわなくてもいいです。

それから、これからの問題になると思うのですけれども、これ皆野町の新型コロナに関わる事業です。これも町民のほうに行っています。これ、当町は補正が通っていないから行っていないと思いますけれども、横瀬町のほうはここにちゃんと全部分かりやすいように載っています。これは要望ですけれども、長瀬町も町民が事業を分かりやすいように、ぜひ説明していただきたいと。特に新しい生活様式って13あると国のほうで言いました。テレビで最初のうち言っていました。では、新しい生活様式で13で何ですか。今そちらにいる方で答えられる人いますか、何も見ないで。町民で、私も分かりません。多少はあります。では、町として今後、コロナが終息しないのだから、新しい生活様式はこんなふうなことなのでしょうと、町としても、町民の皆さんも協力ではなくて努めてくださいというふうな、分かりやすいようなものはあってもいいのではないですか。やはりそれが親切ということではないですか。高齢者で、そういうテレビをあまり見ない人もいます。それから、勤めに行っていて見ない人もいます。そうした場合に、新しい生活様式、でもあれは我々ができないところ、帰ったらすぐシャワーを浴びろとか、そんなことまで出ていますけれども、やはりこの中でこれは重点的なのだというふうなことが、ぜひ町民に分かりやすいように配布していただければ、これがまだ冬も続くかもしれないと。これは町の親切な、安心安全を守る行政ではないでしょうか。あと、これもこれからになりますが、独り親家庭とか障害者世帯とか、そのような方々というか、世帯を本当に支援できるというふうなことを、今回でなくても、少し先行ってでもぜひ考えていただけたらと思います。

あとは、最後に観光について。町長は、先ほどお願いしたかどうかということ、それはいいのです。そんな揚げ足取ってもしようがないから。これから長瀬町の観光、人が大分来ていていいのかねとかいう人もいるし、ああよかったという人もいるし、両方です。観光復興計画というものはできたのでしょうか。つくる予定があるのでしょうか。観光業者さん、観光協会に任せるのでしょうか。ちょっと一部の業者さ

んは、どうしたらいいのだから分からないと。ちなみに、舟を下るのも10人にしましょうとか、いや、もっとにしましょうとか、それどうしようかと、業者さんによってラフティングの人数なんかも変わってくるのです。その細かいところまではいいとは思いますが、あそこに長瀬の岩畳に鎖を張ったと、これは秩父の全部受けてやったことでしょうかけれども、これからどういうふうに観光を復興していくという計画をぜひ示していく、そして観光業者さんだけでなく、町民も分かるように示していただけたらと思いますが、その計画についてお願いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

いろいろとご指摘をいただいたわけでございますけれども、町といたしましては一生懸命やってきたつもりでございますけれども、不行き届きな点多々あったとは思っております。その中で、このいただきました課題は、これからのことに生かさせていただきたいと思っております。

また、町の施策を分かりやすく町民にというお話をいただきましたけれども、これにつきましては、本日のこの議会が皆さんにお通しいただければ、その後早速に町民にはお示しする予定になっております。

それからまた、観光の関係でございますけれども、舟ですとかラフティングにつきましては組合があるわけございまして、当然その中でお話し合いを持っていたのではないかなと私は思っていたところでございますけれども、そのところはもうどうなっているという報告もいただいておりませんし、またこちらから聞けばよかったですけれども、そのところ、舟のほうにつきましては報告がたしかありました。ラフティングにつきましては報告なかったと思っております。

〔細かい点についてはいいです〕と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） はい。ですので、またこれからの観光復興計画というものはまだできておりません。しかしながら、本日ここで補正予算をお認めいただければ、その後、観光協会とは話し合いを持つ予定にはなっております。今後どのような形で観光を元の観光に戻すかということ、これ一番の課題でございますので、今後これにつきましては、また観光協会と相談をさせていく予定になっておりますので、今後の課題とさせていただきます。

それから、非常事態宣言の医療機関の方々に聞くべきではなかったかという、そういうふうに議員におっしゃられると確かにそうだったなという思いがするのですが、新型コロナ、インフルエンザのその行動計画の中で、そういうふうにならざるを得ないという思いがするのですが、それに基づいて本部を設置させていただいたということでございます。これから、足らなかった部分につきましては書き足していくというようなことも可能なのではないかなという思いがいたしております。

いずれにいたしましても、この新型コロナ感染症は本当に思いもかけないような事態でございまして、初めての経験の中で、手探り状態で国のほうも日々変化する中でやってまいりましたので、まだまだ終息したわけではございませんので、ここでよいというわけにはまいりません。その中で、終息したということが国民にお示ししていただけた時点で、いろんなことがはっきりとできるのではないかと思いますけれども、第2波、3波が来るようなことになってしまいますと、また元の木阿弥になってしまいますので、そのところがまだ先が見えないという状況であるというのが本音でございますので、いずれにいたしましても、本日この場で村田議員からご提案いただきましたものにつきましては、今後それが生きるべく行動を起こさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、村田徹也君。2番目をお願いします。

○5番（村田徹也君） それでは、2番目の子供に対する支援策について町長にお伺いします。

国、県の学校臨時休業の要請を受け、当町では3月2日から小中学校を休校としました。その後、幼稚園や保育園、放課後児童クラブ等についても「家庭状況を勘案し基本的に自粛」が要請され今日に至っています。今日はもう開かれましたけれども。

そこで、休校等に伴う子供たちの支援措置について、保護者や住民に対する周知、子供たちの受入先である放課後学童クラブ等の人員確保、対応策等について伺います。

また、休業により学習できていない授業の実施や、個を大切にした教育の推進等についての取組についてもお伺いします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、学校の休校に伴う子供たちの支援措置についてでございますが、いまだかつて経験をしたことのない、およそ3か月の長期にわたる学校の臨時休業におきまして各学校とも創意工夫をし、家庭学習の支援に取り組んでまいりました。特に臨時休業が延長された4月8日以降、文部科学省の指導に基づき、家庭学習の内容として前学年までの復習に加え、教科書を使用した3月中の未指導分や、現学年の指導範囲も扱うこととなりました。未指導分の課題を出すに当たっては、学習内容や方法を具体的に示すよう努めました。

また、教材につきましては、学校が作成したプリントや教科書会社等が作成したプリントに加え、県教育委員会が作成したコバトン問題集や復習シートなども活用しました。紙媒体の課題以外でも、県立総合教育センターの学習支援サイトや、埼玉県が作成しテレビ埼玉で放送した「study for YOU」、 「NHK for School」、秩父地域おもてなし観光公社が秩父市教育委員会と共同作成した「秩父おもてなしTV」など、デジタル化された情報も学校のホームページにリンクさせて、メールで各家庭に紹介するなどの支援に努めてまいりました。

課題は、各学校が児童生徒数などの実態に応じ、1から2週間の期間で課し、登校日に受け取ることで見届けを行いました。さらに、多くの生徒が受験という目標を共有する中学校では、生徒が学習計画表を作成し、教員がフォローアップを行いました。また、より個人に応じた指導が必要となる特別支援学級の児童生徒や特別な配慮を要する児童生徒に対しては、一人一人の特性に応じた個別の課題や、生活リズムを整えることを意識したプリントを課すなどの支援を行ってまいりました。

次に、保護者や住民に対する周知でございますが、保護者に対しましては、極力登校日に合わせ通知を作成し、配付してまいりました。ほかにも、連絡が必要な場合は各学校のホームページに掲載した上で、通知の概要とホームページに掲載したことを家庭にメールで配信してまいりました。小学校2校は、全家

庭のメール登録が完了しておりますので、ホームページ掲載とメールの配信を併せることで、漏れのない連絡を図っております。中学校におきましては、緊急連絡網での連絡を併せて行っております。また、住民の皆様に対しては、町のホームページに臨時休業の実施や延長、入学式の延期や実施などを掲載し、詳細については各学校のホームページへリンクさせるとともに、防災行政無線も活用し、周知に努めてまいりました。

次に、休業により学習できていない授業の実施や、個を大切にした教育の推進等についての取組についてでございますが、再開後の教育課程においては、児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう教育活動の時間や配分等を検討し、地域や家庭の協力も得ながら児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、柔軟な教育課程の再編成、カリキュラムマネジメントを支援してまいります。また、長期にわたって臨時休業により発生した授業日の不足は、夏季休業日の短縮で補ってまいります。本年度の夏季休業は、8月1日の土曜日から16日の日曜日までの16日間とする予定でございます。

次に、放課後児童クラブの人員確保、対応策についてでございますが、3月2日からの小学校の臨時休業を受け、第一小及び第二小放課後児童クラブ室については長期休暇同様に開設することとし、またたけのご学童についても同様に開設するように依頼したところでございます。開設に当たって、第一小及び第二小放課後児童クラブ室では、支援員の確保が課題となりましたが、学校支援員3名に協力いただくとともに、支援員募集に応募していただいた方を3月、4月で3名採用し、対応することができました。

感染予防、感染拡大防止への対応としては、発熱等の風邪症状がある場合は登園を控えるようお願いしたほか、できる限り家庭にとどまり感染予防に努めていただくよう協力保育を要請し、協力保育に応じていただいた場合は、保育料を日割計算して軽減を行ったところでございます。また、手洗い、消毒、マスクの着用、小まめな換気を行うとともに、人数の多い第一小放課後児童クラブ室については、雨天時の室内の密集を避けるため、第一小学校の協力をいただき隣の教室をお借りして対応いたしました。6月1日からは小学校が再開し、放課後児童クラブ室も通常の体制となりましたが、引き続き検温、手洗い、入室時のアルコール消毒、小まめな換気など、感染予防に留意した上で開所しております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、時間も差し迫っていると思いますので、要約して質問のほうを行いたいと思います。

教育基本法の改正によって、教育は権力拘束規範から国民命令規範へと変えられたということで、首長の権限も強化されたということは町長もご存じだと思います。そして、学校休校についてなのですけれども、なぜ始業式、入学式を行わなかったのかということが1点。

それから、当初は横瀬町や皆野町は、低学年等について学校を開放したということですが、当町はそれを一切やらなかったというふうなことを、なぜかと。

それから、分散登校等についても、秩父市ではもう5月中頃には給食もある程度入れて、午前、午後に分けて学校登校を行っていたと。多分当町では、4月、5月、小学校は2回ずつぐらいだと思うのです。それも、ホームルームと提出ぐらいだったと私は聞いています。学校のほうの現状把握等は、教育委員会としてどのように行ったのか。私も各学校は回らせていただきました。第一小学校については、今現在でもかなり目いっぱい密のところもあります。図書室を改造したりとか、音楽室をとかいうことは分かり

ます。そういうことはいいのですけれども、この際であるから、やはり第一小学校と第二小学校を急遽でもいいから一緒にして密を避けるとか、そんな策を講じるとか、そういう考えはなかったのか。密を考えて学校を休校にしていたのだから、そのぐらいの考えはあってもよかったのではないかなと、なぜそれを行わなかったか。

あと、放課後学童クラブについて。保育園とか、その他の施設も全て回らせていただきました。特に第一小学校の放課後学童クラブについては、なぜ教育委員会と健康福祉課との連絡調整がうまくいっていないのかと。いや、町長、首かしげていますが、第一小学校学童クラブ行きましたか、このコロナのとき。あの中に、外遊びのボールとか竹馬とか全部、外から中を通して、ボールなんかは中に置いてあるのです。土が落ちているのです。それから、竹馬なんかはずっと回って教室の中を通して、外のテラスに外遊びのものが置いてあるのです。これについては、学童クラブで物置を設置してほしいと要望を出したらば、多分第一小学校の以前の校長かもしれませんが、これは教育委員会の施設に健康福祉課のあれはできないということで断られたというふうなことで、今も中に置いてあると、こんなふうなこと。それから、多い日には40人の子供がいました、第一小学校は。教室を開放したのだけれども、狭いところなのです。ですから、これからは第一小学校は69人の登録があります。だから、放課後学童クラブに69人、多い日はいるのです。ですから、あれを122万かけて改修するというけれども、あの改修では密は解消されないだろうと。補正を組んで、もう少ししっかりした改修を。それから、この休み中に、なぜ子供たちがいないのに、同じ学校に通う子供たちを体育館とか教室を開放して、密を避けるような策ができなかったのか。

もう一点言いますと、私が行ったときは子供用のマスクがないと、手洗い消毒は足りなくて、御飯を食べるときだけ消毒、あとお菓子とかは全部手洗いだけで、これがないのですよという状況だったのです。そういう現状把握をされていたのかと。密を避けるということでやっていたと。これは、教育基本法の中にも、地域住民の意向を反映するということがうたわれている。もうくどいから幾つか言いませんけれども、では地域住民が、これでは怖いねと言っていたの、それをどう反映して学童クラブを運営していたのかということも私は疑問に思われるので、質問します。

○議長（野口健二君） その前に、町長の答弁と教育長かな、それで終わりにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問ですけれども、町長に権限があるということは重々承知いたしておりますけれども、大変細かいご質問でございますので、教育長のほうから答弁をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

〔「大事なことだぞ」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

的を射ているかどうか分かりませんが、一生懸命やりますので、よろしくお願ひします。

まず最初に、町長の権限についてということで、3月の2日からの第1回目の臨時休業につきまして、2月27日の新型コロナウイルス感染症対策本部において安倍総理より、「全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで臨時休業を要請します」と発表されました。翌2月の28日金曜日、大野埼玉県知事から保護者と児童生徒宛てに、「国の要請を受けて、3月2日月曜日から春休みの間まで、県立中学校、高校を臨時休業とすることとし、県内市町村立学校及び私立学校にも同様の要請をしました」とのメッセージが発信され、同日、埼玉県教育委員会教育長から各市町村教育委

員会教育長へ「全小中学校において、3月2日から学年末休業日の前日まで臨時休業とする」との要請がございました。

この要請への対応を検討するために、同日、町内の臨時校長会議を開催いたしました。その結果、長瀬町教育委員会としても国、県からの要請を踏まえ、3月2日から学年末休業日の前日まで臨時休業とすることが望ましいと判断し、新型コロナウイルス対策会議、この時点では対策本部は設置されていなかったのですが、新型コロナウイルス対策会議において決定をしていただきました。ここに町長の権限が入っているのではないかなど。同様にしまして2回目、それから延長のときにも同様に、町内の臨時校長会を開催いたしまして、校長先生方のご意見を伺いながら教育委員会として方針を決め、コロナウイルス対策本部会議のご指示を受けながら決定をいたしました。これが1点だと思います。

それから次に、学校の開放でよろしいでしょうか。

〔「入学式、始業式をなぜ行わなかったのか」と言う人あり〕

○教育長（野口 清君） この入学式、始業式につきましては、3月の下旬に結構長瀬町に観光客の方からいただいております。時々出されます、あそこのちょっとした油断が大きくなったのではないかなという反省がありますけれども、その辺のところを考えながら、その時点では秩父郡市では入学式、始業式はやるというような方向でございました。当町でもそのように考えておりました。そのときに、急遽非常事態宣言が出されましたので、この非常事態宣言が出されている中、また長瀬町では感染に関わるような都道府県の子、結構ナンバーなんか見えていますと、その辺のおそれのある車等が入ってきておりますので、これはちょっと心配だなということがありまして、いろいろなところと相談しながら、また臨時校長会も持ちまして、校長さん方もちょっと自信が持てない、やめたほうが良いというような判断がありまして、また町のほうの方針とも図りながら、始業式、入学式については延期を申し上げました。また、この当時、保護者の方々からも大分心配される要望、意見等がございまして、その辺も考えた結果でございます。よろしいでしょうか。

それから、学校開放ですけれども、休校の間に学校開放を行ったのかということなのですが、基本的には学童保育等に通っていないお子さんで、家庭で見られないというお子さんがいた場合には学校で見る。このときには教員がついていて、監督しながら子供たちを支援する。それについては、保護者に登下校をお願いするというような条件で申し上げましたところ、第二小学校では3人、第一小学校ではゼロでございました。そんな状況でございます。

私のほうからは、そのぐらいでよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず1つ目が、連絡調整がうまくいっていないというようなことであったかと思いますが、私が担当となつてからは、今回の増築の関係であるとか、それから密を避けるための隣の教室を貸してくださいというふうなことで、学校とはうまく連絡調整できているなと感じておりますが、確かにベランダに物が置いてあったりとか、片づけるところが物を置くところがないなというのは、ちょっと常々感じていたところでございますので、この辺のところを少し改善していきたいなと考えます。

それから、あと密が解消されないということで、69人ということではございましたが、69人はあくまでも登録している方全員でございまして、長期休みだとか、そういうときしか登室しない子供もおりますので、通常は最大でも50人程度の登室となっております。今回の増築の関係で、その辺が解消されるのかなとは

思っておりますが、引き続きソーシャルディスタンス、身体的距離の確保といった点で、注意して進めてまいりたいと考えております。

それから、手指消毒等のアルコールということでしたが、これは当初は非常に入手が困難でございました。次亜塩素酸がいいのだなんていうので、今回は国からそういうのをまかないでくれなんていう通知も来ましたが、そういうものにまで手を回さないとアルコールの消毒液が手に入らない状態というのが一時的にございました。しかしながら、いろいろな業者に売っていないかどうか確認して可能な限り入手して、一小、二小の学童クラブに対して配備したという形では対応しておりますので、現在は比較的マスクも、それから手指消毒用のアルコール等々につきまして買えることができておりますので、こちらについては各学童のほうに渡して、登室したときの手指消毒等々を徹底してほしいという形で進めております。

以上です。

〔「1点だけ。学童の密の状況をどんだけ確認したかということ」と言う
人あり〕

- 健康福祉課長（中畝康雄君） 雨が降っている天気の良い日に確認に行きました。非常にやはりそういう場合は、どうしても混んでしまうということが確認できました。そのため、どうしてもそういう場合は避けられないということは、保護者の方にも一文そういう場合もありますということで、引き続き手指の消毒だとか、そういう形で万全をもって対応してまいりますという形の保護者へのご協力をお願いはしているところでございます。

-
- 議長（野口健二君） 次に、4番、岩田務君。お願いします。

- 4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

町営住宅について、建設課長に伺います。平成29年6月の議会で、私の一般質問「人口減少対策について」の中にあつた項目の「町営住宅の今後の活用について」の部分では、町長より様々な答弁や見解などをいただきました。このときの回答などに対する、その後の状況等4点について伺います。

- 1、塚越団地のうち1棟を住民のニーズに合うようにリニューアル工事した結果とその成果について。
- 2、塚越グラウンド完成後の団地の入居状況の変化について。
- 3、所得基準や単身者の入居制限など、入居条件の緩和について。
- 4、今後の塚越団地とその他の町営住宅の在り方について。

以上です。

- 議長（野口健二君） 建設課長。

- 建設課長（若林 智君） 岩田議員の町営住宅についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の塚越団地のうち1棟を住民のニーズに合うようにリニューアル工事した結果とその成果についてでございますが、平成30年度に塚越団地の5号棟の2部屋につきましてユニットバスを設置し、洗面所の改修を行いました。改修後に、町広報、ホームページ、フェイスブックで募集を行っておりますが、5月末現在、入居には至っておりません。引き続き、入居募集を行ってまいりたいと考えております。

2点目の塚越グラウンド完成後の団地の入居状況の変化についてでございますが、塚越団地に平成30年度以降では、新たに入居した件数はゼロ件で、退去件数が5件となっております。

3点目の所得基準や単身者の入居制限など、入居条件の緩和についてでございますが、入居希望でお問合せがあり入居に至らなかったケースでも、所得基準を満たしていなかったり、60歳未満の単身者であるといったことはほとんどございませんでした。そのため、所得基準の緩和等について検討を行ってまいりましたが、緩和することによる効果は低いと判断し、現行の所得基準の収入月額15万8,000円や、単身者で入居ができる基準が60歳以上のもので、入居制限や入居条件の緩和等は行っておりません。

4点目の今後の塚越団地とその他の町営住宅の在り方についてでございますが、現在、町で管理しております町営住宅は、蔵宮団地2戸、根岸団地2戸、塚越団地50戸、袋団地30戸、合計84戸でございます。入居状況につきましては、6月10日現在で62戸、内訳は蔵宮団地1戸、根岸団地2戸、塚越団地31戸、袋団地28戸でございます。

今後の在り方についてでございますが、平成23年度に策定いたしました長瀬町町営住宅長寿命化計画では、根岸団地、蔵宮団地につきましては、現在入居中の方が退去した後は新規募集は行わず用途廃止を行い取壊し、袋団地、塚越団地につきましては、老朽化への対応及び居住水準の向上のための維持管理を行うこととされております。

この計画に基づき、町営住宅の長寿命化対策を実施してまいりましたが、計画の策定時の入居戸数は47戸、入居率は94%となっておりますが、現在は入居戸数が31戸、入居率は62%と大幅に低下しております。袋団地は、計画策定時の入居戸数が30戸、入居率は100%、現在は入居戸数が28戸、入居率は93%となっております。根岸団地、蔵宮団地及び袋団地は、長寿命化計画に基づき対応してまいりますが、根岸団地は計画策定時から大幅な入居率の低下など状況が大きく変化しており、対応方針を見直す必要があると考えております。具体的な対応方針は、現在の長寿命化計画が令和3年度末までの計画であるため、令和3年度中には塚越団地の新たな対応方法を含めた計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 今回の質問は、平成29年6月議会でした一般質問の内容について、その後の状況等の確認になりますが、当時の答弁では町営住宅は4団地で84戸、入居状況は71戸で空き部屋は13戸、稼働率は85%、以前に最近の状況を確認しましたところ、現在戸数は変わらず、空き部屋は21戸で稼働率76%、そのうち19戸は塚越団地だということです。それらの結果からも、あれから3年が経過しましたので、再度質問をさせていただきました。

まず、リニューアル工事とその成果についてですが、当時の答弁では、平成23年に長寿命化計画を策定する際に、当時住宅に住んでいた方からのアンケート結果で、間取りに不満があった。その関係上、湿気が多かったなどがあり、町の見解としては、浴槽を入居者が負担して設置するので、初期経費がかかる。建物自体が古くなってしまっているなどが挙げられておりました。そこで平成30年度に、先ほどもお話ありましたが、1棟を改修したということのようですけれども、リニューアル工事後に入居者がいないということは、これリニューアル工事だけでは、この計画策定後、約10年が経過した現代のニーズには合っていないと言えるのかもしれない。

そもそも今の時代では、アパートなどに入居するのに、自分でお金を出して浴槽をつけるなんてこと自体が考えられないことだと思います。もちろん部屋の広さや立地等の違いでも金額は前後しますが、例えば寄居町では、テレビ、洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン等がついている築20年の民間のアパートが3万6,000円程度で見つかるようです。築35年から40年経過する町営住宅ですので、長寿命化にこだわ

るだけではなく、革新的な見直しが必要なのではないでしょうか。とはいえ、せっかくリニューアルした部屋を活用しないのは無駄遣いをしているのと同じですので、まずは積極的にPRをして、入居者の募集をすることが必要だと思いますが、町のホームページと広報紙で募集をかける以外には、何か手を打っているのでしょうか。

次に、塚越グラウンド完成後の入居状況についてですが、やはりグラウンドができたからといって、それだけで劇的に入居者が増えるとは思えません。それらに伴った新たなサービスや生活環境の向上などがあれば違っていただいてもいいかもしれませんが、グラウンドだけでは、少し値段が高くても、日々利用するスーパーや駅、公園などが近い、平地で利便性のよいアパートを選んでしまうのではないのでしょうか。

3つ目の入居条件の緩和については、答弁でもありましたが、町のホームページを見ても分かるように、町税の滞納者は駄目などの当たり前のことを抜いて、収入基準は最高21万4,000円、健全な若者が単身では入れないというところも変わっていないようですし、前回質問したときからその辺も変わっていないということですが、私は空室にしておくよりも、そういったところの入居制限を緩和して、単身でも働く世代に入居してもらったほうがよいのではないかと考えております。

4つ目の今後の塚越団地とそのほかの町営住宅の在り方についてですが、平成29年の答弁では、空き家対策のモデルケースとして塚越団地の1棟をリニューアルしたい、塚越グラウンドができることで入居者の空き待ちができるような状況にしたい、子育て支援という観点からも町営住宅をなくすということは考えていないということでした。まだ、完成してから1年、2年しかたっていないので、今後の状況を見たいと言われればそれまでですが、これらは塚越団地の入居者増加に対する目玉政策と言える部分であろうことも考えると、全く増えていないという状況はいささか問題だと思います。

私が言いたいのは、それらの工事等が無駄だったというよりは、町営住宅をリニューアルしました、すぐ近くにグラウンドが整備されました、例えば入居条件を緩和し入居しやすくなりましたなど、その後のPRが不足しているのも原因ではないかと考えております。町のホームページを見ますと、今年からは新たな移住情報ページのバナーができたようですが、町営住宅に関しては、その中にリンクはありますが、文章のみ「町営住宅入居案内」とあるだけで、町の姿勢であり、さらには築年数が書いてありますが、これを見たら余計に入居希望者が減るのではないかと思います。うその情報を書けとは言いませんが、改修した外観やリニューアルしたところの画像を出して、入居しませんかみたいな攻めの姿勢で文言を入れることや、そのほかの子育て施策などとセットで、もっと積極的にPRをしたほうが良いと思います。

再質問になりますが、団地のリニューアル情報やグラウンドが整備されたこと、入居者の募集に関してなど、先ほどもホームページなどで発信しているということもおっしゃっていましたが、どの程度の周期で町内外にどのように周知、宣伝しているのか。

もう一点、入居条件の緩和については、以前の質問の中で公営住宅法の改正により、地方公共団体が国の基準を参酌しながら、地域の実情に応じて条例で定められることが可能になったと指摘をしております。こちらについては、結局のところ全体的な見直しというのは検討はできなかったのかなど。この2点をもう一度伺います。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、岩田議員の再質問にお答えいたします。

PRの回数とかなのですが、先ほども答弁させていただきましたが、そのままの状態のままにはなっているのですが、町のホームページですとか、画像に関しましてはフェイスブックのほうに写真が掲載され

ております。そういった関係もあるのですが、それでも入居に至らないというところもありますので、今後その周知方法に関しましてはまた見直しをさせていただきまして、何とか入居にこぎ着ける、入居していただけるような状況にしていきたいと思っております。

それから、条例で検討しているのかということなのですが、条例改正につきましても、町のほうでは協議、検討はしております。公営住宅について、平成24年度の制度改正で公営住宅法の入居者資格について同居要件等が廃止されまして、入居の収入基準、先ほど岩田議員がおっしゃいましたけれども、15万8,000円から21万4,000円、この辺の要件が変更になりました。それから、同居要件の60歳以上や生活保護受給者の単身入居が可能な方と定められましたので、今後、検討課題にはなるかと思うのですが、公営住宅の趣旨である住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸住宅を提供することを鑑みても、入居収入基準の上げは今行っていないのですが、既に条件等の緩和を行っている自治体も見受けられますので、そういう自治体の現状もお聞きしながら入居者の希望の現状等を把握し、条件の緩和につきましても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） グラウンドの整備やリニューアル工事の効果を見るには、団地への入居者数の増減を見れば一目瞭然ではありますが、その前にその効果を最大限に引き出すためには、入居者募集のPRが重要だと思います。

この町で毎回感じるのは、子育て支援なども充実しておりますが、それらが町外に伝わっていないということ、PRができていないということが欠点だと思っております。以前にも、役場の前の国道沿いに大きな垂れ幕をつれるような看板を作るなどして、町外の方にも様々な情報をPRしたほうがよいのではないかとやったこともありましたが、ぜひさらに効果のある周知方法を実行していただければと思います。

ちなみに、ホームページというのは情報を入力して、見てくださいねという町の姿勢であります。先ほどもフェイスブックの話が出ておりましたが、SNSは攻めていける、自ら発信していくツールになります。フェイスブックの友達、つまり相手の情報が入るように登録している方の数ですけれども、これは先週の時点で、秩父市では3,664人、横瀬町は1,264人、私個人で1,127人、長瀨町は322人です。これインスタグラムを見ると、長瀨町公式で「なが撮ろ」というアカウントは982人がフォロワー、先ほど言ったようなつながりがある方がいらっしゃるようですけれども、花の情報が中心で、行政情報の発信はほぼしておりません。せっかく無料でPRできるSNSがあつて登録をしているのに、活用していないのはいかがなものかと思っておりますので、今後活用をお願いいたします。

さて、最後の塚越団地について、以前の質問のときに私からは、そもそも建物自体が古く、立地条件が悪いなどが不人気の理由であれば、長寿命化をしても入居者は増えることはない。入居要件や収入基準が問題であれば、条例改正をし緩和すればよい。公営住宅を大規模にリノベーション、リフォーム改修してはどうかといった意見をいたしました。あれから3年が経過しましたが、私は町的情勢や財政状況を考えると、塚越団地50戸を今後どうするかについては、大きく分けて5つ程度しかないと考えております。

なかなか意見などを言う場もないので、簡単に説明いたしますが、1つ目は先ほども話しましたが、テレビや洗濯機など、電化製品や家具なども一式そろえ、入居条件も劇的に緩和、若者を中心に入居者を増加させる。入退去どきや引っ越しも楽で、新たに条例で10年程度の居住期限をつくることで、その後も町内に住んでもらうように導き定住効果を出す。また、居住者の高齢化を抑制する。さらには、ウイークリ

一マンションのように短期間で貸し出し、グラウンドを使って大学生などの合宿等に活用する。2つ目は、現在の居住者を一部に集めて、徐々に建物を取り壊して土地などを返却し、維持管理費を節減する。入居者の増加は難しい場合には、この方法で少しずつ費用を節減していく。3つ目は、団地取壊し後に借地を町が買取り、住宅の分譲地として販売する。団地がなくなることで、毎年約1,000万円の維持管理費をなくし、分譲住宅の構想をつくり移住定住を促す。4つ目は、現在の団地を取壊し、アパートを民間企業に建ててもらおう。例えば町は土地の賃借料だけを支払い、民間企業がアパートを建設、管理をすることで、町の維持管理費の節減と移住者の増加を見込む。最後の5つ目は、現在の建物を高齢者専用の住宅に改修する。高齢化社会に対応するために、高齢者専用の団地として駅や医者、スーパーまでの公営バスの無料巡回や、食料品の移動販売が団地に回ることによって不便さをなくしコミュニティを形成する。防犯環境も整備し、家に1人で住むより安心して快適な環境をつくることで、その土地を活用することもできるかもしれません。また、独り暮らしの方に移住していただくことで、住んでいた住宅を新たな移住者等に賃借、または売買することができれば、さらに様々な効果が見込めると思います。

例えば京都市では、入居対象の範囲を拡大し、若手芸術家がアトリエとして利用していたり、NPO法人が地域コミュニティのスペースを開いたりしているそうです。自治体としては空き部屋を減少させ、利用する側も安い賃料で活動できるということのようです。そういった手段もあるようですが、やはり塚越団地の立地条件で現状の建物などを活用できるのは、先ほどの5つぐらいではないでしょうか。

何はともあれ、今からちょうど3年前の答弁で、第二小学校の子供が少ないことが一番の喫緊の問題であり、塚越団地についてしっかりと前向きに検討したいとのことだった割には、いかがなものかと思えます。もう3年が過ぎております。早急に、町にとって最善の方向性を見出していただければと思います。

最後に、攻めの情報発信や入居要件の緩和、塚越団地の今後の活用方法についてなどご提言させていただきましたが、これらについて何かご意見などがあれば伺いまして、質問を閉じたいと思います。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、岩田議員の再々質問にお答えいたします。

今いろいろ提案をいただきました。これは活用していきたいというふうにも考えております。秩父市等でも政策住宅というものを建てておまして、市が住宅を建設いたしまして、移住促進住宅ということで20戸を建設しているところでございます。今現在のところ、移住促進住宅ということで13戸のほうが入居しているということですので、そういったことも含めまして、移住希望者の受入れに町営住宅を活用できるといったことも各自治体でやっていらっしゃることも、規定等をちょっと整備しなくてはなのですが、できるようでございます。

今後、県や関係機関とも連携いたしまして、入居希望者の多様なニーズに応えられるように町営住宅の運営に努めていきたいと思っております。SNSですとかインスタグラムのほうにも写真等を掲載させていただいて、こういった部屋なのですが、こういう立地条件なのですがということも発信はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ちょっと早いようではありますが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君の質問を許します。

○3番（野原隆男君） 質問します。町道矢那瀬24号線の今後の予定について、建設課長にお伺いいたします。

町道矢那瀬24号線は、八幡神社付近から約120メートル先までを道路改良により拡幅したおかげで、救急車車両の進入も可能になり、住民からも喜ばれています。

改良工事は、昨年、今年と実施しないようですが、今後の工事の予定についてお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） 野原議員の町道矢那瀬24号線の今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

町道矢那瀬24号線道路改良事業は、平成26年度に矢那瀬22号線、24号線、30号線、31号線道路概略設計を行い、その後、平成27年度に矢那瀬24号線の詳細設計、平成28年度から工事を行っております。平成28年度は工事延長39.2メートル、平成30年度には工事延長81.8メートルで、これまでに121メートルの区間の道路改良を実施しております。平成30年度までに実施した工事区間は、既存の道路を幅員4メートル以上に拡幅するものであったため、国の社会資本整備総合交付金の狭隘道路整備事業を活用し、補助事業として実施してまいりました。狭隘道路整備事業は、埼玉県狭隘道路整備計画に基づき実施されるもので、幅員4メートル未満の道路を幅員4メートル以上に拡幅する事業が対象となり、交付率が対象事業費の2分の1となっております。

今後の区間は、新設箇所もあり既存道路を拡幅するものではないため、埼玉県に補助事業の対象となるか確認をしたところ、対象にはならないとの回答でございました。また、今後の区間は急勾配となっており、整備には擁壁等の大型構造物の整備が必要となり、今まで実施した区間よりも工事費が大幅に増加することが見込まれております。また、町の道路改良事業全体を見ましても、当初予算額は令和2年度は5,863万4,000円、令和元年度は4,800万円、平成30年度は5,900万円となっており、年間3路線か4路線程度の道路改良事業を行っている状況でございます。

矢那瀬24号線の道路改良事業につきましては、新たな財源の確保ができないことや、ほかの路線の状況を考慮いたしまして、令和元年度、令和2年度は休止となっております。町といたしましても、矢那瀬24号線の道路改良は住民の利便性、安全性の確保からも必要と考えておりますが、町の単独費用での実施は困難なため、ほかの補助事業の活用などを含め、今後検討していきたいと考えております。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） ただいま若林建設課長の答弁に対しまして、確認を含めて再質問をさせていただきます。

平成28年第3回議会定例会において、町道矢那瀬24号線の改良事業の進捗状況について質問をいたしましたが、質問後に、別の高齢者の方が具合が悪くなり救急車を呼びましたが、3年前に実施した八幡神社

付近から約120メートル先の道路改良終点付近までに救急車を止めて高齢者を搬出したようですが、つまりその先の狭隘道路部分が3年前と全く同じ状態です。住民の皆さんの道路環境は、改善されていません。地元の住民や関係者立会いで、道路改良工事を目的とした測量を実施したと聞いています。私もこの質問に関して、現場確認や地域の住民の皆さんに立会い、測量の内容や日頃の生活の不便性や、行政に対する要望など、いろいろと問題を伺いました。先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、重要な要件となりますので、確認を含めて再質問をさせていただきます。

そこで、1つ目の質問です。測量をして計画している道路工事の概算予算はどのくらいを考えているのか。総額予算ではなく、前回改良工事終点地から最深部の住宅地の街道入り口付近までの改良工事費用です。また、同所の予算上の具体的な予定年度や工期、区間、進行予定年度をどのように考えているのか、お伺いいたします。

2つ目の質問です。町の道路改良計画では、既存の道路ではなく、沢をまたいでかさ上げして道路を計画していると住民には説明しているようですが、なぜ時間や費用を増やしてまで住民の希望する早急な狭隘道路解消を進めようとししないのか。前回の改良工事終点の先の既存の道路を拡幅して、急な道路の手前から右側に道路を曲げることにより、急な部分の道路の問題は解消するのではないのでしょうか。これにより費用や時間など、圧縮が可能と私は考えます。計画の見直しなどの考えがあるか伺います。住民の皆さんは、切実に早期の狭隘道路解消を希望しています。

3つ目の質問ですが、町道矢那瀬24号線の最深部の住宅付近の道路は、平均道路幅が約1.8メートルの狭隘町道です。長瀬町内で生活道路として利用されている道路で、このような狭隘町道がほかにあるのかお伺いいたします。もちろん赤道や農道ではなく生活道路の範囲ですが、ここだけとすれば最優先改良道路と考えているため、あえてお伺いいたします。また、同町道の最深部の住宅付近ののり面の石垣については、以前から大分膨らんできて危険な状態となっていると思いますが、行政として認識して、道路改良計画とは別の対応を検討しているのかもお伺いいたします。

4つ目の質問ですが、現状の道路に苦慮しているのは、当該地域の住民の方だけではありません。プロパンガス配達車や衛生車や宅配便の各社も、本当に苦慮しています。プロパンガス配達車や衛生車などは、仕事上どうしても車で行ける最深部まで行く必要に迫られています。また、道不案内の方が来て、坂道でハンドル操作を誤って、レッカー車を呼ぶ場面も数回見聞きしています。その間、生活道路は封鎖された状態となっています。あわせて、万が一火災の発生時の消防車はどのような対応を取るのか、非常に苦慮しているのは私だけではないと思います。このような来訪者の苦慮や現状などについて、行政としてどのように認識しているのかもお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 建設課長。

○建設課長（若林 智君） それでは、野原議員の再質問についてお答えいたします。

まず、総工事費用につきましては、矢那瀬24号線の終点までは詳細設計はできておりませんが、また工事単価等も変わっているため、現在のところ申し上げることはできません。具体的な予算化の時期、竣工年度ですが、先ほどもお答えしましたとおり、狭隘道路整備補助事業の対象とならないため、ほかの補助事業の活用や別の路線との兼ね合いを見ながら、今後事業ができるかを検討していきたいと考えております。

また、時間や費用を増やしてまで事業を進めないのかというご質問でございますが、道路構造令などの道路の設計基準と現地の状況を勘案しての計画路線となっているため、計画の見直しにつきましても別の

補助事業の活用なども含め、今後検討していきたいと考えております。

次に、緊急車両や生活に関する来訪者の現状についてどう考えるかということについてですが、道路改良を行うことにより道路を利用する車両なども含め、住民の利便性、安全性の向上につながると考えております。

次に、狭隘町道がほかにあるかとのことですが、現在町で管理している町道の総延長は約140キロメートルですが、幅員1.5メートル以上2.5メートル未満の狭隘町道は、今年度工事予定箇所となっております岩田6号線などを含め、町内に多数確認はいたしております。

最後になりますが、石垣について崩れかかっている箇所があるとのこと指摘でございますが、早急に現地を確認させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 3番、野原隆男君。

○3番（野原隆男君） それでは、再々質問をさせていただきます。

質問に当たり、大変苦慮している当該住民や、関係者の方や有識者の方に、要望や意見を傾聴してきましたので、披露いたします。要望や意見等は主立ったものを要約し、私なりに感じた感想等も含めております。3年前の改良工事は大変うれしいが、最大の苦慮している、その先の道路の整備の予定がまるで見えない。立会い測量を実施したが、その後はご無沙汰ということで聞いております。いつもの住民の生活不安と生活苦慮は解消していない。

2つ目ですが、計画どおりの道路工事の完成は、住んでいる私たち家族には、はるかかなたの夢物語のように聞こえると、生きている間の道路改良を諦めている高齢者もいます。

3つ目ですが、車の通わない自宅への生活、365日の厳しい生活であり、最高の道路計画より明日の生活を考えて、早期実現可能な道路工事を早急に検討して、町内最悪の狭隘生活道路を解消してほしい。

4つ目に、重い荷物の米や飲み物など、急な坂道を人力で上げるのは大変である。家の街道入り口まで町道があるのに車がなぜ通行できないのか、行政の怠慢を感じるとか、ぜひこの住民の皆さんの言葉に耳を傾けていただき、真摯に向かい合い自分自身の家族の問題として、住民に寄り添った行政手腕を発揮してください。

回答については、新型コロナウイルス感染拡大防止として時間削減となるよう、回答は不要です。

以上で、私の質問は終わります。

○議長（野口健二君） 次に、1番、板谷定美君の質問を許します。

○1番（板谷定美君） 1番、板谷、質問いたします。

町外居住役場職員の町内居住について町長にお伺いいたします。全国のいろいろな市町村の職員の採用情報を見ていると、採用条件に、採用後はその市町村に居住することを条件としている市町村もあります。当町でこのところ採用した職員は、町外から通勤する職員が増えてきているように感じますが、当町においても採用するに当たり、町内居住を条件とすることができないか、お伺いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

職員採用に当たっては、地方公務員法の規定により、採用試験は全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。また、受験資格は職務の遂行上必要であって、最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件としなければならないとされていることから、当町では特に住所要件を設けず、広く受験者を募集しているところでございます。また、憲法では居住、移転の自由が保障されていることや、職員の家庭の事情などを考慮しますと、一律に町内居住を強制することは難しいものと考えております。

板谷議員のご質問のとおり、令和2年度の常勤職員の町内居住割合は約5割程度で、10年前の平成22年度の約8割から3割近く減少しているのは確かでございます。私としましては、職員は町内に居住すべきという思いは十分に理解をしております。職員も町民としてコミュニティ活動、PTA活動、消防団など、様々な活動に参加することで郷土愛が芽生え、自分が住んでいる地域をもっとよくしたいと思い、そして実際に暮らしていることで、地域の課題やよさも見えてくるものと思います。また、災害発生時には、昼夜を問わず迅速に参集しなければならず、それができる環境を整え危機管理体制を強化する必要もでございます。このため、平成29年度の採用試験の受験案内より、採用後に町内居住できる方の応募を希望している旨の記載をするなど、職員の町内居住率の増加に向けての取組も始めているところでございます。

いずれにいたしましても、居住地に関係なく、仕事を通じて長瀬町民のため、長瀬町のために働くことのできる有能な人材を育てていくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） ただいまの町長のご意見でございます。平等公開の原則、それと憲法の問題もあると、憲法第21条第2項にも書かれているような問題も確かでございます。しかしながら、この近辺の町でも定住制限を明記しているところも多々ございます。昨年の台風災害が発生した場合、職員の招集の遅れなどに問題はなかったのか。また、福祉事務所、これから災害が発生すると福祉避難所等の開設等も叫ばれるようになると思います。そういうことを鑑みれば、やっぱり強制ではなくて、お願いをするというようなことも考えられるのではないかと思います。

また、もう一つ質問はあります。長瀬町の職員服務規程には、町内居住に関する規定はあるのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

災害時等の参集に支障があるのではないかとのお話でございますけれども、確かに町外者は多くなっておりますので、そうしたことが起きる可能性はあるわけでございますけれども、今現在その町外の方たち、多くが寄居町や皆野町、秩父市と近隣市町村に居住しておりますので、多少の時間はかかりますけれども、参集は可能ではないかと考えております。

また、予期することが困難な地震は事前の周知はできませんけれども、予報が発せられる台風や大雪など、ある程度被害が予想できる災害時には事前に招集をかけておくなど、今後も対応をまいります。

それから、規定はございません。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 最後の質問いたします。

町職員も生活の中で、一町民として町が行う仕事を日常的に感じる事が大切であると私は考えており

ます。当町でもこういう問題を、ぜひ住んでもらって、町民としての目線で役場の執行部の考え方を感じてもらいたいということが一つございます。

それと、職員の服務規程にはそういうことが書かれていないということなのですけれども、今後そういうことを導入するかどうか、検討する価値があると思いますけれども、ご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほど50%ちょっとぐらいという話をさせていただきましたけれども、今現在の状況をお話しさせていただきますと、去年は町外に出ていた方がおうちを建てたり、秩父市にいた方がアパートに入ったりして、2名長瀬町に入ってきております。それから、今年もこれからおうちを建ててお二人入ってくる予定になっております。また、来年も1名おうちを建てるという予定があるようでございますので、だんだん職員の意識も変わってきているのではないかなという思いがいたしております。町の職員になりますと、当然消防団にも入っていただいておりますので、多少なりともそうした触れ合いの中で、町のことも感じていただけるのではないかなという思いがいたしております。

それから、規定はないと先ほどお話しさせていただきましたけれども、これから町を受験していただく方たちには、そのようなことも勘案しながら、お話をしながら採用していきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） では、次の質問に移らせてもらいます。

熱中症対策について、健康福祉課長にお伺いいたします。新型コロナウイルス感染症対策は、これから夏にかけても実施することになると思われませんが、マスクの着用や運動不足により、熱中症のリスクが高まるとの報道も行われているようです。

そこで、町としてこれから迎える夏場に向けて、熱中症に対する予防や対処法をどのように進めていくのかお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

熱中症に対する予防や対処法についてでございますが、緊急事態宣言は5月25日に解除されました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。引き続き、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止のため、国が示す新しい生活様式を実践することが求められています。

このような状況の下、今年は今までと異なる生活環境下であることから、環境省と厚生労働省では、令和2年度の熱中症予防行動の留意点について、新しい生活様式における熱中症予防行動のポイントを取りまとめております。この中で、気温と湿度が高い中でのマスクの着用は要注意とし、屋外で近くの人と少なくとも2メートル以上の距離が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクを外すよう促しております。町では、これまで周知していた熱中症予防5つのポイントに加え、外出自粛での運動機会の不足、マスク着用により熱が籠もりやすく喉の渇きに気がつきにくくなるなど、例年に比べ熱中症の危険性が高くなるため、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止の観点と併せ、特に留意するよう取り組んでいるところでございます。

取組としては、職員が高齢者宅等を訪問した際などの呼びかけ、健診など様々な機会を通じ、リーフレット等を用いて熱中症予防対策を周知してまいります。また、町全体への注意喚起として、防災行政無線による放送、今年6月5日、10日、既に2回実施しました防災行政無線による放送、6月に毎戸配布いたしました地域包括支援センターだよりでは、コロナ対策中の熱中症予防を掲載したほか、「広報ながとろ」7月号においては、マスク着用による熱中症の危険性について掲載を予定しております。

そのほか、多世代ふれ愛ベース長瀬では、新型コロナウイルス感染予防のため、現在は飲食を伴う利用はできませんが、当分の間、熱中症予防のため各自で持参するマイボトルは利用可能とするなど、引き続き熱中症予防対策に取り組んでまいります。特に熱中症になりやすいのは、高齢者や子供です。今年例年以上に熱中症に気をつけなければならないことから、これまで以上に対策を進めてまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 再質問いたします。

防災無線から予防放送が何回か流れておりました。これを流すときの気温、湿度の基準指数を教えてくださいたいと思います。

それと、熱中症対策を取ろうと思うときのアンケートが気象庁あたりから発表されております。やっぱりテレビでの呼びかけが45%、それと家族や知人からが21%、それと町や市からのスピーカーが約8%というふうになっております。その中で、やっぱり家族や知人からが、一番我々としては熱中症予防にはつながるのではないかなというふうな気がいたします。

そこで、家族や知人、それともう一つは区長会の活用をぜひお願いしたいなと思います。職員だけではなかなか見回りができないと思いますので、区長を交えた見回りをひとつ提案したいと思います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、板谷議員の再質問にお答えいたします。

防災行政無線で放送する基準でございますが、日本気象協会が発表しております熱中症情報、暑さ指数というのがあります。それが危険、嚴重警戒という場合に放送をしております。

それから、区長会の活用のご提案でございますが、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 1番、板谷定美君。

○1番（板谷定美君） 今の環境省でやっている暑さ4段階の区分についてですが、危険、嚴重警戒、警戒、注意というような4段階がございます。

ここで、嚴重警戒で防災無線を流すというようなことございましたが、特に危険と思われるときには、提案として、熱中症警戒アラートのものを流す必要性もあるのではないかなという気がしますので、その辺あたりの見解を教えてください。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 板谷議員の再々質問にお答えいたします。

日本気象協会です暑さ指数の危険、嚴重警戒でございますが、危険の場合は、高齢者は発症する危険性が高く、外への外出をなるべく避けるというようなことが危険でございます。嚴重警戒では、もう外出は炎天下を避ける、それからまた室内にいても室内の上昇に注意するというような状況が、この危険と嚴重警戒でございます。この辺のところにつきましては、国のほうで関東甲信越に対して熱中症警戒ア

ラートというものを今年度施行する予定と聞いておりますので、その辺の情報等を含めた形で対応していければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君の質問を許します。

○9番（新井利朗君） 最初に、児童生徒の学習時間の確保と学習内容の充実について教育長にお尋ねいたします。

今年の2月初めより本格的に顕出した新型コロナウイルス感染症は、世界全体を混乱、困惑させる事態となっています。このことにより、小中学校は3月2日から休校していますが、学年末、春休み及び新学期にかけての間に、入学者を含め全ての児童生徒のフォローをどのように実施したのか伺います。

また、休校中で行っていない授業時間を今後どのように確保し、学習内容を充実させる予定なのかについてお伺いいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の質問にお答えいたします。

2月27日、安倍首相から全国全ての小中学校、高等学校、特別支援学校について、3月2日から春休みまで臨時休業を要請するという発表がありました。その後、4月7日には新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、再度5月6日まで臨時休業とし、さらに緊急事態宣言の解除が延期されたことによりまして、長瀬町におきましては小中学校の入学式、始業式を6月に延期しました。

この入学式につきましては、4月の時点におきましては秩父郡の3町と歩調を合わせていくよう検討をしておりました。しかし、長瀬町は観光地であることから、3月のお彼岸の3連休、長瀬への観光客の出入がかなり多く、その中には感染が発生していると思われる地域からの車も多く見られたため、お彼岸から2週間後に当たる入学式を他の町と同じ判断で、児童生徒が安全に安心して行えるのか検討をしている中で国の緊急事態宣言が発出され、埼玉県からも休業要請があったことにより、臨時校長会で検討し、町の対策会議に諮り決定したものでございます。

児童生徒の保護者の方からのご意見といたしまして、予定どおりやってほしかったという方がいたかもしれませんが、感染が拡大している中で万全の体制でできるのか、子供のために入学式をやってほしいが、この状況を踏まえて予定どおり執り行うことについて賛成できないというご意見もございました。新入生や保護者の皆様におかれましては、何度も延期したことでご迷惑をおかけしましたこと、先日無事に終えることができました。

最初の臨時休業からおよそ3か月にも及び長い期間、学校を休業するということは、かつて経験をしたことがない事態でありました。臨時休業の時期が学年末や新学期であったため、学年の締めくくりや新学期の始まりに必要な取組をすることができず、教師、児童生徒にとっては不本意な面があったと思います。

新井議員のご質問にあります、その間入学者を含め全ての児童生徒のフォローをどのように実施してきたのかということですが、大きく分けて家庭学習と、心身の状況の把握と心のケアの両面で支援をしてまいりました。

初めに、家庭学習への支援につきましては、前学年までの復習に加え、教科書を使用した3月中の未指

導分や現学年の指導範囲も含めた課題を作成しました。課題を出すに当たっては、学習内容や方法を具体的に示すよう努めました。なかなかこれは難しかったですが、また、教材につきましては、学校が作成したプリントや教科書会社等のプリントに加え、県教育委員会作成の問題集や復習シートなども活用しました。紙媒体ではない教材といたしましては、県立総合教育センターなどのデジタル化された情報や、テレビ埼玉での放送による学習支援について、メールで各家庭に紹介するなどの支援に努めてまいりました。課題は、各学校が児童生徒数などに応じ、一、二週間の期間で課し、登校日に受け取ることで見届けを行いました。さらに、中学校では生徒が学習計画表を作成し、教員がフォローアップを行いました。

次に、心身の状況の把握と心のケアについてでございますが、児童生徒の生活状況を確認し、児童生徒の心身の状況の把握と心のケアを行うことは、家庭学習の支援と併せ最重要課題として捉えております。生活状況の中で最も重要となる健康状態に関しては、町内小中学校の3校は、健康チェック表を活用し、把握に努めてまいりました。チェック表は、児童生徒一人一人に配付し、保護者に毎日記入をお願いしておりました。また、登校日を活用した対面での確認に加え、中学校では生徒へ直接電話での確認も行ってきました。把握の結果、心配される児童生徒には、電話相談や学校において個別の教育相談を実施いたしました。特に家庭環境に課題があるケースでは、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、関係機関と連携し、家庭環境の改善を図ってまいりました。

次に、休校中で行っていない授業を今後どのように確保し、学習内容を充実させるのかというご質問についてでございますが、このこともさきの5番の議員の質問の際にお答えさせていただいたことと重複いたしますが、児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握した上で、教科や単元ごとに学習時間の配分等を検討してまいります。既に家庭学習で予習を行っている教科もありますので、地域や家庭の協力も得て、行事を含めた児童生徒の学習の効果を最大化できるよう、柔軟な教育課程の再編成等を支援してまいります。

また、授業時数を確保するため、本年度の夏季休業は8月1日土曜から16日日曜までの16日間とする予定でございます。学業、健康、生活面などで不安を抱えている児童生徒は、間違いなくいると考えています。今後も児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、支援を継続してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 予期せぬ出来事で連続であったかと思えますけれども、今年の3月の卒業式そのものにいたしましても、非常に生徒だけでやるとか、親を1人だけしか認めないとか、いろんなこともあったようだけれども、やがて親も含めて卒業式ができたようであります。そのようなことも含めて、今回難局を乗り切ったところも報告してほしいかなと思うのです。

それと同時に、入学式が遅れたことによって、場所によっては、やっぱり4月8日に実施しましたというところもありました。卒業式があんな状態で非常に変則的であったのだから、これは事態が、確かに長瀬はいろんな人が来るからというおそれで、早々と3月の連休後に決めてしまったのではなくて、やはり4月早くに入学者をしっかりと受け入れておこう、また教科書を渡しておこうとか、また始業式で各学年の生徒たちがしっかりとクラスを認識して、今一小も二小もクラス編成がない状態で、学年もそのまま上がっていく状態であるから、それほどクラス替えというのはないかと思えますけれども、そういうようなことで卒業式の時期から見れば、入学式を4日、5日頃に繰り上げてでも、実際のところしておくこともできたのではないかと。結局今度は、あのとき突然に9月入学や何かまで持っていくような話も出てきたりし

ましたけれども、これからこのコロナウイルスが第2波、第3波というふうなことも言われております。また別のこともあり得るかもしれない、そういうようなことも含めて考えていくと、早め早めの予定と同時に、その変化を受け入れて対応していくということも考えていってほしいなということで、今回のことはもう過ぎたことであります。ですけれども、いろんな面で反省をうんと検討して、こういうふうな備えをしておいてほしいというのを、すごく私としては質問するについて思いました。

それと、最近では各公立学校でも、長瀬でも学校にオンライン授業といたしますか、パソコンを導入してやっております。学校で、パソコンを使ってオンライン双方向授業というふうなのも行われているようでもあります。そういうふうなことも、今一小では確かに各クラスが目いっぱいいるような状態で、人数も対応できない部分があるかもしれませんが、一つのケース・バイ・ケースとしてある程度の学年、4年生ぐらいの上で、例えば二小なら非常にテストケースとしてやっていけるのではないかと思うのです。

そういうふうなことで、いろんなやり取りをしながら子供の面倒を見、双方向授業なんていうことをやってみたりとかして、いろいろ課題を見つけたり、また実施していく中で子供の状態を見たりとかいうふうなことで、今ちょうど10人前後の第二小学校というのは、非常にこれから先いろんなことを行われることに使えるのではないかと思うのです。ですから、そういう面で先取りの双方向授業はできないか。また、そういうふうなことで子供の学力維持とか登校とか、いろんな面でやっていってほしいなと思うのです。

また、私がこの質問を出したときに、まだ学校では6月以降の計画表が、今度5月19日と26日が1支部、2支部、5支部かな、支部別登校しますというふうなことで、5月の支部別登校がやっと来たような状態で、授業日数の把握といたしますか、追加については全然知らなかったのです。それで、その質問を出しました。これ4月と5月の授業日数を計算しますと、34日もあったのです。今これ見ますと、大体16日夏休みを詰める状態であっても、まだまだ40日の夏休みとしても24日分、10日以上まだ足りないという状況もあります、学習日数にすれば、いろんな面で、細かく面倒も見たのだと思いますけれども、要はこれから先いろんなことがあり得るといふことと同時に、せっかくオンライン授業といたしますか、パソコンを導入しての授業も始まっていったので、オンライン授業をするにはどんなふうにしていったら足りるのか、何が足りないのか、結局そういうふうなことも含めて検討してほしいし、実施していってほしいと。長瀬にはちょうど小さな学校もありますので、その辺のところをテストケースとして使えば、より充実したもので、よそにも流していける。また、一小にそのまま導入できていくというようなこともできるかもしれない。そういうふうなことも含めて、前取り、前取りで教育委員会も学校も勉強していって、押し進めてほしいなというところでもあります。

学校の領域と教育委員会の領域との、この差というのは私はよく分かりませんが、いろんな面でやっぱり教育委員会がリードしていくこともある。また、学校からの要望がある。それに答えるか応えないかというようなこともあると思うのですけれども、そういうようなことを検討していってほしいし、反省ものも重ねてほしいというふうなことで、再度ご質問いたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の再質問にお答え申し上げます。

何か観点がはっきりしませんので、うまく答えられるかどうか分かりませんが、いずれにしても、このコロナウイルス感染症に子供たちが感染しない、その一点なのです。これをベースに、いろんなことを判断申し上げます。

そして、議員さんおっしゃられるように、入学式について種々ご提案、ご支援ありましたけれども、これについても相当考えました。そして、なるべく早い判断、新入生には連絡のしようが、入学届のときに連絡をいただいただけでメール等ほとんどありませんので、この連絡方法をどうするかという観点からスタートしまして、早めに連絡をする。そして、できれば入学式は一緒にやりたいと思ったのですけれども、思ったところで非常事態宣言が出ましたので、もうこれはちょっと無理かなということで判断を申しあげました。ということで、感染予防について第一に考えた結果でございます。これからも、この辺をきちんとわきまえながら、いろんな感染予防に考えながら学校運営に当たり、また教育委員会共々連携しながら進めていきたいと思っております。

そして、今議員さんが言われましたように、一小と二小の人数の相違、当初は第一小学校は分散登校をしようかなという考えでいたわけです。分散登校をするということは、1日置きに学校へ来るということです。だがしかし、二小は分散登校する必要はありません、一番多いクラスが13人ですから。第一小学校は、一番多いクラスが39人ですから。このところを再三申し上げますように、公不公平の関係がございます。一小は1日置きに学校へ行くと、二小は毎日学校へ来ていると、保護者はどう思われるでしょうか。この辺の考えもあります。

それから、議員さんのおっしゃいました双方向授業を進めてほしい、これからGIGAスクールで、子供たちに1人1台端末タブレットを持たせる、そんなような計画も起きております。この計画については、大分スピードが速くなっております。この辺が、私が考えれば、もう一年先にこれがあつたら何ともなかったのになという考えでおりますけれども、1年遅かったです。そんなことで、これからはもう1人1台タブレットを持って授業をする。家庭でも、うちへ持って帰れる、そんなようなことも考えられる。これからどういうふうにするか、この家庭に持って帰る考えについても、公不公平というのがございます。Wi-Fi装置が家庭にある子供、Wi-Fi装置のない子供、どうするのですか。この辺の考えもあるわけです。

そういうことで、全てみんな同じというわけにはいきませんので、その辺を考えながら、子供たちにとってよりよい環境になるよう工夫し、改善し、考えていきたいと思っております。

以上、私の考えを申し上げます。この辺で大丈夫でしょうか。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 慎重なご意見というか、ご回答をいただいたところであります。

ですけれども、本当にこれがこのままで収まるかどうかということが非常に心配されます。ですから、これからこういういろんな非常事態が起きないとも限らない、そういうときのためにもいろんな環境を整備していけるものはしていく、できることからできることをしていくというのが、よりいいかと思うのです。確かに全部の環境が整ってからといたら、遅く、遅く、遅くなっていってしまうのです。ですから、環境の整っているところからさらに進めていって、それで足りないところについては、そのカバーを考えると、もうとにかくできることは早速始めていけるようにしていって、それでそのできないところをカバーしていくというふうなことを考えて、前向きに取り組んでいってほしいなというのを希望です。よろしく願いいたします。

1年先だったら大丈夫だったのですか。今年、端末が全部に渡る予定だったかどうかは分からないのですけれども、結局まだ1年先に来るかも分からないし、すぐ秋に来るかも分からない状況もあります。そんなことも含めて、早め早めの検討をぜひしてほしいと思うのです。そういうふうなことで、また予算化

なり、またいろんな面で考えてほしいというところを申し上げたいと思います。

○議長（野口健二君） 次でいいのですか。

教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員の再々質問にお答え申し上げます。

再三提案いただきました、早め早めの対応をしてほしいという考えであります。もちろん精いっぱい頑張っております。子供たちにとってベストな、長瀬町だけが遅れていけないような配慮を一生懸命頑張っていきたいと思っています。

そして、先ほど出ました夏休みにつきましても、これは今現在で考えられる夏休みですけれども、あるいはまた第2、第3波が来るかもしれません。また、冬にインフルエンザがはやるかもしれません。これのときについて、欠課時数については、最悪では土曜日も登校するとか、冬休みを短くするとか、学年末を短くするとか、そんなようなことも考えていかないと、授業に欠課が生じるということになりますので、早め早めの対応をしながら精いっぱい考えていきたいと思っていますので、またいろんな方のいろんな見方がありますので、いろんな提案をしていただいて、できるものについては取り入れながら、子供たちのために精いっぱい頑張っていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） ちょっと今申し上げなかったのですが、夏休みが短くなって、その分日数24日ほどですか、通うようになるかと思うのです。朝夕の暑さというのは大変なものでありますので、その暑さ対策について、よく子供さんのことを考えていただきたいと思うところであります。よろしくお願ひいたします。登校したらすぐ冷たい水が飲めるか、ひんやりした部屋に入って休めるとか、もう本当に目いっぱい汗かいて今でも通っていますので、その辺よろしく環境を整えてあげていただきたいと思っています。

では、2番に行きます。図書の貸出しについて、教育長に続いてお願ひいたします。新型コロナウイルス感染症により、中央公民館や学校の図書室の利用ができなくなってしまったことは、やむを得ない措置であったと思われまふ。しかし、町民の方からは、不必要な外出をしないよう要請されていることもあり、せめて本の貸出しをしてほしい、これCDも借りたいというふうなこともありました。というふうな声を聞きました。そういうところから、図書館から直接借りられないにしても、題を言ったら借りられるとか、何かそういうふうなことで、子供たちや、また住民のための貸出しを考えることができなかったか、お願ひいたします。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 新井議員のご質問にお答え申し上げます。

中央公民館の図書貸出しにつきましては、3月末現在では貸出しをしていくこととしておりました。その後、4月7日に緊急事態宣言が発令されたことにより、町民の皆様には不要不急の外出を自粛していただくことになり、3つの密を避けた感染症予防対策に協力いただくことになりました。これを受けまして、町が4月8日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、施設の臨時休館や図書の貸出し中止などについて決定をいたしました。新型コロナウイルスの感染ルートとして、感染者がせきやくしゃみをするときに、鼻や口から小さな飛沫が周囲のものに飛び散り、それを感染していない人の手で触れ、目や鼻、口を触ることで感染をするということでございます。

図書室の本につきましては、不特定多数の人が接触するものであることから、感染リスクが高いということ踏まえ、町民の皆様が安心安全に図書を貸し出すことが難しいと判断したため、貸出しを中止した

ものでございます。また、安心安全に図書を貸し出すためには、図書室の本の消毒や返却された本の消毒も必要でしたが、この当時アルコール消毒液など、感染症対策に必要な物品が品薄になっておりましたので準備ができず、貸し出すことができる体制が整っておりませんでした。現在は、図書用に消毒液を準備し、感染症対策としましては返却後の本のカバーをアルコール消毒し、一定期間保管してから本棚に戻し、貸出しするようにしております。

今後、このような事態がございましたときには、感染リスクを踏まえた上で貸出しをすることが可能と判断できた場合には、貸出しをしていけるよう検討してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） では、次にまいります。

8番、大島瑠美子君の質問を許します。

○8番（大島瑠美子君） 8番、大島瑠美子です。

まず最初に、教育長に伺います。育英奨学資金貸与事業について。新型コロナウイルス感染症の拡大により、町内でも雇用の打切りを余儀なくされ、生活が破綻してしまう人が増えていると聞いています。高校や大学等の進学が決まったものの、親の収入減により入学金の支払いが困難な家庭もあると思います。

そこで、この事態の救済策として、育英奨学資金の貸与条件を緩和することができないか伺います。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の質問にお答えいたします。

長瀬町育英奨学金につきましては、経済的な理由により就学が困難な者に学費を貸与し、有用な人材を育成することを目的に、高校や大学などに在籍する学生に貸与することとしております。

貸与を受ける資格としましては、心身健康で学業成績が優良であり、学校長の推薦を受けることが条件となっております。

大島議員の質問でございます、貸与条件は緩和することができないかというご指摘は、この条件のことを指摘されているものと思います。貸与を受ける資格の心身健康とは、学生として健康で修業年限まで通い切れること。また、学業成績が優良ということについては、勉学に励んでいることが条件ですので、学業成績書を添付いただきますが、特に成績の基準は求めておりません。また、学校長の推薦につきましては、先ほどの2点について証明をいただく内容となっております。

奨学資金につきましては、その目的から親の収入基準など厳しい基準はございません。大島議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されましたことによる外出自粛に伴いまして、高校や大学等の進学が決まったものの、親の収入減により学費の支払いが困難な家庭が出てきていることは十分考えられます。

教育委員会といたしましては、奨学金の貸付けについて広報7月号や町ホームページに掲載しまして周知を図っておりますので、問合せなどがありましたら、成績の基準については特に設けていないことや、この奨学金は経済的理由で就学が困難な場合には貸与が受けられることを、勉学に励み優れた人材になってもらうために貸付けをしていることなどを伝えていきたいと考えております。

なお、奨学金の返還につきましては、やむを得ない事情によって返還が困難となった場合には、個別に

相談にも乗っており返還を猶予することも可能でございます。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 教育長の答弁、見事でした。言うことなしと言いたいのですけれども、この中で今在籍していると、1年間ごとに成績証明書を提出してくれというのがあるのです。それで、あとだからその分につきまして、在籍している証明でもいいのではないかとということと、滞納している方というのは多分少ないと思うのです、今の時点で。昔はありましたのですけれども、そうしてみますと今度はそんなに厳しく、1年ごとに成績証明書、たとえ3でも2でも1でもいいから出してくださいよと、それが在籍している成績証明ですからということというのも書いてあるかと思えます。ですので、そのところがどうにかならないかと思って、この育英奨学資金貸与事業についてというのを質問したわけですけれども、それで貸与条件を緩和することができないかと伺いますというのは、今の成績優良ではなくてもいいのですよとかいうことで、その家庭の事情とか何かということで、今年は1年間金がないから、一生懸命俺は掛け持ちでアルバイトしなくてはだから、出席の日数もまあまあ少なかったりするから成績表もそんなによくはないのだよというのがありますので、そのところで、だから貸与条件を緩和することができないか伺いますというのは、そのところをもう少し、1年ごとに成績表を出してくださいというのは、そのところがなくてもいいのではないのかと思ひまして質問しましたので、お答えください。

○議長（野口健二君） 教育長。

○教育長（野口 清君） 大島議員の再々質問にお答えします。

1年ごとには成績表は出してもらっていないと思います。

○8番（大島瑠美子君） 出してないのですか。

○教育長（野口 清君） ありません。

○8番（大島瑠美子君） 在籍証明もないのですか。

○教育長（野口 清君） はい。当初……

○8番（大島瑠美子君） 入学した当時と、それだけ。

○教育長（野口 清君） そうです。

○8番（大島瑠美子君） そうですか。

○教育長（野口 清君） はい。

○8番（大島瑠美子君） ではミステークだった。では、いいです。はい。

○教育長（野口 清君） それで、資格に学業成績は優良な者とあることで、借入れ難しいかなと思っております。これにつきましてちょっとお金のことを申し上げますと、こんなことがあります。奨学資金につきましては、町民の皆様から預かっている税金が元手になっております。これはご存じだと思います。そして、公立高校生には3年間で最大36万円、私立高校生には3年間で最大72万円、私立大学生には4年間で最大144万円を貸与しております。

再三申し上げますけれども、成績の基準は設けておりませんが、学業に真摯に取り組んでいる学生ということを確認させていただくということで、優良な者としております。ですから、2年目、3年目、4年目には特に成績表は提出を求めてございません。ですから、一番最初に学業が最後まで続くような学生に奨学金を貸与しているというふうを考えていただくと、ありがたいと思ひますけれども。

○8番（大島瑠美子君） そうか、では緩和されているのだ、よく分かりました。貸与で緩和することがと

いうの、もう昔っからその成績表をとということだったので。はい、ではいいです。大丈夫です。

○教育長（野口 清君） いいですか。よろしくをお願いします。

○8番（大島瑠美子君） 1番目終わります。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 次に、健康福祉課長にお伺いします。

生活保護申請状況についてです。派遣やパートにより生活している人が新型コロナウイルス感染症の社会的な影響により仕事ができなくなり、日々の生活に困窮する人が増加していると聞きます。派遣社員やパートタイマーの方は、生活にゆとりを持てる人が少ないと思われるので、急激な状況の変化に対応できずに、生活保護申請の相談をする方が増えてきているのではないかと思います。その状況について伺います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

生活保護申請状況についてでございますが、今年1月からこれまでに相談のあった3件、全て生活保護の申請をしております。うち新型コロナウイルス感染症の影響があったと思われる相談、申請はありませんでした。

相談件数、申請件数の状況でございますが、例年と比べ現在のところは特に変わりはありません。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、生活資金が必要な方への特例貸付けを社会福祉協議会が実施しております。主に休業された方への緊急小口資金でございますが、6月10日、昨日現在10件、主に失業された方への総合支援資金については、2件融資されているところでございます。

生活保護は、議員もご承知のとおりと思いますが、町の場合は埼玉県が保護の決定と実施を行っております。窓口は、秩父福祉事務所でございます。町では、生活困窮、生活保護の相談を受けた場合、その内容について窓口であります秩父福祉事務所に連絡はしております。現在では、生活困窮者自立支援法により、保護に至らない段階からの支援、また生活保護に至らない場合でも問題が深刻化、複雑化する前に自立に向けた支援を行うため、町に相談があった場合、アスポート相談支援センター秩父出張所の案内を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、支援を必要とする方が相談に来た場合は、関係部署、関係機関と連携を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野口健二君） 大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 新型コロナウイルス感染症とかなんとかということで、雇い止めとか何かいろいろあるのですけれども、人間というのは、この長瀬町の人たちですごく頑張り屋さんが多いのです。だから、大丈夫なのと言うと、うん、大丈夫、どうにか頑張ってみるという言葉聞くのですけれども、そうすると今度はというので、そのときの電話相談とか何かというのというのには、別に多くなっているのかなんとかということはないのでしょうか。もう一度、そこだけ教えてください。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員の再質問にお答えいたします。

生活保護の相談というのは、今年3件と先ほど申しましたけれども、いずれも病気になって仕事ができなくなった、けがをして仕事ができなくなったというものが、その3件でございました。10万円の給付の

話があったからか分かりませんが、特に困っているとかいうような形の、その生活保護という面での相談はなかった。先ほど言った社会福祉協議会での緊急小口融資の話が近いのかなとは思いますが、今後この新型コロナウイルスの関係が続いて生活が苦しくなったというような場合は、恐らく生活保護だとか、さっき言った生活困窮者自立支援法の中で、アサポートに相談をつなげていくような事例になるのではないかなとは思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） これはお願いなのですがけれども、こんなこと言わなくてもいいと思われるかもしれませんがけれども、ここが、今保健師さんとか健康福祉課、それから民生委員さんとか、それから社会福祉協議会の出番なのです。そこのところで頑張ってやって、それで皆さんが最低限の生活ができるように努力してほしいなと思って、一働きもうやっているからということではなくて、二働きも三働きもやってもらって、ああ、長瀬町に住んでいてよかったなというふうな町にしてほしいなと思ひまして、これは希望です。

次に、今度3に行きます。民生委員の欠員について、また健康福祉課長にお願いします。民生委員は、高齢者や障害のある方、子育てや介護などについて身近な相談相手として重要な役割を担っており、なくてはならない存在であると思われまます。民生委員の改選が昨年の12月に行われたようですが、民生委員になってもらおう方が見つからず、欠員状態にあると聞いています。その後、欠員が解消されたのか伺います。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

民生委員の欠員についてでございますが、現在6人欠員があり、解消できておりません。民生委員の改選時には推薦会を開催し、退任を希望される地区の候補者を選定してもらい、交渉に行くという流れでこれまで実施していますが、今回は改選時までに見つけることができませんでした。

民生委員の職務は、高齢者の見守りや子育て相談、生活困窮者の生活相談など多岐にわたっております。近年は、少子化や核家族化により地域のつながりが薄れる中、独り暮らし高齢者や独り親家庭など、民生委員の相談を必要とする方が増えております。また、老老介護など課題が複雑化、多様化し、困難度が高くなっており、負担が増加していると考えております。

民生委員になっていただけないことに関しては、民生委員の活動内容があまり知られていないことや、課題の複雑化、多様化による業務の困難化、業務量の増加により、大変なところばかりが強調されてしまっていることなどが原因と考えております。民生委員就任の交渉では、大変だから、仕事を持っているからといった理由でお断りされるのが大半でございました。欠員については引き続き努力するとともに、補充できるまでの期間、町民の皆さんに支障が生じないよう、職員及び欠員地区の隣接の民生委員とカバーしていくとともに、町民に対して民生委員への理解を深める取組を行ってまいります。

なお、選出方法も今までの方法では限界であると痛感いたしました。今後は、他自治体の取組などを参考に、候補者の選定方法を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 民生委員さんの欠員が6人ということで、そのまま12月からここまで来たのですがけれども、何ら支障がないように感じています。そして、何しろ民生委員さんという職業は、やり過ぎて

も駄目、やらなくても駄目、悪口言われて、本当に損な役割が民生委員さんの役割だと思います。

そして、推薦人とか推薦会の委員さんも、あまりにもすごく有識者がなっておりますので、そんなに地域に密着した方がなっていることではないということで、今も健康福祉課長が、今度はそんなことではなくて、地域を知っている方とか何かにつきまして、その民生委員さんをお頼みするということなのですけれども、なかなかさっきも言いましたように、悪いことばかりがということなので、昔からすごく言われているのです。何しろ元気なうちに行くと、そんなに民生委員さん来なくてもいいのだよと。金持ちのうちに行くと、そんなに民生委員さん来なくてもいいのだよ。それで何かというと、頭が痛いときに行くと、民生委員さんちっとも来てくれないよと言われるからということがありますので、この民生委員さんの6名、こんなこと言っただけなんなのですけれども、原区でいえば、隣を見てもう空き家、うちの隣はもう空き家なのです。それで、こっこの隣も空き家、それから前のほうの、あれ夜になると空き家になってしまいます。それから、あとその前の家も空き家に、あそこ私が住んでいるところでも、私がうちが行って、それでここの家も空き家、ここの家も空き家、それから丸通も空き家、それからベル美容室も空き家ということになってしまっていますので、空き家が多いから、コミュニケーションとか何かというので取るとかなんとかという以前に、いるときに顔を合わせれば、元気かいというぐらいなのですけれども、これから民生委員さん、なくてはならないのですけれども、なぜこんなことをここで出したかといいますと、またコロナで何かがあっては困るかなと思って、なくてもいいやと内心は思って、一生懸命みんなが見ていればそれでいいやなと思っているのですが、コロナ対策で、やっぱりいたほうがいいのではないのかなということでしたので、健康福祉課長、これからまた一生懸命頑張って、受けてくれる方を選んでやってもらうしか手はないですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） そんなわけで、はい。では終わります。すみません、どうも。



◎発言の訂正

○議長（野口健二君） 教育長から訂正の申出がありましたので、許可いたします。

教育長。

○教育長（野口 清君） 申し訳ございません。1つ訂正をさせていただきます。

先ほど大島議員の育英奨学資金貸与事業につきまして、途中、学業成績書必要ではないのかという話があったのですが、私うっかりしてしまっていて、これ落としまして、毎年出してもらっているそうです。

○8番（大島瑠美子君） 出すのですよね。

○教育長（野口 清君） それで、これに在籍証明書でも代わりにオーケーということでやっていますので、できれば学業成績書を出していただくとありがたいと思うのですが、すみません。

○8番（大島瑠美子君） いえいえ。大丈夫です。

○教育長（野口 清君） 間違えまして。今後気をつけますので、よろしく申し上げます。

○8番（大島瑠美子君） はい、大丈夫です。

- 議長（野口健二君） 以上で、通告のあった一般質問は全部終了しました。
これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

- 議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

- 議長（野口健二君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。
今定例会に町長から提出された議案は、議案第22号から議案第50号までの29件でございます。
議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案内容等は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、そのほか内容等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにしますので、ご了承くださいと思います。
それでは、これより日程に従って、議事に入ります。



◎議案第22号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野口健二君） 日程第5、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。
○町長（大澤タキ江君） 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。
地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和2年3月31日付で長瀬町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
○議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。
税務会計課長。
○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税

条例等の一部を改正する条例)につまましてご説明申し上げます。

提案理由につまましては、町長が申し上げたとおりでございます。

初めに、令和2年度地方税制改正の概要でございますが、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応として、土地または建物を現に所有している者の申告の制度化及び使用者を所有者とみなして課税する制度を拡大するほか、個人町民税における未婚の独り親に対する所得控除の適用及び寡婦控除の見直し、またたばこ税における軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しなどで、税制上の措置を講ずるとしております。

このうち、長瀬町税条例の改正に係る内容につままして、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、根拠法令の改正による条項の繰上げ等で改正内容に影響のないものにつまましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係でございますが、上段の第24条の改正は、令和3年度以後の個人住民税の非課税措置について、「寡夫」を対象から除き「ひとり親」を追加するものでございます。

1ページ下段の第34条の2の改正は、令和3年度以後の個人住民税の所得控除について、「ひとり親控除」を追加するものでございます。

少し飛びまして、5ページを御覧ください。中段の第36条の3の2の改正は、個人町民税に係る給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、申請書へのその旨の記載を不要とするものでございます。

7ページの上段の第36条の3の3の改正は、前条の給与所得者と同様に、公的年金等受給者についても申告書へのその旨の記載を不要とするものでございます。

少し飛びまして、14ページを御覧ください。下段の第54条第5項の改正は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合において、使用者がいる場合には事前に使用者に対して通知した上で、その者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定を新設するもので、令和3年分以後の固定資産税について適用するものでございます。

少し飛びまして、20ページを御覧ください。下段の第74条の3の改正は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現所有者に対し、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日までに、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するもので、令和2年4月1日以後に現所有者であることを知った者について適用するものでございます。

21ページ下段の第75条の改正は、前条の規定による現所有者が申告すべき事項を、固定資産に係る不申告に関する過料の対象に追加するものでございます。

22ページ中段の第94条第2項の改正は、国のたばこ税と同様に、軽量な葉巻たばこの課税方式については、激変緩和等の観点から令和3年10月1日までに2段階で見直すとしており、その第1段階として、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの換算方法については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの0.7本に換算する方法とするものでございます。

25ページ下段の第96条第2項の改正は、たばこ税の課税免除の適用に当たって、必要な手続の簡素化を図るための改正でございます。

少し飛びまして、30ページを御覧ください。下段の附則第3条の2の改正は、租税特別措置法の延滞金

等の特例規定の改定に伴う規定の整備でございます。

34ページ中段の附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る個人町民税の課税特例の適用期限を3年延長し、令和6年度までとするものでございます。

37ページ中段の附則第11条から、46ページの附則第16条第4項までの改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

次に、49ページを御覧ください。上段の附則第17条の2第1項及び第2項の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例について適用期限を3年延長し、令和5年までとするものでございます。

次に、第2条関係でございますが、少し飛びまして、56ページを御覧ください。中段の第31条第2項の改正は、法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備でございます。

次に、63ページを御覧ください。中段の第48条第9項の改正は、通算法人について、課税標準を法人税額とすることに伴う規定の削除でございます。

64ページ下段の第50条第3項の改正は、法人税において、通算法人ごとに申告等を行うこととすることに伴う規定の整備でございます。

67ページ下段の第52条第4項から、68ページ下段の第6項までの改正は、連結納税の廃止に伴う規定の削除でございます。

69ページ中段の第94条第2項の改正は、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、第1条関係でご説明したとおり2段階で見直すとしており、その第2段階として、令和3年10月1日から、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法については、葉巻たばこの1本をもって紙巻きたばこの1本に換算する方法とする規定の整備でございます。

次に、第3条関係でございますが、73ページを御覧ください。上段の第3条の改正は、平成31年度に改正した条例の一部を改正するもので、第24条第1項第2号の単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象に加える規定を削除するほか、改元に伴う規定の整備でございます。

73ページ下段の附則でございますが、附則第1条から附則第8条の改正は、改元に伴う規定の整備でございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の8ページをお開きください。中段の附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたもので、令和2年4月1日から施行するものでございますが、一部の規定については各号に定める日から施行するものでございます。

2条から7条は、今回の条例改正に伴う経過措置について規定してございます。

第8条以降は、平成27年度から平成30年度までに改正した条例の一部を改正するもので、それぞれ改元に伴う規定の整備でございます。

以上で、議案第22号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案どおり承認することに異議ありますか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案どおり承認されることに決定しました。



◎議案第23号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第6、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたため、令和2年3月31日付で長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、国民健康保険税における加入者負担の公平性を図る観点から、国民健康保険税の課税限度額の引上げと軽減判定所得の見直しを行うなど、昨年度に引き続き、中低所得層に対する軽減措置の拡充を図るものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容について、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第2条第2項の課税額の改正でございますが、医療給付費分の課税限度額を2万円引き上げ、現行の「61万円」を「63万円」に改めるものでございます。

中段の第4項の改正は、介護納付金分の課税限度額を1万円引き上げ、現行の「16万円」を「17万円」に改めるものでございます。

1ページ下段の第23条の改正は、第2条の課税限度額の引上げに伴い、規定の整備を行うものでござい

ます。

次に、2ページ中段の同条第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乘すべき金額を5,000円引き上げ、現行の「28万円」を「28万5,000円」に改めるものでございます。

下段の第3号の改正は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乘すべき金額を1万円引き上げ、現行の「51万円」を「52万円」に改めるものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の2枚目にございます別紙を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を定めたもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例に伴う適用区分を定めたものでございます。

以上で、議案第23号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案どおり承認されることに決定いたしました。



◎議案第24号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第7、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ232万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を31億5,948万6,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただきます、同条第3項の規定

に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））につきましてご説明いたします。

令和2年4月7日に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、3月からの小中学校臨時休業を含めた町民生活への影響を最小限に抑えるため、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和2年4月22日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、232万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億5,948万6,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてです。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額232万6,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

次に、歳出の補正につきましてご説明いたします。第2款総務費、第2項企画費、第1目企画総務費の補正額232万6,000円は、第18節負担金、補助及び交付金225万円が、学校臨時休業に伴い増加した各家庭の食費等の負担を軽減するための児童生徒1人当たり5,000円の給付金を、第11節役務費7万6,000円が保護者宛ての通知を送るための通信運搬費を、それぞれ増額するものでございます。

以上で、議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 225万円というのですけれども、学校臨時休業に伴う家計負担支援給付金ですけれども、これは3月からというのですけれども、3月、4月、5月、6月と、それだけで1人当たり5,000円しか出ないのですか。そこのところお聞きしたいと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

学校臨時休業につきましては、3月から5月末まで行われたところでございますけれども、この専決処分を行った4月22日時点では、まず3月、4月分の休業に対する支援を行うということで、5,000円の給付を行わせていただいたところでございます。

なお、この後、別の議案で提案させていただきますけれども、学校臨時休業、延びたことも踏まえまして、お子様1人当たりの給付金を行うということもございまして、そちらも踏まえてご議論をいただければと思います。

以上です。

○8番（大島瑠美子君） 取りあえずこれか、専決処分では。はい。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この支援給付金についてご質問いたします。

まず、保育園、幼稚園についてもできれば、休業とは違うかな、行かないでくださいというふうな要請を町のほうで行ったというふうなことなのですが、これはまず1点、給食費は市町村によって取らなかったところもあるし、これは取ったと。給食費というのは、多分1年間12か月に割って納入するのではないのかと思います。夏休みも、多分当町も取っているのだと私は思うのですが、これも市町村によって違います。12で割らないでやっているところもあります。当町の給食費の、要するに何か月で取っているかと。この3月、4月、5月も含めてもいいですけども、給食費を取っているかどうかと。それから給食費については、給食はなかったのだから、小学生1,200円、中学生1,500円、町で補助金を出していたと、これは出していなかったのかどうか。給食費を取っていなかったような話も聞くので、取っていなければ、多分この補助金は出していないのかなと思います。

そうこう考えると、例えば2か月分だとすると、1,200円2か月分だから2,400円です。そうすると5,000円だけれども、実際には町が出したのは2,600円と考えてもいいのかなという気がするので、先ほど一般質問でも言いましたが、皆野町では5万円と。給食費を無償にするか、それに該当しない人は5万円という額なのですが、ちょっと少ないのではないのかなということで、この5,000円と算定したという理由を、回答を求めたいと思います。

〔「給食費って、学校の給食費のことでよろしいですか」と言う人あり〕

○5番（村田徹也君）　そうです。

○議長（野口健二君）　教育次長。

○教育次長（内田千栄子君）　村田議員の給食費についてということでご質問があったのですが、給食費の徴収につきましては、4月、5月分は学校が休業になっておりますので、徴収はしていません。

給食費の徴収なのですが、例年ですと4月分を5月から徴収しまして、8月分は徴収していませんので年11か月で、8月分を除いた11か月分を徴収しているという形になっております。

以上でございます。

○5番（村田徹也君）　では、補助金のほうは当然なかった……

○教育次長（内田千栄子君）　補助金の関係は企画財政課のほうでしておりますので、学校の給食費の無償化に……

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（内田千栄子君）　払っているというか、そもそも徴収をしていませんので、4月、5月分は。

○5番（村田徹也君）　だから、補助金は出ていないのですか。

○教育次長（内田千栄子君）　そうです。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○教育次長（内田千栄子君）　3月、4月、5月、全部取っていないです。3月分も取っていないです。よろしいですか。

○5番（村田徹也君）　はい、それは分かりました。算定理由のほうを。

○議長（野口健二君）　町長。

○町長（大澤タキ江君）　村田議員のご質問に、私のほうからお答えさせていただきます。

何か給食費、給食費という話が出るのですが、これは給食費とは切り離して考えていただきたいなと私は思うのです。一番最初は、とにかく給食が出ないからということではなくて、子供さんたちがお

うちにいて、食費もかさむというお話が大分出ておりましたので、たとえ幾らかでもその足しになればという思いの中で、当然たくさん出せばよろしいのですが、その中で内部で相談した結果、5,000円ということになったわけでございますので、給食費とは全く違った観点で、そういった5,000円をお出したということでございますので、そこのところをご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 給食費とは別に考えてということは、当然別だとは分かっているのですけれども、要するに給食費は払っていないのですよと、そういうふうなことから、例えば補助金にしても、その分は出していないと、町は。ですから、そこへいけば本来なら給食に関して2,600円、または中学生は2,000円、町から2か月なら出していたと。それが出ているというふうなこともあると、それが支出をされなかったということもあるし、何で5,000円と。たくさん出れば、それはそのほうが良いということなのだけれども、では5,000円と決めたということについては、だからどういうことで5,000円と決めたかということなのです。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えさせていただきます。

これにつきましては、全く町持ち出し、一般財源でございますので、その中で1万円にしようかというお話も出たのですが、とにかく取りあえず早くということもございましたので、その中で5,000円ということで決定させていただきました。

これから補正で出ささせていただいておりますけれども、これにつきましてはゼロ歳児から15歳まで1人1万円ということで、また改めてそういう形も取れるだろうからということで、とにかく早くしたいということで、そのような形にさせていただいたということでございます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これについては、早く5,000円というのは算定理由にならない。5,000円が適当だろうと、早くではなく、とにかく1万円出るのも早くは同じなのだから、5,000円と算定したのは、例えば町の財政状況から家計補助に5,000円とか、そういう回答であれば分かりますが、早く行くから5,000円ではなくて、その5,000円と算定したのには町の財政状況であるとかそんなふうな、だからそれを答えてもらわないと、質問に対しての回答になっていないのです。だから、本当なら私は5,000円より多かったほうがよかったのではないのかなというのは、これは特定の保護者とか幾人かの人から少ないねという話も聞いているし、うんもう少しということで質問しているわけですから、早さ云々ではない、その5,000円と算定したのに、どのような考えでいたかということです。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 財政状況というお話が出てまいりました。私としては、本来ですと1万円という考え方ではおりましたけれども、内部でいろいろ調整した結果、財政状況も勘案する中で、次ということも考えられるのでということで、当時は5,000円にしようか、1万円にしようかということで議論を重ねていく中で、5,000円ということになったということでございますので、当然それは財政事情ということも出てくるわけでございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 学校臨時休業に伴うというのだけれども、学校給食費にするからこんがらがって

しまっているのだけれども、どう言って説明したらいいのだ、町民の人に。学校給食しないのだから、その分の1,200円と1,500円は補助金で……そうではなくて、町からはちゃんと1人当たり5,000円くれていますとさえいいの。

○議長（野口健二君） 誰かいない。

○8番（大島瑠美子君） すみません、理解ができないので、もう一回。すみません。

○議長（野口健二君） はい。8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 要するに、だから学校臨時休業に伴う家計負担金ということで、1人当たり5,000円を町から支払ったのですよということで町民の皆さんには言えばいいわけですね。だから、学校給食費の減免とかなんとか、その1,200円と1,500円というのは、そっちは置いておいて、取らないのだからということもなくて、ただ町から5,000円というのをくれたのですよということ言えばいいわけですね。はい、分かりました。

○議長（野口健二君） 今の答弁は特別だそうです。

〔「そうだよ」「議長が指すからあれなのだよ」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんね。

これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第25号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第8、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金の支給要件及び算出方法等を緊急に規定する必要が生じ

たため、令和2年4月27日付で長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、主な改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の第2弾として、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うことが決定されたことに伴い、緊急に長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を令和2年4月27日付で専決処分をさせていただき、同日、長瀬町条例第13号として公布、施行しているものでございます。

専決処分いたしました長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の内容につきまして、お手元の参考資料、議案第25号新旧対照表によりご説明させていただきます。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第7条でございますが、出産育児一時金の規定でございますが、健康保険法施行令と表現を合わせるため、現行の「42万円」を「40万4,000円」に改め、同項ただし書中「減算」を「加算」に改めるものでございます。

出産育児一時金42万円の支給額は、これまでどおりで変更ございません。

次に、附則でございますが、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について、第4項から第9項まで加えるものでございます。

内容でございますが、まず対象者及び対象となる期間につきましては、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、療養のため労務に服することができないときは、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について支給することとしております。

次に、支給額につきましては、1日につき直近の継続した3月間の給与等の収入額の合計額を就労日数で除して得た額の3分の2に相当する金額とすること等としております。

2ページを御覧いただきまして、附則第6項でございますが、傷病手当金の支給期間について、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えない期間とするものでございます。

次に、附則第7項から第9項までは、傷病手当金と給与等との調整に関し、必要な事項を定めたものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、最後のページの附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第4項から第9項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものでございます。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これより議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決いたします。
本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第25号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第26号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野口健二君） 日程第9、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を議題といたします。
提案理由の説明を町長に求めます。
町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の提案理由を申し上げます。

令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ22万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を7億6,499万1,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。
町民課長。

- 町民課長（福嶋俊晴君） 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和2年4月27日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により長瀬町国民健康保険特別会計補正予算を補正させていただいたものでございます。

初めに、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億

6,499万1,000円とするものでございます。

次に、補正予算の内容をご説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。初めに、歳入の補正でございますが、第6款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金、補正額22万1,000円の増額は、傷病手当金に係る特別調整交付金でございます。

次に、歳出の補正でございますが、下の表を御覧ください。第2款保険給付費、第6項第1目傷病手当金、補正額22万1,000円の増額は、国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等により感染が疑われ、労務に服することができない被用者に支給するための傷病手当金でございます。

以上で、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第27号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第10、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、同日から施行されることに伴い、緊急に長瀬町税条例を改正する必要性が生じたため、令和2年4月30日付で長瀬町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○税務会計課長（相馬孝好君） それでは、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。

今回の主な改正内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への徴収の猶予制度の特例の創設をはじめ、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置の創設並びに自動車税、軽自動車税、環境性能割の臨時的特例措置の延長などで、法律の改正に合わせて所要の規定の整備を行ったものでございます。

それでは、専決処分いたしました長瀬町税条例の一部を改正する条例の内容について、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。初めに、第1条関係でございますが、下段の附則第10条の2第17項の改正は、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を追加し、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度間は、その価格に町の条例で定める軽減割合のゼロを乗じて得た額とするものでございます。

2ページ上段の附則第15条の2の改正は、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の3人以上の軽自動車であって、乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を六月延長し、令和3年3月31日までとするものでございます。

2ページ中段の附則第24条の改正は、地方税法の附則第59条第3項において準用する地方税法の規定について、条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

次に、第2条関係でございますが、3ページ下段の附則第25条の改正は、個人町民税の寄附金税額控除について、所得割の納税義務者が一定の入場料等の払戻し請求権の放棄のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして、町の条例で定めるものを一定の期間内にした場合には、その放棄した入场料等払戻し請求権の価格に相当する金額の寄附金を支出したものとみなして、個人町民税に関する規定に適用するとするものでございますが、現在、町が条例で定める寄附金税額控除の対象となるイベント等はございません。

7ページ中段の附則第26条の改正は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合にその適用期限を令和16年度分の個人町民税まで延長するものでございます。

最後に、議案にお戻りいただきまして、専決処分書の2ページをお開きください。中段の附則でございますが、第1条は、この条例の施行期日を定めたもので、公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定については、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第27号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第28号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第11、議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当の支給について、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことに伴い、緊急に所要の改正を行う必要が生じたため、令和2年4月30日付で長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（福嶋俊晴君） 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）についてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月30日に公布され、同年5月1日から施行されました。これに伴い、緊急に長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を令和2年4月30日付で専決処分をさせていただき、同日、長瀬町条例第14号として公布し、5月1日から施行しているものでございます。

それでは、専決処分をさせていただきました長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

内容につきましては、お手元の参考資料、議案第28号新旧対照表によりご説明させていただきます。1ページを御覧いただきたいと思います。埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例に傷病手当金の支給が規定されたことから、当町が行う後期高齢者医療の事務に傷病手当金の支給に係る申

請書の提出の受付を追加するため改正するもので、第6条中第8号を第9号とし、第7号の次に第8号、埼玉県広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。

次に、議案書にお戻りいただき、最後のページでございますが、附則でございますが、この条例は令和2年5月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第28号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第12、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例）の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する中小企業者等が、金融機関から借り入れる資金の利子を緊急に町が負担するため、令和2年5月1日付で長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町中

小企業振興資金借入利子補給に関する条例)につまましてご説明申し上げます。

この条例は、町長の提案理由の説明にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少する中小企業者等が、金融機関から借り入れる資金の利子を緊急に町が負担する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の内容につままして、お手元に配付してございます専決処分書の別紙によりご説明申し上げます。条例の名称は、長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例となります。

第1条の見出しは「目的」で、条文につまましては、「第1条 この条例は、長瀬町（以下「町」という。）の区域内に店舗、工場又は事業所等（法人の場合は本社）を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、中小企業者が事業振興に必要な資金の融資を受けたとき、予算の範囲内において町が利子補給を行うことにより、商工業の健全なる発展に資することを目的とする。」とするものでございます。

第2条の見出しは「利子補給の交付対象」で、条文につまましては、「第2条 町が行う利子補給の交付対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次の各号に掲げるいずれにも該当する者とする。」ということでございます。

（1）としまして、「埼玉県信用保証協会の信用保証を受け、かつ、町が規則で指定する金融機関（以下「金融機関」という。）から、令和3年3月31日までに融資を受けた者」、（2）「町税を完納している者」、（3）「利子補給金交付申請日より起算して1年前の日以前から継続して町内に店舗、工場又は事業所等を有する者」とするものでございます。

第3条の見出しは「利子補給金額」で、条文につまましては、「第3条 利子補給金額は、中小企業者が金融機関へ支払う約定利子の範囲内とする。ただし、その最高限度は年利1パーセント以内の利子額とし、かつ、利子補給前の利子額の2分の1を限度とする。」とするものでございます。

第4条の見出しは「利子補給の期間」で、条文につまましては、「第4条 利子補給金の交付を受けることができる期間は、融資契約ごとに5年以内とする。」とするものでございます。

第5条の見出しは「委任」で、条文につまましては、「第5条 この条例の施行につき必要な事項は、町長が別に定める。」とするものでございます。

附則としまして、施行期日は1、「この条例は、公布の日から施行する。」、有効期限は2、「この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。」とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第29号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） この利子補給金額なのですけれども、これは1,000万、5,000万、1億円借りても、利子額の2分の1を限度とするというのは、幾らまでだったらその利子補給が該当するのでしょうか。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

今回提案させていただきました条例につまましては、借入限度額は1,000万円でございます。融資総額は3億円を見込んでおります。それで検討させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、具体的に企業名を出すのは支障がありますので、大東にホテルさんができたということで考えて、これ内容的にちょっと分かりにくいので、例えば今日付で融資をやった場合には、1年たっていないだろうから該当しないと。ところが、これは3月31日前だから、仮に年が替わって令和3年の1月の10日に融資を受けたと。これは該当すると、そういう考えでいいということですか。そのところがちょっと分からないので、そういう条文かなということで質問します。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

融資を申し込んでいただくときに、1年以上継続しているということが条件になっておりますので、議員のおっしゃるとおりで1年経過してからということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例）を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり承認することに決定しました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第13、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号））の提案理由を申し上げます。

令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7億2,541万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を38億8,489万7,000円にしたいものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号））につきましてご説明いたします。

令和2年4月30日に、国会において令和2年度補正予算が成立し、特別定額給付金などの事業を可及的速やかに実施するため、緊急に予算を調整する必要が生じたので、令和2年5月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により一般会計予算を補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、7億2,541万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を38億8,489万7,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正でございますが、4ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正は、長瀬町中小企業振興資金借入利子補給に関する条例に基づき、令和2年度融資分に対する利子補助として、令和3年度から令和7年度までの限度額337万7,000円を設定するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。9ページ、10ページを御覧ください。まず、歳入の補正についてです。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額7億1,330万円は、国民1人当たり10万円の特別定額給付金を給付するための補助金の増額でございます。

第2目民生費国庫補助金の補正額824万4,000円は、児童手当の対象となる児童1人当たり1万円の子育て世帯への臨時特別給付金を給付するための補助金の増額でございます。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額386万7,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため増額するものでございます。

次に、歳出の補正についてご説明いたします。11ページ、12ページを御覧ください。第2款総務費、第2項総務管理費、第14目特別定額給付金給付費の補正額7億1,330万円は、第18節負担金、補助及び交付金6億9,830万円が国民1人当たり10万円の特別定額給付金を、第1節報酬から第13節使用料及び賃借料が給付事務に係る経費を、それぞれ増額するものでございます。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額824万4,000円は、第18節負担金、補助及び交付金710万円が児童手当の対象となる児童1人当たり1万円の子育て世帯への臨時特別給付金を、第1節報酬から第12節委託料が給付事務に係る経費を、それぞれ増額するものでございます。

13ページ、14ページを御覧ください。第4款衛生費、第4項公衆衛生費、第1目予防費の補正額263万7,000円は、感染拡大防止のためのマスク、消毒液等を機動的に購入可能とするための消耗品費を増額するものです。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の補正額123万円は、町内の中小企業が融資を受けた際、1%を上限として利子の2分の1を町が補給するための補助金を増額するものでございます。

以上で、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第2号））の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 子育て世帯の臨時特別給付金給付事業の支出のほうについて、人数的には700人程度を見積もっているということですのでよろしいわけですか。程度というのは、もうはっきり今分かっている、その人数を1万円掛ければよろしいと思うのですけれども、そういう金額でいいかどうか、その点について

てお願いします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

710人は、3月末までの対象となる方全ての人数を計算して要求したものでありますが、現在のところ対象者は公務員を除き363件と言えはいいのですか、626人が1万円の交付の対象となります。

児童手当の本則給付とあって、所得の大きい方は5,000円しか出ていないのですけれども、その方たちは対象になりませんので、626人の方プラス申請の必要な公務員に今後支給をするという形になります。

なお、6月8日に児童手当が2月から5月分までが出ておりますが、ここでの対象の受給者が381でございます。うち5,000円しか出ない特例の方は13世帯でございます。

以上です。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、これについて5月31日現在でいくと、多分ゼロ歳から14歳は636人いるというふうなことになるって、これは5月31日です。今課長の言われた626人という、これで13人特例のほうがあるからと、これは日にちがずれているから仕方ないと思うのですが、公務員の場合には、これ申請をしなければいけないわけです。という、その数もここに入っているのかどうか。公務員の方は、例えば申請しなかったりしたら、これは当然その額が少なくなったりということがあり得ると思うのですが、ついでですから、公務員の申請について案内はされるのか、この人数に入っているのかと、その2点についてお願いします。

○議長（野口健二君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど3月31日現在、全て対象となる人数が710人で算定しているということですから、これには公務員の児童手当の特例給付の方も含まれています。

先ほど言った人数が、今回の子育て世帯への特別給付金の対象となる方が636人プラス公務員ということになります。公務員については既に申請をしております、申請が上がってきている方もいらっしゃいます。

以上です。

○5番（村田徹也君） すみません。今ちょっと人数がさっき違ったのだけれども、626人とさっき言われていたのですけれども、私が636人と聞いたのだけれども……

○健康福祉課長（中畝康雄君） ごめんなさい、626です。

○5番（村田徹也君） 626でいいわけね。はい、分かりました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第

2号))を採決いたします。

本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野口健二君) ご異議なしと認め、よって議案第30号は原案どおり承認することに決定されました。
では、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時15分

○議長(野口健二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長(野口健二君) 日程第14、議案第31号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 議案第31号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(野口健二君) 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長(福嶋俊晴君) 議案第31号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおりでございます。

概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴いまして、個人番号の通知カードが廃止されたため、長瀬町手数料徴収条例の通知カードに関する箇所を削除するものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料、新旧対照表によりご説明させていただきます。新旧対照表を御覧ください。第2条第1項中第18号の通知カードの再交付手数料1件につき500円を削り、第19号を第18号とするものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 長瀬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第15、議案第32号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第32号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

低所得者に対する介護保険料の軽減措置を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免実施に係る規定を整備したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（中畝康雄君） それでは、議案第32号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正内容は、提案理由のとおり低所得の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため改正するもので、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されたことにより行うもの。また、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免実施に係る規定を整備するものでございます。

改正内容は、従来から軽減措置が行われてきた生活保護受給者や世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税所得金額と課税年金収入が80万円以下の第1段階、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税所得金額と課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の第2段階、世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税所得金額と課税年金収入が120万円を超える第3段階までの第1号被保険者について、減額

幅を引き上げるものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方に対し、介護保険料の減免が行えるようするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧ください。第2条第2項でございしますが、「令和元年度及び」を削り、第1項第1号の保険料を「23,760円」を「19,000円」に改めるものでございます。第3項、第4項でございしますが、「23,760円」を「19,000円」に改めて読み替えるという規定になりますので、分かりにくいと思いますので、現行の保険料が幾らになるかという形で説明いたします。

第3項でございしますが、「令和元年度及び」を削り、第1項第2号の保険料「39,600円」を「31,680円」に改めるものでございます。第4項でございしますが、「令和元年度及び」を削り、第1項第3号の保険料「45,930円」を「44,350円」に改めるものでございます。

なお、軽減の対象者は、第1段階352人、第2段階191人、第3段階198人の741人、被保険者全体の約28.4%、保険料は811万6,000円減となる見込みでございます。

次に、第9条第2項でございしますが、今回の改正に合わせて条文の整理を行うものでございます。

新旧対照表、2ページ目を御覧ください。次に、附則第9条として、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免」を加えるもので、時限的な規定であることから、附則で定めるものでございます。

第1項は、対象となる期間で、令和2年2月1日から令和3年3月31日まで。また、対象となる方は、第1号で、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合と、第2号で、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、そこにありますア、イの要件に該当する場合としており、アは、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の10分の3以上あること。イは、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得の合計が400万円以下であることとするものでございます。

参考資料の3ページ目、第2項でございしますが、遡っての減免はできないことから、申請期限の特例を定めておくもので、入院しており申請ができなかったなどの事情がある場合を想定しているものでございます。

議案に戻っていただきまして、裏面2ページ目です。附則第1条でございしますが、この条例については公布の日から施行するもので、改正後の附則第9条の規定は令和2年2月1日から、改正後の条例第2条及び附則第2条の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

また、附則第2条でございしますが、改正後の第2条の規定は令和2年度分の保険料に適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、従前の例とするものでございます。

以上で、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（野口健二君） ここで、会議の時間を延長いたします。



◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第16、議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億305万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を39億8,795万1,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回1億305万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を39億8,795万1,000円にしようとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正のうち、主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金の補正額6,577万4,000円は、国の補正予算において新設された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するものです。

第2目民生費国庫補助金の補正額304万4,000円は、放課後児童クラブ等における感染拡大防止策に係る経費や、午前中の開所に係る経費について国庫補助金を増額するものです。

第3目衛生費国庫補助金の補正額840万3,000円は、令和元年台風19号に係る災害等廃棄物処理について、

経費の2分の1を国が補助することとなっているため、増額するものです。

第16款県支出金、第2項県補助金、第1目民生費県補助金の補正額86万円は、放課後児童クラブを午前中から開所する経費の3分の1を県が補助することとなっているため、増額するものです。

第5目総務費県補助金の補正額600万円は、県のふるさと創造資金を活用した事業に係る補助金を増額するものです。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入の補正額66万円は、大字長瀬の町有地を売り払ったことによる増額でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄附金の補正額100万円は、新型コロナウイルス対策費等への活用のための費用として、寄附をいただいたことによる増額でございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第2目雑入の補正額266万9,000円のうち250万円は、一般財団法人自治総合センターからの助成金を増額するものです。

第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金の補正額1,464万4,000円は、歳出額との不足額を財政調整基金から繰り入れるため、増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきましてご説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第9目自治振興対策費の補正額250万円は、長瀬区による防犯灯の新設に対し一般財団法人自治総合センターの助成金を交付するため、増額するものです。

第2項企画費、第1目企画総務費の補正額7,890万3,000円ですが、第12節委託料のうち、移住プロモーション業務委託料800万円を除いた7,090万3,000円は、新型コロナウイルス感染症に関する予算となっております。

第18節負担金、補助及び交付金の説明欄を御覧ください。上から順にご説明いたします。子育て世帯家計負担支援給付金650万円は、中学3年生までの子供1人当たり1万円を給付するものです。保育・介護事業応援給付金80万円は、県の要請を受け事業を継続した保育施設、介護事業者に対し10万円を給付するものです。中小企業・個人事業主支援金2,000万円は、5日以上休業した町内事業者に対し5万円を給付するものです。生活支援臨時給付金3,215万円は、収入が住民税非課税水準まで減少した世帯に対し5万円から7万円を給付するものです。町内事業需要喚起推進事業助成金584万円は、町内の飲食店や観光スポットで利用できる割引パスポートを町民に配布することで、地域の需要喚起を図るものです。

第1節報酬から第11節役務費までと、第12節委託料のうち町内事業需要喚起推進事業用品作成業務委託料は、会計年度任用職員の雇用を含め、各事業の実施に係る経費を増額するものです。

第12節委託料のうち移住プロモーション業務委託料800万円ですが、移住希望者や長瀬町を知らない方々に長瀬町を知ってもらうために、移住に関する特設サイトをつくり、SNSの活用などによるプロモーションを行う業務の委託料を増額するものです。

第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉費の補正額484万4,000円ですが、第12節委託料のうち児童手当システム改修業務委託料23万4,000円を除いた461万円は、新型コロナウイルス感染症に対応する経費となっております。

第1節報酬、第8節旅費、第10節需用費、第17節備品購入費は、町直営の放課後児童クラブ等における午前中の開所や感染拡大防止策に係る経費を、第12節委託料のうち放課後児童健全育成事業委託料や民間運営の放課後児童クラブにおける午前中の開所や感染拡大防止策に係る経費を、第18節負担金、補助及び交付金は保育園における感染拡大防止策に係る経費を、それぞれ増額するものです。

12ページ、13ページを御覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目衛生総務費の補正額1,680万7,000円は、令和元年台風19号に伴う災害廃棄物処理に係る費用を補助するため増額するものです。

以上で、議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、大変内容的にまだ分かりにくいところが今の説明だとありますので、質問をします。

まず、子育て世帯の家計負担支援金というところは、先ほどの児童手当の特例の方もいらっしゃるわけですが、今度はこちらも含むわけですね。そこのところについて、多分さっき626人プラス13とありましたから、そのプラスアルファぐらいの人数なのかなということ、そこをまず1点。

それから、中小企業・個人事業主支援金2,000万円、これ予算取ってありますが、これについては国の支援が行き渡らない事業者についての支援か。だから、本当に町独自、ちょうど国のほうの支援が届かなかったと、でも収入が減ったということも含んでいるのか。それとも、そうでなくて5日間以上休業したということについてお金を5万円出すということなのか。

それから、生活支援臨時給付金の住民税非課税程度に収入が落ちた家庭、それともまたここのところは、住民税非課税世帯は全部これに含まれるのかどうかということ。

それから、町内事業需要喚起推進事業助成金というのについて、この内容がよく分からない。というのは、委託料のところでは推進事業用品作成業務委託料となっているのですが、もしかしてまちおこしの……すぐ名前忘れるのですが、地域おこし協力隊の人たちに何かつくってもらおうということを含んでいるのか。それにしても、この助成金と委託料の差があって、この内容をもう少し詳しく知りたい。

それから、議案で財政調整基金というのを全て2,083万7,000円出しているのですよね、この1号、2号、3号で。この財政調整基金の現在高が概略分かるのですけれども、正式に幾らあるのかというふうなことについて伺いたい。

もう一点あります。生活支援臨時給付金なのですけれども、5万円から7万円というのは、1人増えると5,000円プラスということで、7万円までということですね。そうすると、6万円でこの額を割ってみると大体535世帯ぐらいあるのです。その535世帯ぐらいが対象になっているのかどうか。

以上の点についてお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

企画財政課からは2点、子育て世帯家計負担支援給付金に関するご質問と、財政調整基金に関するご質問についてお答えを申し上げます。

まず、子育て世帯家計負担支援給付金の対象に、児童手当の本則給付でない人が含まれているかどうかというご質問ですが、議員おっしゃるとおり含まれております。ゼロ歳から中学校3年生までのお子さんを全員対象にしております。

次に、財政調整基金の残高でございしますが、議員おっしゃるとおり1号から3号の補正によりまして、取崩し額が2,083万7,000円の取崩しとなっております。それに伴いまして、現時点での財政調整基金の残高でございしますが、2億3,000万4,478円。もう一度申し上げます。2億3,000万4,478円という残高となっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、中小企業・個人事業主支援事業につきましてですが、対象となる方は緊急事態宣言後に休業、4月8日から5月31日までの間で5日間以上休業した町内中小企業や個人事業主を想定してございます。

支給額につきましては5万円としまして、対象予定者数としては400社。それから、そちらに関する通信費等の積み上げと、あと会計年度の任用職員の報酬を計上させていただいてございます。

2番目の生活支援臨時給付金につきましてでございますが、こちらにつきましては会社等の休業などにより、前年同月と比べまして収入の減額がありまして、住民税非課税水準となる低所得の方が世帯主または世帯の主な収入を占める場合に、給付金を交付するというふうなことで想定してございます。

単身世帯につきましては、5万円の支給で300世帯、1,500万円を見込んでございます。申請者と扶養者1名の方が、5万5,000円で210世帯、1,155万円を見込んでございます。申請者と扶養者等の2名の方で、6万円を想定しまして60世帯、360万円を想定してございます。申請者と扶養者等3名で、6万5,000円で20世帯を想定しまして130万円、申請者と扶養者等が4名以上ということで上限額の7万円となりますが、そちらのほうの世帯で10世帯を想定してございます。そのほか通信運搬費ということで、84円の600通を計上させていただいてございます。

また、もう一つの町内事業需要喚起推進事業につきましてですが、新型コロナウイルス感染症予防拡大の影響を受け、営業自粛などにより疲弊した町内の業者さんを支援するために、仮称としましてラブ長瀬ランチレジャーパスポートというものを作成しまして全世界帯に配布し、地域の消費喚起と町の魅力の再発見を図るということで計画してございます。

パスポートとしましては、1世帯当たり2,000円、500円の券を4枚を想定してございます。2,920世帯、584万円を計上してございます。

消耗品としましては、封筒ですとか町内のご協力いただく店舗用のスタンプ、それから3店舗以上利用した方には抽選会みたいなものができるといいなということで、商品みたいなものを考えておりまして、そちらのほうで34万4,000円、通信運搬費として67万2,000円、それからパスポート作成などの事務事業の委託料としまして277万2,000円を計上させていただいているものでございます。

簡単ですが、以上です。よろしく申し上げます。

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 子育て世帯家計負担給付金ですか、これは概略分かりました。

中小企業・個人事業主支援金については、5日間休業したところというふうなお話だったのですけれども、これはもう調査済みなのですか。私の知る限りでは何か観光協会報の中に、4月8日からかな、幾日休みましたかというアンケートを多分取ってあるのです。それではないとは思うのですが、その5日間休業というのは、事業主がこれから申請をするというような仕組みでやるのか。そうなってくると5日間休業というのが、どうやって認定するのかなというところがちょっと今のところは分からないで、どういうふうにするのかというところ。

それから、生活支援臨時給付金につきましては、今世帯数を1、2、3、4、5段階で発表していただきましたので、概略分かったのですが、これはだから、要するにもう出ているということですよ。世帯

数が出ていて、計算するとこの金額になると。3,215万円になるという計算の下に、ここのところ予算立てされているということですよ。

あと、この町内事業需要喚起推進事業用品作成業務の委託料の中で、パスポートをつくるというのだけでも、この277万2,000円も、そういう何かパスポートをつくるのに業務委託しているというのですが、まさか高いのではないのかなと感じを持っているのですが、どのような業務委託しているのか、ちょっと計り知れないのですが、そのパスポートというものが、そんなに金額がかかるのかどうかというふうなこと。とにかく需要喚起推進事業の助成金が584万円です。に対して半分ぐらい、この額の半分ぐらいが委託料に、また別途にかかっているの、どういうものをこのパスポートとしてやるのか、ちょっと金額が高過ぎるのではないかと、そのことについてお願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、中小企業・個人事業主支援事業の5日以上認定方法ということでございますが、こちらにつきましては対象者からの申出を基に、性善説になってしまうのですけれども、それを信じて……

〔「これからということですか」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） これからになります。

それから、生活支援臨時給付金の世帯数でございますが、こちらにつきましても、おおよそ住民税の非課税、課税世帯の約2割ぐらいが減少しているだろうという国等のベースを基に、税金等の資料の世帯収入額から逆算して計算して導き出してございます。

もう一つ、町内事業需要喚起推進事業の事務委託料277万円は高いのではないかとということで、内容ということだったと思いますが、パスポートにつきましては、偽造防止の4色のホログラム的なものを作成して、1枚べらのもので、なるべく安くいこうと思っています。あと、ポスターとステッカーを協力いただくお店とかに貼っていただくものとかをつけることというふうに考えております。

額についてなのですけれども、業者から見積りを取りまして3社からいただいて、その平均額を出させていただいて計上させていただいてございます。

簡単でございますが、以上でございます。よろしく願いいたします。

〔「では、最後」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、最後になりますが、一番最後の今の町内事業需要喚起推進事業用品の入札結果から、277万2,000円というふうなことなので、それが使えるお店とかいうふうな話だったのですが、長瀬町にそんなお店がたくさんあるのかなという気がするのです。ですから、例えば全町民にこれを一応周知するわけですよ、当然。だから、それがしっかりできれば委託料なんかやらないで、役場でつくってもできるのではないかな、ここでやっています、ここでやっていますというこれを配れば。そうしたら、この事業助成金のほうが約580から670、800万円ぐらいに振り分けられると。そうすると住民は、町民はそっちのほうがよっぽどいいなと私は思うのです。でも、もうこれでやって始めてしまうのか、そうなれば仕方ないのでしょうか。

あと、申請については厳正を期すということ、大変難しいと思うのですけれども、5日以上休みましたというふうなことで、自己申請をこれからやるというふうなことです。

それから、生活支援の臨時給付金につきましては、これ落ちがないように本当に周知のほうを十分やっ

ていただくと。そうでなければ本当に困った人で、住民税非課税世帯とかいってもなかなか分からないというかな、幾らぐらいがというのは、はっきり言ってあまり住民のほうは分かっていないと思うのです。そちらにお座りの方は大体分かっていると思いますけれども、そののところをしっかりと分かるような用紙で、ああそうか、ではこれは自分に関わるのだと。ぜひそれで落ちがないように、実施のほうをやっていただけるのかどうかということで質問のほうをします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

〔「答弁があるんじゃないの」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 答弁あるの。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 村田議員の再々質問にお答えいたします。

生活支援臨時給付金につきましては、漏れないようにしっかりとやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔「もうあれは駄目なのですね、何かステッカーを作ってどうのこうのというの」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 失礼しました。ステッカー等につきましては……

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） どうも失礼しました。

もう一つの町内事業需要喚起推進事業につきましてですが、パスポートと、そういった必要品なものをちょっと計上させていただきまして、ある程度盛り上げて頑張っていきたいということで計上させていただいてございます。

パスポートが、先ほどお答えしましたとおり3,000部つくってやりたいと。ポスターにつきましては、100部つくっていききたいと。ステッカーについては、お店等の状況にもよるのですが、300の予定をさせていただくと。あと、お店で使うスタンプとか、ちょっと細かいのですけれども、そういったものをいろいろ計上させていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今5番議員がいろいろ質問をした。私も同じような質問になるわけですが、まず1点目、これちょっと確認で違う案件なのですけれども、自治総合センターコミュニティ助成金、これ長瀬地区に街路灯という話だったので、私も商工会の街路灯がなくなって町内が暗いということで、いろいろ補助金を探してほしいということでお願いしていて、ようやくこういう助成金が見つかってつくれるということは、非常に風穴開けて、これから長瀬地区だけではなくて、町内全体が暗くなって困っているという悲鳴がありますので、この事業を細かくこれから先進めていっていただくように、こういう助成金がつくように、担当職員は頑張っていたきたいということがまず1点、ここお聞きします。

それから、先ほどからプロモーション業務委託料だとか、町内事業の今の話でステッカーを作ったり、ポスター作ったりという話の中で、以前から私は、観光業者はこれだけ補助金使って本当に売上げが伸びているのかどうか、税金につながっているのかどうかを調査、あるいは統計を取って調べてほしいというお話、何回もしました。その都度、統計は取ってありません、どこが業者だか分かりませんと言って、こういうのをつくるのおかしくないですか。どこに業者があるのか分からないという答弁をされていて、税

収をどの程度上がっているのか調べてほしいという話をすると、そういうの分かりません。守秘義務があります。それで、こんなに大きな税金をこのコロナウイルス対策で、非常に町民の人が困っている中に、こういう業者だけサービスを受ける。私、これおかしいと思います。

今回、今課長が言うように、ステッカー作ったり、判こを作ったりなんていうのが言葉が出るということは、もう既に始まっているのだと思うので、こういう業者に補助金つけていくのだったら、もういいかげんに、この長瀬は観光の税収がどのくらい上がるかしっかり調べてください。観光に、観光にと言って税金を投入していて、観光は本当に火がついて、長瀬を牽引していく観光立町にできるのだったらやってもらったほうがいいです。私は、特にずっと観光業者どうだろうかという、こんなに補助金くれてエンジンがかかっているのならしいです。幾ら御飯くれても繭をつくらないお蚕様では、ちょっと納得がいきません。

この移住プロモーション委託料、本当に真剣にやってください。税金、お金が人のところから来るからといって、簡単に使われては困る。観光業者がどこにどうにあるというのは、課長だって、これステッカー一配ったり何だりするのだったらもう分かるでしょう。そういうのしっかり調べてください。執行部全員、すばらしいスタッフがそろっているのだから。税収にしっかりつながるように、税金を使って税収が上がってくる。また、我々町民がそれにご加護を受けるような、そういうシステムにもうそろそろ変えてください。課長、どうですか。もう業者は分かるでしょう。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、関口議員の一番初めの一般財団法人の自治総合センターからのコミュニティ助成金についてお答えさせていただきます。

企画財政課長のほうの説明もありましたけれども、長瀬区が昨年申請しまして、今年の3月30日に助成金の決定を受けまして、当初予算で間に合わなかったものですから、この6月補正で上げさせてもらいました。こちらのほうは、長瀬区街路灯整備事業、LEDのソーラー防犯灯10基であります。こちらのほうは、東電柱ですとかNTT柱には共架できませんので、単独柱になります。

こういった助成事業については、関口議員よくご存じだと思いますけれども、一般コミュニティ事業で、お祭りの道具ですとか、あとはイベントのテントとか、いろいろ補助金があるのですけれども、あと除雪機ですか、そういうのを買っていますので、こういった周知は、まず毎年区長会で行政区に説明しまして、あとはコミュニティ協議会の団体、38団体、区長会も入っているのですけれども、38団体には今年もこういった助成金がありますので、活用してくださいという周知はしております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 関口議員のご質問のうち、移住プロモーション業務委託料についてお答えを申し上げます。

真剣にやってくれというご意見、真剣に受け止めましてやってまいります。先ほど来、いろんな方々から出ているかと思うのですけれども、こういったことをやるには、実際に届けたい相手に確実に届くような周知を行うことが大切だと考えております。今回ちょうど県の支援が受けられるということで行わせていただきますので、しっかりターゲットに届くようにプロモーションをやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、町内事業需要喚起推進事業につきましては、各世帯にパスポートをお配りするということでございまして、そちらのほうで使える業者さん等につきましては、これから募集をかけて手を挙げていただくというふうな状況でございます。今現在、観光業者さんがどの程度いるとかという正確な数等については、つかみ切れていない部分がございます。

また、観光協会の加盟の……

〔何事か言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 主にはあれなのですけれども、こちらにつきましては、町内のテークアウトとかランチとかを飲食店とかが、大島議員のお宅なんかも手を挙げてもらえば該当するかと思えますけれども、そういった飲食店さんの利用者さん等も踏まえて、あとは長瀬のレジャーパスポート、舟下りとかやっていないような方ですとか、ラフティングをやったことがないと、長瀬に住んでいながら長瀬の観光を体験したことがないといった方も経験していただくというふうなことも含めまして、そういったことで使えるようなものができればいいということで考えてございます。なものですから、観光業者が何社とかというのは、これからまだつかみ切れていない部分がありますので、税額等の調査についてはちょっとなかなか難しいかと思っております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ちんぷんかんぷんです。もう一度言います。総務課長のコミュニティ事業のこれは、LEDの防犯灯ができる、すばらしい風穴開けた本当にいい事業だと思います。これに続いていろんなコミュニティの団体が、今まで商工会が電気で明るく町内照らしていたけれども、老朽化して続かなくなったから何とかできないかということでやってきたけれども、今までどこをどう探っても、そういうLEDの防犯灯だとか、そういうのは事業がなかったから暗いまんまで来て、夜暗くて星がきれいな町だとか、そんなちんぷんかんぷんなことを言うような町へ進んできてしまったけれども、このことがあってよかったので、どんどん公表してアピールして、前子供議会があったときも、暗いとかなんとかというのもあったから、そういう事業に使えるように、総務課長どんどんアピールしてください。これすごくいい事業です。

企画財政課長の答弁いただきました。プロモーション事業、答弁してくれたけれども、我々それが移住に本当につながっていくのかどうか、定住自立圏でも何でもそうだけれども、移住だとかなんとかと言って、そんなに移住が増えてきていますか。もう無理なことは無理で、しっかり方向転換するなり、やり方を変えるなりしなかったら無理ですよ、こんなにお金使うだけで。お金使うのが目的でやるのだったら、こういう事業はもう本当にいい事業です。我々につながるような事業をしっかりと、汗かいたりしてみてください。テーブルの上でぱっとやって、SNSですか、そんなので済むのだったら、しっかりとってください。この委託料なんてもう本当に半端ではないのだから、こんなにお金。

それから、産業観光課長に言いますけれども、以前から、こんな話は今出た話ではないですからね、観光にこれだけ税金投入するのだったら、税収がどのぐらい上がっているか見て補助金をつけてくださいよという話は、もう私以外でも何人かそれやっています。今さらこの話が始まるのではないのだから、もうそろそろ観光で補助金をもらってこの町で商売しているのだったら、どの程度本当にエンジンがかかっていいのか。直近で言えば、固定資産税が3年間免除の長瀬町を牽引していく事業、なんていうのもやって

いますよね。だから、本当にそういう税金を使って長瀬町を牽引していくのが成功しているのであればいいと。観光も同じです。今言うように、各家庭にこの券をばらまいて、食べに行ってください。本当に課長、親身になって考えないと、例えば車で行ける若い衆ならいいですよ、もらって食べに行っても。お年寄りなんかでは、食べに行くの大変です。井戸あたりでそういうのありますか。本当に食べに行くだけだっただけ、こんなタクシー代使ったら行く人いないのだから、もっと考えてください、汗かいて知恵絞って。こんなお金を使ってそんな事業をやるのだったら、やらないほうがいいです。

もう一度言うておきます。せつかくこれだけのお金使うのだったら、税金につながるようにしっかり最後まで見届けてください。観光課長、お願いいたします。では、もう一回答弁お願いします。

○議長（野口健二君） 総務課長。

○総務課長（福島賢一君） 関口議員のご質問にお答えします。

こういった自治振興総合センターのほうからの補助事業、宝くじの助成金なのですけれども、こういうのを広めていけということなのですけれども、町村にやっぱり割当てがありまして、必ずつくとは限りませんが、希望があれば申請はしていただいて、県を通して決定はこちらの自治総合センターですということですので、今後行政区のほうには、会合があるたびに話はしたいと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

移住プロモーション事業が本当に移住につながるのかというご質問だったかと思えますけれども、すぐに何人増えましたということは難しいのかなとは思っております。ただ、種をまいておかないことには、例えば5年後とか数年後に移住を希望、考えている方に対して情報が届かないということになってしまいますので、移住に関する情報の周知ですとかプロモーションといったことは、やり続けていかないとけないかなと考えております。

また、お金を今回は800万円ということで大きな予算計上させていただいておりますが、これだけではなくて、職員が希望する方に、個別に町内を案内するツアーなども併せて行っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

〔「もっと声大きくしてくれる」と言う人あり〕

○産業観光課長（玉川 真君） 関口議員の再々質問にお答えいたします。

今回提案させていただいております事業につきましては、先ほど来申し上げますとおり、町内の全世帯にパスポート、1世帯当たり2,000円をお配りして、町内の事業者を支援するというところでやっております。なものですから、これが直接このまま税金につながるかということではございませんが、町内の事業者が元気になっていただくことによって、将来に向かって税金が増える種をまくということになると考えてございますので、よろしくご願ひいたします。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 総務課長、このLEDの防犯灯、さつき振興センター言いましたよね、私も商工会

の役員を連れて振興センターの所長と練ってきました。そういったときに、坂本所長も一生懸命いろんな補助金探したのだけれども、その当時はなかったと。残念ながらないので、また引き続き何とか私も一生懸命交通整理しながらと言ったことがこう実を結んでいるので、これをどんどん関係するコミュニティ事業の代表の人に広めてください、暗い、暗いと言っているから。ぜひお願いします。

企画財政課長も長瀬へ来たてで、まだよそのカラーがくっついていてこの町よく分からないから、これくっつけておいても、種植えて、それがだんだんすぐ実になるような考えでいるでしょうけれども、定住自立圏で一生懸命、そういう今言ったような事業やっているのです、同じような事業。だから、これだけお金使うのなら、すぐすぐは何人増えましたということは言えないだろうけれども、これをやるのだったらしっかり背骨にびしっと筋入れてやってみてください、増えるように。

観光課長、私が言っているのは、もうこれ券をくれて、私たちはもらうほうですよ、2,000円分。それを使って、商売をしている人を元気づけるのは、言っていることは分かるのです。だけれども、元気づけた後に、そういう業者が納税につながるようにちゃんと見届けてくれというお願いをしているのです。それが、今の答弁のような種がどうかこうかと言っているけれども、私それだったら納得いきません。せっかくお金使うのだから、これだけ。だったら2,000円ずつみんなにくれたほうがいいではないですか、給付金で。長瀬で使ってくれれば、そのポスターだの何でも要らないではないですか、判こ、スタンプを用意するとか。そうすればもっと元気になりますよ、長瀬が。2,000円ずつもらえば。もう一度決意を、総務課長と企画財政課長はいいでしょう。観光課長が、これだけのお金使ってやるのだから、答えて終わりにします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

今回事業をさせていただくものを頑張って展開することによりまして、税収につながるように頑張っていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） ランチレジャーバスポートが、大分皆様方には引っかかっているようでございますけれども、実は新型コロナウイルス感染症という大変な事態が発生した中で、町が大分寂しくなっているというのですか、疲弊してきているという中で、何か町が元気になる方法はないだろうかということで、各課からいろいろなご提案をいただきました。63でしたか、全部で63提案をいただいた中で、その中から精査して出てきた中に、地元のお店に行ったことがないという人たちもたくさんいるのではないかとということで、このような事業を計画したところでございます。

先ほど関口議員、うちのほうにはないというお話でしたけれども、井戸はあります。お食事どころも4つありますし、釣堀屋さんもありますし、それから今日ここにお座りいただいている議員さんのところで大島議員さんのところもそうですし、板谷議員さん……

〔「固有名詞は駄目だよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） では、そういう方たちもいるわけですから、観光だけではないのです。町全体の事業主さんにお諮りをして、手を挙げていただくという事業でございます。

〔「フジマートも使えるの」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そこは無理だと思います。

〔「でしょう」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ええ、そこは無理だと思います。地元の事業をやっている方ですから。その中で、周知の仕方、これに大分お金がかかるというのが出ているわけですが、これにつきましては、まだまだ決定したわけではございませんので、その中でいろいろ不要なものも出てくるのではないかと思います。

そうした中で、とりあえずこの予算ついてはありますが、これからいろいろと精査して、不要なものは要らないということでやらせていただければと思っております。

以上です。

○議長（野口健二君） 4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田でございます。いろいろ皆さん、これはもともとの交付金が6,500万という大きいお金ですので、これだけ振り分けてはいて、いろんな分野に行くようにはなっているのかとは見える中で、言いたいこともあります、1個だけ言わせていただきたいと思っております。疑問があるので、伺わせていただきたいと思っております。

11ページの真ん中辺の、何回も出ていますけれども、中小企業・個人事業主支援金の2,000万についてですけれども、実は5月の中旬に、本当に必要な支援等について事業者や事務局、二十数名にメールやラインで意見聴取をしたことがありました。特に観光、飲食店関連は、今回の影響で多くても前年比8割減といった状況でした。稼ぎどきの4月、5月の減収は、かなり厳しい状況だったということです。

そういった中、国の持続化給付金個人100万円、中小200万円は、個人や小規模事業者にはそれなりに効果があったようでした。次の県の支援金の1社20万、これについては中小企業はもちろん、個人事業主でも家族以外の方を雇用している場合には、焼け石に水といった意見が多くありました。それらの意見を踏まえても、今回の町からの5万円というのは、もらわないよりはもちろんよいのですが、5万円の支払いに本当に困っている方というのは、もう借入れが済んでいるといった方がほとんどの方でした。

財の消費量が増えるにつれて、財の追加消費分から得られる効果は次第に小さくなる、経済用語で限界効用逓減の法則というのがあるそうなのですが、これによると今回の支援金による効果は少ないと考えられ、個々に使うのではなくて、長瀬町全体が活性化して多くの事業者に波及していくような事業がよかったのではないかなと思っておりますが、そういった内容の意見というか、そういうのは出なかったものなのか伺います。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町中小企業・個人事業主支援金につきましては、提案させていただいた内容としましては、緊急事態宣言を受けた後、5月31日までの間で5日以上休業されている事業者へ1事業者当たり5万円というふうなことで考えてございます。

こちらの考えた根拠の部分でございますが、産業観光課のほうでいろいろお付き合いのあります観光協会さんですとか、商工会さん等にちょっと何気なく、町が補助、手当とする場合どんなものがあるのかなんていうお話をさせていただきましたときに、できれば現金がいいというお話を素直にいただきました。なおかつ、先ほど議員も言っていただいたとおり、県のほうでも20日以上休業で20万円とか、期間によってまた追加の10万とかいろいろ出ているというふうなことがございまして、こちらの県のスキームをなぞりまして、そちらの日数を、20日以上というものを町のほうとしましては5日以上から支給するというふうな形で、この事業を組ませていただいたものでございます。

また、大きなもので事業支援といったものについては、なかなかそういった広くお配りするほうがいいのかなということで、こういったほうの事業のほうで展開させていただいたということでございます。

また、1市4町1村の共同宣言、長瀬のほうに、秩父に来ないでくださいといった共同宣言なんかが行われたときに、共同宣言をしたけれども、町は何もしないのかいというふうなメール等もありました関係がありまして、町としては何かそういったことで手だてできないかなということで、こうした事業を考えさせていただいたものでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑ありますか。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） すみません。ということは、休業支援に対するという考え方でよろしいですか。事業者一律にお配りするというわけではないですね、もちろん5日以上休業というのが必要なので。そういうことなので、説明する場合には休業支援に対しての5万円なので、ご理解くださいではないですけども、そんなことでよろしいでしょうか。

それで、それに伴わないかもしれないですけども、先ほどのスタンプの件とか、今観光協会とかもちよっとお話を聞いたという話があるのですけれども、商工会でも今度テークアウトとかのチラシを作ったりするとかという話がありますけれども、そういったところも同じようなものがかぶってやってもしょうがないので、しっかりと話をさせていただいて、またそのスタンプとかについては今後も、今回だけではなくて、その後も使えるようなものにしていただければと思いますので、すみません、お願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

今回作るスタンプ等は、今後のものにも活用できるようなふうを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長、休業支援。

○産業観光課長（玉川 真君） 失礼しました。休業支援かどうかという部分が回答が遅れて申し訳ありませんでした。一応5日以上休業をしていただいた協力金の休業支援ということで考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 今の中小企業・個人事業主支援金なのですが、2,000万取ってあります。そして、5万円掛ける400社とあるのですけれども、よく考えると上長瀬から矢那瀬までお店をこういうふうの数えてみて400社あるのですか。

それから、そこで町民の人に2,000円ずつ券をくれますけれども、それを持って買いにいけるうちに、それで町内のというと、皆さん生活圏から考えると、フジマートにヤオコーに、大体の行くところがウエルシアと決まっているのです。それで、違うところといっても、2,000円もらって行くといっても、大体行かないというのが多いのですけれども、大がかりに400社というのではなくて、400社というのはちゃんと数えて、そしてそれを言っているのですか。観光課長、お願いします。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

長瀬町中小企業・個人事業主支援金の対象者数の選定方法といいますか、数え方でございますが、商工

会の加盟の会員数の方と観光協会の加盟数の方、それがダブルのブッキングしているところを差し引いて、それからあと個人事業主としまして、税務課のほうに個人事業主の開業の届出をいただいた方、それからどうしてもそういうふうな拾えない方を若干見るということで、400事業者ということ想定させていただきました。

以上でございます。

○議長（野口健二君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 個人事業主というのは、要するに一人親方とか、それから今でいいますと長瀬の船頭さんも全部個人事業主なのです。だから、それも全部入れてしまって、しなくて400社というのはないかと思う。だから、個人事業主というのは、お金を2,000円もらったって、それは使えないところに、船頭さんあるのだから、そこに乗ればいいと言うけれども、今まで30年も40年もたっていて乗らない人というのは、それももらったからって乗りになんか行きません。お店だって、そのうちには行かないのだからと、券が来たのだから行ってくださいと言ったって、あそこのうちなんか行かないよなというのがすごくあると思うのです。だから、行くということには、今聞きましたが、個人、長瀬町のという、フジマートとか、ヤオコーとか、ウエルシアとか、そういうところだったら、あもらってよかったなと言うけれども、個人事業主でもらったってそんなにありがたかないやねというのがあれなので、どういう考えなのだけ。

〔何事か言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） だって、2,000万が5日間で5万円で400社と書いてある。

○議長（野口健二君） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） 大島議員の質問にお答えします。

質問が、長瀬町中小企業・個人事業主の支援金の部分と、町村事業需要喚起推進事業の内容がミックスされて質問されているようなので、ちょっと私としても答えづらいのですが、まず中小企業・個人事業主の支援金につきましては、緊急事態宣言が出て4月8日から5月31日までの間に、ご自分がやられている事業を5日間以上休業された事業主の方、個人、中小企業含めてお配りする金額でございます。

先ほど来、町内で使えないと言われていた部分の町内事業需要喚起推進事業につきましては、町内の飲食店とか観光スポットで使えるパスポートの配布ということでございますので、船頭さんのところで使うとかそういうものではございませんし、使える事業者につきましては、これから募集をかけて手を挙げていただくというふうなことでやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○8番（大島瑠美子君） 追跡調査をする必要があるということね。はい、いいです。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

反対討論。5番、村田徹也議員。

○5番（村田徹也君） 町で考えられたこの事業、国からの臨時の地方創生補助事業をやっていただくということは、これいいことだと私は思います。しかし、内容的に見て、まずこれちょっとそことは離れますが、補正ですので、節についての討論としますが、移住プロモーション業務委託については、これ今まで

も随分業者委託していますが、600万の県の補助金ですので、600万で済ませるような状況でなければ、今までの効果は全く検証、発表されていないので、600万にするべきだと。

それから、中小企業の個人事業主支援金につきましては、やはり見えない、5日以上休業であったらばということは規定されているけれども、自己申告というふうなこと、これどうなのかなと。やはり自分の一般質問でも言いましたが、皆野町は国の補助が受けられないところについて出しています。もう規定されています。ですから、そういうところを拾うというのがよかったのかなと。

もう一点、これは、横瀬町では同じようなプレミアム商品券でやっているのですけれども、もう裏に全部該当のお店が出ています、これでやるのだと。やはりこういう事業をやるには、こういう下準備ができてからやるのが当然かなと。ちなみに、個人的なことを言いますと、私時計の電池がありません。長瀬町、よく考えて、時計をちゃんと電池を交換できる場所があるかと、皆野町にあるかと、ないのです。皆野町にも聞きました。そうしたら、やはり長瀬町でもない、非常に困るといふ長瀬町の状況はあります。観光業者さん、当然これは補助していくべきだと思いますが、観光業者補助とか、やはり自粛で閉めていますので。ただ、その券をもらって、我々がそこへ果たして買いに行くか、舟を乗りに行くか。やはりこれ普段の生活で使えるところという内容になっていない。

それからもう一点、この277万2,000円、これが下に載っていれば我慢どころで賛同できるのですが、これが別枠で業者委託になっているということ。だから、主な2つの理由、プロモーションの移住定住が200万町の持ち出しがあるということで賛同できません。

以上です。

○議長（野口健二君） 次に、賛成討論を許します。

4番、岩田務君。

○4番（岩田 務君） 4番、岩田です。私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の6,577万円の財源である臨時交付金は、脱コロナに向けた協生支援金ということで、国からでは目の届かない地域の現場を知り尽くした皆さんだからこそできる独自の対策のために、交付金が予算化されたとあります。

そういった中で、いろいろこれをやったらもうかるのではないですけれども、よくなるのだという正解がない中で、様々な分野に振り分けてあるのかなということを感じたこと。それと、今私も疑問点がある中で、その疑問が解消されたということ。最終的には政策判断ですので、先ほど職員の方63件ぐらいのアイデアが出てきた中から選び抜かれたものということでございますので、私はその役場の皆様の考えを支持させていただくということで、賛成討論とさせていただきます。

○議長（野口健二君） ほかに討論ありますか。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 今、賛成討論がありました。私は、先ほど意見をしたように、この補助金は脱コロナ、そして地域を知る皆さんがいろいろなものに使ったほうがいいというお金の中で、観光あるいは飲食事業に使うという商品券、いろいろありました。私は、そういう中で商品券を発行して、1件2,000円ずつくれるのであれば、もっと簡単にして、例えばコロナで困っている、私は一般質問でもやりました。マスクで困っている人がいる、学校が休業して、うちの子供は授業から遅れているのではないかという心配がある方、いろんな脱コロナで余計な心配をしている方が大勢います。だから、子供たちに学用品、問題集買ってあげる、マスクを買う、そういう自由に使えるように私は給付金にしたほうが、その委託料、

いろんなパンフレットを作ったりステッカーを作ったり、余計なお金がかからず皆が喜んで元気になれるのは、給付のほうが決定的に利用価値があるということで、反対をいたします。

○議長（野口健二君） ほかにありますか。

1 番、板谷定美議員。

○1 番（板谷定美君） これからの自治体は、自らの創意工夫によって個性豊かなまちづくりを進めるべきだと私は考えております。

今回の移住に対しても、ただ移住、移住ではなくて、どうすればここに移住してもらえるのかどうかということを十分に検討していただき、このお金を有効に使っていただきたいなど、そういうふうを考える次第でございます。

それと、町内事業者の喚起ということに対しては、各町内の住んでいる人が町内業者を助けるという意味合いだと私は感じております。そういう面でも、こういうものに対しては、やっぱりやっていきたいなというふうを考えております。賛成の意見として申し上げます。

○議長（野口健二君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和2年度長瀬町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野口健二君） 起立多数なので、原案どおり可決されました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第17、議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第34号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

長瀬町役場庁舎空調設備更新工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 議案第34号 工事請負契約の締結につきましてご説明いたします。

長瀬町役場庁舎空調設備更新工事につきましては、昨年度、氷蓄熱ユニット2基のうち1基が故障したため、令和元年9月定例会にて補正予算をお認めいただき、設計業務を委託し、その設計に基づいて当初予算に工事請負費を計上したものでございます。

氷蓄熱ユニットは、2基とも稼働後24年以上を経過しており、修繕での対応は困難なため、ユニットごと更新することといたしました。ユニットは、現在の氷蓄熱方式から非蓄熱方式に変更し、それに伴う中

央監視装置のソフトウェア変更や受変電設備の改修等を行います。

契約の概要でございますが、議案書を御覧ください。

- 1、工事名、長瀬町役場庁舎空調設備更新工事。
- 2、施工箇所、長瀬町大字本野上1035番地1。
- 3、履行期限、契約の日から令和2年12月11日まで。
- 4、請負金額、6,177万2,700円で、この金額は消費税等を含んでおります。
- 5、請負業者、秩父市大野原1133、株式会社ケーアイ秩父支店、支店長丸岡正治でございます。

令和2年4月23日に指名競争入札を執行し、最低の価格で応札した株式会社ケーアイ秩父支店を落札者として決定いたしました。

作業中は空調が使用できなくなることから、10月から11月にかけて作業を行う予定です。

以上が、工事請負契約の締結についての議案の内容でございます。

よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、村田徹也議員。

○5番（村田徹也君） 令和2年度予算書によりますと、この見積金額が9,889万円という金額でした。そのうちの7,550万円が公債費というふうなことで、借入れがそうになっていたと。ところが、3,711万7,300円安くなっているということで、37.5%です。だから、一応最初の設計業務ですか、やったのに対して37.5%、一般的にこんなに安くなるということはなかったように記憶しているのですが、ではこの6,177万2,700円となった場合に、当然公債費という借入額も変わってくるのだらうと思いますが、安いのはいいと思うのですが、安いので当初見積りが甘過ぎたのか、それともこの37.5%安くなったというのは、私は不思議なのですけれども、そんなところで大丈夫なのかという疑念が湧くわけで、そこについての説明をお願いします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず1点目、予算から37.5%下がっているということで、見積りが甘かったのではないかとこの点につきましてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、予算額は9,889万円を計上しておりました。これにつきましては、予算編成の時点で設計業者からいただいております概算の工事費を基に予算を計上しておりました。設計の業務委託の期間が2月末までだったのですけれども、最終的にいただきました設計額に基づいて、入札をかけるときの設計額、予定価格を設定したのですけれども、その設計額につきましては8,236万3,600円。

〔「もう一度お願いします」と言う人あり〕

○企画財政課長（大栗 徹君） はい。設計額ですが、8,236万3,600円。ですので、この時点で予算額からはおよそ1,600万円、16.7%下がった設計額、予定価格で入札を行わせていただきました。

今申し上げたとおり、もともとこの設計額で予算が計上できていればよかったというご指摘はあるかと思うのですけれども、予算編成の時点では概算工事費までということだったので、そちらで計上をしたところでございます。なので、その予定価格、設計額である約8,200万から落札額である6,177万2,700円、こちらでは予定価格から25%減少した価格で落札となっております。こちらについて、低いのだけれども大丈夫かというご質問だったかと思いますが、町のほうで設定いたしました最低制限価格の範囲内である

こと、また今回別に管理業務を委託する予定でございます。そちらによりまして、工事の質の担保を図ることができると考えております。

以上でございます。

○議長（野口健二君） ほかに質疑は。

〔「では、1点だけ」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 分かりました。では、令和2年度予算が出た段階でのこの額が甘かったと。甘かったという設計、実際そうですね、数字的に見れば令和2年の予算に出ているのだから、当然そういうことかなと受け止めさせていただきます。

これでいくと、25%で最低制限価格は上回っているというふうなことなので、これ一般的25%ぐらいはあり得るという考えでいいのかどうか、ちょっとあまり入札関係とか分かりませんので、その点だけお答え願えればと思います。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

最低制限価格というか、25%下がった額が一般的かということなのでございますけれども、具体的な数はちょっと手元にないのでございますけれども、町で入札を執行する工事等につきまして、25%予定価格から下がった額で落札するというのは割と多くございます。なので、大丈夫かと思っております。

以上です。

○5番（村田徹也君） あとは、だから借入れも決まっていますよね、それは変更になったと思うので。公債費。

○企画財政課長（大栗 徹君） 町債の発行額ということですか。申し訳ございません、そちらにつきましては今手元に資料がないので、後ほど答えさせていただきます。

○議長（野口健二君） 10番、染野光谷君。

○10番（染野光谷君） これが1億円ぐらいかかるというような話のことですね。それで、確かに安く決まったというのですが、この業者という、何かいつも何々業者が入札した、こうだよというのがあるのだけれども、そういう印刷物はないのですか。指名業者が何社でして、それでこれでやってくれたというので。それで、丸岡さんというのは、これ丸岡設計とかなんとかというところですか。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 違う、そうですか。すみません。こういうことをするには、何社か入ってこうだよ、幾らで入札しましたよとかあるのだけれども、そういうのをちょっと見たいのです。いつも業者が何社で、こうだよというのがあるけれども、ちょっと。

〔何事か言う人あり〕

○10番（染野光谷君） 案外幅があることが、分かりました。これでは談合ではないような感じがする。すぐ心配するのです、私は。国から来る、お土産持って地方でしてくれるなんていうときにはヒルミたいなものがくっついてくるでしょう、よく。だから、言葉は悪いかもしれませんが、これは談合ではないなというのが分かりました。ありがとうございました。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありませんか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど5番議員からも、安いのはいいけれども、不思議な価格だということで、私も大丈夫なのかなというのを非常に感じました。

まず、直接いろんなものを買って、製品を買ってから設置するのが仕事の業者なのかなと思って、そのところでケーアイ秩父支店というのはあまりなじみがない、聞かない会社なのですけれども、この会社の規模とか代表者、従業員数、それから主な工事箇所、そういうふうなことについて、あとそれから商品が確かな製品であるのか、それから事業者は、結局そういうふうなことを知りたいものでお尋ねいたします。

もう一つ、先ほど管理業務をかけるから担保をその辺でできるという回答がありましたけれども、管理業者名、また担保する管理業者名、その辺のところケーアイに直接結びつく人なのかそうでないのか、そんなところも含めてお聞かせいただきたいと思います。秩父支店ということですので、そのほかにも何店か店があるかと思うのです。そういう点で、秩父支店の従業員数、ケーアイ全体での従業員数、それ両方お願いいたします。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず今回の落札者である株式会社ケーアイ秩父支店、本店等も含めた事業者の規模、事業員数等ということでございます。本社、本店がさいたま市で、熊谷と秩父に支店がある業者だったかと思いますが、従業員数等のデータにつきましては、申し訳ございません、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。

過去の実績は、大きなものを行ってございまして、直近でいいますと県立の循環器・呼吸器病センター本館棟空調設備改修ということで、昨年度県の発注で8,300万を超える金額の工事を行ってございます。そのほかにも、平成29年度や27年度に今回の工事と同規模以上の工事を行った実績がございまして。

次に、管理業務の委託先でございまして、こちらにつきましては設計を行ったところと同じ業者が結果的に落札をしております、熊谷市の有限会社エーピー・イー。設備設計、こちらに委託をする予定でございまして。

以上です。

○9番（新井利朗君） 製品の名前はまだ決まっていないのですか。

○企画財政課長（大栗 徹君） 失礼いたしました。答弁が漏れておりました。製品につきましては、今新井議員おっしゃっていただいたとおり、これから設計書の要件を満たすものを落札者、工事請負業者が提案してきて、それを管理業者がきちんとチェックをして、機能を果たすものかどうかというのを判断した上で決めるものになっております。

以上です。

○議長（野口健二君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 今ちょっと詳しく聞かせていただいたのは、あまりにも安かろう悪かろうでは非常に困るわけでありまして、これから先いろんな面での管理業務をするについて、追加であったり、また結局修理費用とかいうものがかさんでいくようでもいけないと思うので、その辺の製品の補償とかいうふうなものを得られるためには、その情報が必要なものであると。とにかくその製品の補償についても、何年ぐらいあるものなのか、その辺のところもしっかりと調べて教えていただきたいと思っております。

○議長（野口健二君） 企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 新井議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり安かろう悪かろうで、更新したけれども、すぐに故障しましたでは町としても困りますので、そこは管理業者と当然町の職員が検査員、監督員になりますので、そこと協議をしながら補償が何年つくかとか、そういったものも含めて、きちんとした製品が入るように進めていこうと考えております。

以上です。

○議長（野口健二君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案どおりに可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第18、議案第35号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第35号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について提案理由を申し上げます。

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島賢一君） それでは、議案第35号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてご説明申し上げます。

提案理由は、町長が申し上げましたとおりでございます。

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴い、組合規約の変更が生じたため、関係地方公共団体の協議を経て埼玉県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法第290条の規定よ

り、この案を提出するものでございます。

規約の変更内容についてご説明いたします。参考資料、議案第35号を御覧いただきたいと思います。新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず、1ページ目のこちらの別表第1（第3条関係）は、組合を組織する地方公共団体を掲げております。

続いて、次の2ページを御覧いただきたいと思います。こちらの2ページ、第4条関係は組合の共同処理をする事務で、そのうち第4条第1号関係は、常勤の職員に対する退職手当の事務で、それぞれ表中「鴻巣行田北本環境支援組合」を「彩北広域清掃組合」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約の施行日は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第35号の説明とさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第35号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。



◎議案第36号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第19、議案第36号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第36号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに任命する委員に占める認定農業者等の割合が過半数に満たないため、その割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野口健二君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（玉川 真君） それでは、議案第36号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が説明したとおりでございます。

本案は、農業委員の選定方法が公職選挙法に基づくものから、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改正されたことを受けまして、新たに町長が委員を任命する際は、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。例外措置として農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号に、区域内の認定農業者の数が委員定数の8倍を下回る場合において、委員に占める認定農業者等の割合を過半数とすることが委員の任命に著しい困難を生ずる場合に、議会の同意を得て、その割合を委員の少なくとも4分の1とすることを可能とする旨の規定がございます。

当町における農業委員の定数は13名でありますので、この定数を8倍いたしますと104名となります。現在の当町の認定農業者数は24名となっておりますので、例外措置を定めた施行規則第2条第2号に該当いたします。

また、次の議案で農業委員会委員の任命についてをお諮りいたしますが、今回農業委員の任期満了に伴い、新たに農業委員に任命を予定している候補者13名のうち、認定農業者は4名で委員の過半数を満たしていないため、委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

以上で議案第36号の説明を終わりとさせていただきます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第36号 長瀬町農業委員会委員に占める認定農業者等の割合を委員の少なくとも4分の1とすることについて採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案どおり同意することに決定しました。



◎議案第37号～議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第20、議案第37号から日程第32、議案第49号 長瀬町農業委員会委員の任命に

については13議案とも関連がありますので、一括議題といたします。

本13議案につきまして、提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第37号から第49号 長瀬町農業委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

長瀬町農業委員会委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となるため、新たに委員として須賀勤さん、高田幸好さん、鈴木誠さん、久保田穂積さん、山口俊司さん、櫻井汪さん、林春政さん、染野嘉明さん、堀口榮一さん、宮澤史明さん、小埜一博さん、高橋満さん、井上ゆかりさんの計13名を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、この案を提出するものでございます。

まず、須賀勤さんの経歴等について申し上げます。須賀さんは矢那瀬上郷区にお住まいで、昭和27年11月23日生まれの67歳でございます。民間の会社に長期にわたり勤務され、昨年定年退職されてから奥様と農業に励んでおり、地域からの推薦を受けております。

次に、高田幸好さんの経歴等について申し上げます。高田さんは下袋区にお住まいで、昭和14年11月23日生まれの80歳でございます。平成29年から農地利用適正化委員としてご活躍いただいております。農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、鈴木誠さんの経歴等について申し上げます。鈴木さんは井戸上郷区にお住まいで、昭和14年8月18日生まれの80歳でございます。平成26年から農業委員として、現在は農業委員会の会長としてご活躍いただいております。農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、久保田穂積さんの経歴等について申し上げます。久保田さんは五区にお住まいで、昭和25年12月8日生まれの69歳でございます。五区の区長を務められた経歴があり、地域からの推薦を受けておられます。

次に、山口俊司さんの経歴等について申し上げます。山口さんは下山区にお住まいで、昭和28年7月8日生まれの66歳でございます。現在、民間の会社に42年間勤務され、所有農地で農業を営んでおり、地域からの推薦を受けておられます。

次に、櫻井汪さんの経歴等について申し上げます。櫻井さんは杉郷区にお住まいで、昭和20年6月13日生まれの74歳でございます。平成29年から農業委員としてご活躍いただいております。

次に、林春政さんの経歴等について申し上げます。林さんは辻区にお住まいで、昭和25年3月18日生まれの70歳でございます。長瀬町シルバー人材センターにて活動する傍ら、畑を15アール耕作されており、地域からの推薦を受けておられます。

次に、染野嘉明さんの経歴等について申し上げます。染野さんは小坂区にお住まいで、昭和22年3月23日生まれの73歳でございます。民間の会社を退職後、実家の畑にて野菜作りをされております。地域からの推薦を受けておられます。

次に、堀口榮一さんの経歴等について申し上げます。堀口さんは上長瀬区にお住まいで、昭和25年7月30日生まれの69歳でございます。平成29年から農業委員としてご活躍いただいております。

次に、宮澤史明さんの経歴等について申し上げます。宮澤さんは宮沢区にお住まいで、昭和27年6月6日生まれの68歳でございます。イチゴ栽培を中心に農業に専念され、ちちぶ農業協働組合からの推薦を受けておられ、農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

次に、小埜一博さんの経歴等について申し上げます。小埜さんは長瀬区にお住まいで、昭和24年1月9日生まれの71歳でございます。長瀬町商工会長、長瀬町観光協会顧問、長瀬旅館組合長などを務められた経歴があり、長瀬町商工会からの推薦を受けておられます。なお、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有していない方でございます。

次に、高橋満さんの経歴等について申し上げます。高橋さんは岩田区にお住まいで、昭和24年10月6日生まれの70歳でございます。平成26年から農業委員としてご活躍いただいております。

最後に、井上ゆかりさんの経歴等について申し上げます。井上さんは井戸下郷区にお住まいで、昭和44年4月3日生まれの51歳でございます。埼玉県農業大学校を卒業後に就農され、野菜を中心に農地を10アール耕作しております。農業委員会等に関する法律第8条第5項第1号に規定する認定農業者でございます。

以上、13議案につきましてご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

ここで、ちょっと議長いいですか、暫時休憩をしていただいて。

○議長（野口健二君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後6時16分

再開 午後6時23分

○議長（野口健二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第37号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第40号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第40号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第41号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第42号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第42号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第43号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第43号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第44号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第44号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第45号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第45号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第46号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第46号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案どおり同意することに決定しました。

これより議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 長瀬町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案どおり同意することに決定しました。

企画財政課長から発言を求められていますので、許可します。よろしくお願ひします。

企画財政課長。

○企画財政課長（大栗 徹君） 先ほど空調設備更新工事のご質問の中でお答えできていなかった部分につ

いて、お答えをさせていただきます。

まず、村田議員からのご質問のうち、町債の発行額についてでございますが、当初予算では75%の充当率で計上しておったところでございます。こちら、充当率の変更ができる可能性が今あるということで、金額については現在精査中でございます。まだ具体的には決まっておりません。

もう一点、新井議員からのご質問のうち、株式会社ケーアイの従業員数及び資本金についてでございます。資本金については2,000万円になっております。また、従業員数については、会社全体で22人、秩父支店が4人となっております。

以上です。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野口健二君） 日程第33、議案第50号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第50号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員である朽原高雄氏の任期が令和2年6月19日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて、議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口健二君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案どおり同意することに決定しました。



◎経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野口健二君） 日程第34、経済観光常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎字句の整理

○議長（野口健二君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。



◎閉会について

○議長（野口健二君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野口健二君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。



◎町長挨拶

○議長（野口健二君） 閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、専決処分、条例の改正案、補正予算案などの合わせて29件の重要案件につきまして慎重な

ご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じます。

今回の議会でご議決賜りました新型コロナウイルス感染症対策に関する各種施策につきましては、町民の皆様には早急に支援が届くよう取り組んでまいり所存でございます。議員の皆様におかれましても、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月定例会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



◎閉会の宣言

○議長（野口健二君） これをもちまして、令和2年第2回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後6時40分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 9月11日

議 長 野 口 健 二

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 新 井 利 朗

署 名 議 員 染 野 光 谷